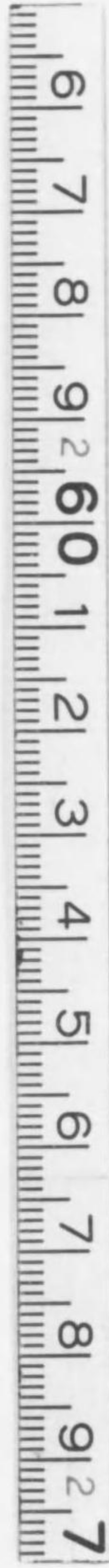


R025.1-W125



1200500765697

R025.1
12
⑦



始



R025.1
W12

大學堂 和田英松著

本朝書籍目錄考證

東京 明治書院

緒言

一 本朝書籍目録は、世に傳はりたる國書の總目録中、最も古きものにして、本書は、これに載せたる典籍に就いて、考證解説を施したるものなり。往年、列聖及び皇族の御撰に關する資料を蒐集せしをり、御撰以外のものをも、廣く檢索したりしが、御撰は、列聖の御撰のみを考究して、一部となし、曩日「皇室御撰解題」として、列聖全集に收め、近時更に皇族の御撰を加へて増訂し、「皇室御撰之研究」と改めて、高松宮家より拜受したる有栖川宮の獎學資金によりて、これを出版したり。御撰以外のものも、その中より、特に本朝書籍目録に載せたる典籍に關するもののみを撰びて、これが考證解説を試み、明治四十年の頃、稿本五冊を書きをへたりき。されど、本朝書籍目録は、刊本の外、寫本多く、互に異同あれば、これを校定

し、考證解説にも修正を施して、出版する事とせり。校定に参考したる寫本は、圖書寮、神宮文庫、内閣文庫、東京、京都、東北、東京文理等の各大學、彰考館、侯爵前田利爲氏、伯爵三條西實義氏、岩崎文庫、靜嘉堂文庫、神習文庫、徳富猪一郎氏、文學博士松井簡治氏、同佐佐木信綱氏、同山本信哉氏、猪熊信男氏、池田龜鑑氏、後藤丹治氏等の所藏、及び家藏のものを併せて約五十二部に及びたり。今はその主なるもののみを註し、その他は、一々その異同を擧げず。

— 本朝書籍目録に載せたる典籍の中には、列聖、及び皇族の御撰二十部ばかりあり。そは既に皇室御撰之研究に載せられたれば、本書には、これを簡略にしたれど、中には、特にこれを詳にしたるものも交れり。

— 本朝書籍目録に載せたる典籍の中、日本書紀、北山抄、政事要略、和漢兼作集等の類、その考説を雑誌に載せたるものは、これをその末尾に附載したり。

— 本朝書籍目録に載せたる典籍は、五百部に足らざりしが、缺逸したるもの多く、世に傳はりたるものは、三分の一に過ぎざれど、その中には、古寫本あるもの尠からず。また古刊本、及び古き繪卷のあるものもあれば、その中より、特に百種ばかりを選択して、その一部分の寫眞版を挿入したり。寫眞版の中には、原本に就いて撮影したるものあり、寫眞によりて複寫したるものもあり、古簡集影、及び育徳財團、古典保存會、複本協會、東方文化學院等にて、複製したるものによりたるものもあり。今は一々そのよしを註せず。

— 本朝書籍目録に載せたる典籍は、鎌倉時代を下らざるもののみなりしが、この外、世に傳はりたるもの、及び傳本はなけれど、古書舊記等に書名の見えたるものにして、この目録に漏れたるものも尠からず。殊に

鎌倉時代以後の編著にかゝるものの多數なりしは、言ふを俟たず。是等に就いても、往年來、蒐集検索したる材料ありしが、その大部分は大正十二年の大震災に焼失したれば、遺憾ながら、今はこれを集成せん事は期し難し。

一 本書を出版するにあたり、校定に参考したる本朝書籍目録の寫本、考證解説に要したる諸書、及び撮影したる古寫本を所藏せられたる方々に對し、厚く感謝の意を表す。

昭和十一年十一月三日

文學博士 和田英松識す

本朝書籍目録考證 目次

緒言	一
本朝書籍目録解題	一
索引	一
圖版目録	一
一 神事	一
二 帝紀	三
三 公事	一七
四 政要	一八
五 氏族	三五
六 地理	三九
七 類聚	四九
八 字類	六四

了

白馬節會抄……………一七
 赤染衛門……………五九三
 縣大養貞守……………六二・六三
 明兼(坂上)……………一三七・一三六・一三六
 明衡(藤原)……………一三〇・一三〇・一三六
 明基(坂上)……………一三〇
 秋篠安人……………一四七・一四九・一五〇・一五二・一五三
 秋津島記……………一〇九・一三六・一六〇
 秋津島物語……………六二四
 顯兼(藤原)……………一五九
 顯隆(藤原)……………一六七
 顯仲(小野宮)……………一六六・一六六
 朝成(藤原)……………一三四
 朝野鹿取……………一五九・一六六
 按察大納言(藤原公任)……………一四
 東遊……………一四三
 東遊笛譜……………一四三
 東屋日記……………一六六

イ (イ)

敦光(藤原)……………一七・一四〇
 敦基(藤原)……………一〇九・一〇一
 阿刀忠行……………一六八
 阿倍貞勝……………八七
 阿倍眞直……………一八六
 阿部眞勝……………一三六
 阿禮(禮田)……………一八
 安倍氏系圖……………一三〇
 安倍晴明……………一五二
 安倍眞貞……………一四五
 粟田眞人……………一三〇
 漢部松長……………一三七
 有國(藤原)……………一四〇
 有穂(藤原)……………一四四・一四九
 在原滋春……………一六一・一六五
 在原業平……………一五四
 家榮(賀茂)……………一五三
 伊賀前司資國……………一五九
 伊吉博德……………一三〇・一三一・一三五

伊勢太神宮儀式……………一〇
 伊勢太神宮機殿儀式……………三
 伊勢記……………六六
 伊勢御……………五〇
 伊勢物語……………五〇
 伊余部馬養……………一三二・一三三・一三五
 石川年足……………一八六・一八七
 石川名足……………一四七・一四八・一四九・一五一
 石上乙磨……………一四五
 醫書……………一四五
 醫心方……………一四〇
 一句抄……………一四三
 和泉式部……………一四四
 和泉式部假名記……………一四四
 和泉式部日記……………一四四
 和泉式部物語……………一四四
 出雲廣貞……………一四四・一四五
 出雲風土記……………一三一
 乾抄……………一八一
 今鏡……………一四四
 今繼(坂上)……………一五
 今出川兼季……………一四七

今物語

今世繼……………一六六
 齋部廣成……………一四・一五
 忌部廣成……………一四
 彌世繼……………一六六・一六二
 允亮(惟宗)……………一八八・一三五
 允亮記……………一五九・一八八
 色葉字類抄……………一八〇

ウ

右衛門督次第……………一五九
 右官史記……………一七
 右金吾……………一六三
 右府鑒誠……………一四八
 右府命……………一四八
 氏宗(藤原)……………一四四・一四四
 宇多源氏一流系圖……………一三〇
 宇多天皇……………一四四
 宇治拾遺物語……………一三三
 宇治大納言隆國物語……………一三三
 宇治大納言物語……………一三三

宇治物語

打聞……………一五八
 打聞集……………一四二・一五九・一五九
 内麻呂(藤原)……………一三六・一六〇・一六二・一七
 馬養(伊余部)……………一三〇・一三五
 馬子(蘇我)……………一三
 浦島子……………一五〇
 下部兼直……………一三六
 羽林抄……………一三六
 雲圖抄……………一六四

エ (エ)

榮華物語……………一五九
 榮華物語繪卷……………一五九
 詠句抄……………一四三
 永昌記……………一四四
 惠美押勝……………一五〇
 衛門督補任……………一五九
 延久聖主年中行事……………一六九
 延久諸司實檢繪旨……………一三四
 延久年中行事……………一六九

オ (オ)

延久御抄……………一六九
 延喜交替式……………一六九
 延喜講記……………一
 延喜格……………一四四
 延喜格式……………一六八
 延喜儀式……………一六八
 延喜公望私記……………九一・九四
 延喜式……………一六七
 延喜四年私記……………九〇
 延喜臨時格……………一四六
 延慶……………一五三
 延曆交替式……………一五九
 大江音人……………一六七・一六八・一八三・一八四・一八四
 大江維明……………一四二・一四四・一四五・一四九・一四九
 大江維時……………一四三
 大江氏系圖……………一三〇
 大江澄景……………一三七
 大江舉周……………一三九

大江千古……………九〇
 大江朝綱……………八二・八四・八五・八九
 大江成基……………三九七
 大江匡衡……………三九〇・四〇六
 大江匡房……………一五〇・二五五・五八・五九・五五三
 大鏡……………五九四・六〇〇
 大春日安永……………一四一・二六五
 大川(上毛野)……………四七・四九
 大藏善行……………七〇・七二・七三・四四・二六九
 大田丸……………四七八
 大伴善男……………六二・六三
 大中臣安則……………二六九
 大宮日記……………六五三
 大神基政……………四六六
 太安萬侶……………一八〇・二〇四・八五
 多人長……………八五・八六・八七
 淡海三船……………四八・四九・五〇・四四
 近江令……………三二・三六
 興範(藤原)……………二四五
 興原敏久……………三三六・三三七
 刑部親王……………一三〇・三三一
 小槻氏系圖……………三三〇

小野……………五〇〇
 小野有隣……………二七
 小野氏系圖……………三三〇
 小野藏根……………四九五
 小野小町……………五〇〇
 小野道風……………五二五
 小野篁……………二六・二八・三九五
 小野岑守……………五五・六八・六六・三九・四八
 小野宮顯仲……………一八・一九
 小野宮右府鑒誠……………五四八
 小野宮教命……………五四八
 小野宮故實舊例……………五四九
 小野宮實賴(藤原)……………八三
 小野宮流……………一三三
 小野好古……………三九五
 緒嗣(藤原)……………五五・五八・三六
 雄敏(藤原)……………二二六
 雄友(藤原)……………二九七
 晋人(大江)……………六七・一八三・四一・二六四・三四九
 乙磨(石上)……………四〇四・五〇四
 陰陽……………四九五

力

海外記……………三四
 海外國記……………三四
 會昌分類集……………三五二・四二五
 會分類聚……………三五
 懷中抄……………四二
 懷中譜……………四八
 懷中歷……………五六七
 懷竹抄……………四八
 懷竹譜……………四八
 懷風藻……………四三
 賀家……………五〇
 賀茂家榮……………五〇
 賀茂氏系圖……………三〇
 賀茂立長……………二九
 賀茂保憲……………五二
 鏡卷假名抄……………五九五
 神樂譜……………四八四
 蜻蛉記……………六一五
 勘解由相公草……………四四

花山天皇……………五八五
 華實抄……………四二七
 雅抄……………六四六
 桂譜……………四七五
 葛井親王……………五三
 葛野廣(藤原)……………一三六・二六〇
 家傳……………五六
 假名……………五八〇
 假名玉篇……………三六一
 銀大角……………三二〇
 兼季(今出川)……………四七七
 兼直宿禰……………三三六
 樂府……………六四四
 鎌足傳……………五〇七
 上毛野大川……………四七・四九
 上毛野永世……………一四一・二四二
 上毛野顯人……………三三六
 鴨長明……………六三・六六・六八
 唐鏡……………六〇三
 川枯勝成……………二七
 川人(壽岳)……………四九七
 官位……………五七

官史記……………二七
 官曹……………二〇七
 官曹事類……………二〇七
 官班抄……………一七
 閑院系圖……………三三〇
 神麻績……………二二
 神服……………二二
 閑居友……………六六
 菅家(菅原道真)……………六
 菅家系圖……………三三三
 菅家後集……………三九九
 菅家三代集……………三六六
 菅家集……………三八六
 菅家傳……………五〇
 菅家二代……………五二
 菅家御文章……………三六・四九
 菅家文章……………三六・四九
 菅相公集……………三六・四八
 管絃……………四六三
 寬平遺誠……………五四五
 勸策……………四九
 貫首……………一八〇

千

勸修寺寬信……………三八
 勸修寺法務視聽抄……………三四
 寬信……………三八
 函中……………五〇
 函中抄……………五七〇
 勘判集……………三五
 寬平一代國史……………九八
 銜悲藻……………四五
 舊記……………一六
 紀家集……………三九九
 紀家……………五七
 紀清人……………三五・三六
 紀氏系圖……………三三・三三
 紀長江……………二八七
 紀長谷雄……………二六九・三九九・五七・五五
 紀廣濱……………八七
 紀齊名……………三九
 紀安雄……………二四一・三四一・三四二
 紀安世……………二四一・三四二

紀淑光……………二七〇
 九抄……………二七〇
 疑齋……………二八二・二八三・二九一
 儀式……………二八二・二八三・二九一
 擬潛夫論……………二二四
 北院御室……………四七三
 橋氏文集……………三九四
 橋贈納言……………五二五
 吉備大臣傳……………五二二
 吉備大臣私教類聚……………四九元
 吉備大臣秘教類聚……………四九元
 吉備眞備……………三三・四一
 黃文備……………三三〇
 行基……………三三九
 宜陽殿竹譜……………四七八
 享祿本類聚三代格……………二五〇
 清公(菅原)……………二六・三〇二・三六六
 清田(鳥田)……………二七二・三〇〇
 清貫(藤原)……………二七二・三〇〇
 清行(三善)……………二二五・四六六・九一・五三三・五七五
 清原氏系圖……………三三〇
 清原夏野……………五五・六六・二四・二六・二七

清原元輔……………六二七
 清原頼業……………三〇七
 清人(紀)……………一八三・三五・五三
 清磨(和氣)……………二二七
 格……………二二五
 格逸々……………二二五
 格後抄……………二二八
 格後事類……………二九元
 格後事類抄……………二五九
 格式……………二五九
 格律清英集……………四四
 玉條簡要抄……………三五
 玉篇……………三八一
 居宅抄……………五五一
 貴嶺……………四四二
 貴嶺問答……………四四三
 記錄所……………三〇
 公方(惟宗)……………二七・五四
 金匱……………四九九
 金匱新經……………四九九
 公定(洞院)……………三三二
 禁省日中行事……………一七三

近代麗句……………四二一
 禁中抄……………四四四
 公任(藤原)……………一三二
 禁秘記抄……………一六九
 禁秘抄……………四四三
 銀榜翰律……………三六五
 銀榜集……………三六六
 禁方抄……………三三一
 禁法略抄……………三三一
 公望(矣田部)……………九〇・九一・九四
 金蘭方……………四八七
 今令……………三三三
 空海……………三五三
 公卿補任……………五七
 公事……………一一七
 舊事記……………一四・一六
 舊事秘抄……………五一
 舊事本紀……………一三
 愚管抄……………五七五

九代實錄……………二四
 九代略記……………二四
 九朝略記……………二四
 九條右丞相(藤原師輔)……………一七〇
 九條右丞相年中行事……………一七〇
 九條右丞相遺誠……………五四五
 九條記……………一七〇
 九條相國……………一七六
 九條相國伊通……………六四八
 九條相國除目抄……………一七六
 九條丞相口傳……………一七一
 九條大相國自筆次第……………一七六
 九條殿記……………一三三
 九條傳口傳……………五四九
 九條殿大將儀抄……………一七一
 九條殿遺誠……………五四七
 九條年中行事……………一七〇
 九條師輔……………五四六
 九條流……………一三三
 句題抄……………四〇九
 句題詩抄……………四〇九
 口遊……………五五五

口遊抄……………五五五
 桑原腹赤……………二八六
 藏人式……………三〇三
 藏人補任……………五四〇
 群典秘抄……………一一〇
 群籍要覽……………三九八
 郡典秘抄……………一一〇
 景戒……………四七
 經國集……………三八三
 慶政……………六六
 慶保胤集……………四〇二
 鯨珠記……………五六一
 月舊記……………二五
 外勤記……………一八〇
 外官事類……………三二一
 外記廳例……………一八〇
 外記雜例……………二〇五
 外記補任……………五三
 檢非違使式……………四〇一・四〇五

檢非違使私記……………三三二
 檢非違使至要……………三三三
 檢非違使補任……………五七
 檢非違使類聚……………三三三
 監物補任……………五四
 建曆御記……………四四四
 元慶二年私記……………八九
 源家系圖……………三三〇
 源氏系圖……………三三二
 源氏物語……………五七
 源氏物語繪卷……………六八
 言談……………五七
 言談抄……………五七
 言道(都)……………六八
 見聞記……………五三
 小一條右大臣(藤原師尹)……………二〇
 孝韻……………三七
 皇胤系圖……………三八
 皇圓……………四〇

皇代記……………一八・一八三
 皇代系記……………六四
 皇太神宮儀式帳……………一〇
 江音人集……………四〇
 江記……………一五〇
 江金吾集……………三九七
 江家次第……………一五〇
 江次第……………一五〇
 江抄……………一五〇
 江帥……………一五〇
 江帥記……………一五〇
 江帥言談記……………一五〇
 江帥次第……………一五〇
 江談……………一五〇
 江談抄……………一五〇
 江中納言次第……………一五〇
 江匡衡集……………一五〇
 江吏部集……………一五〇
 高家……………一五〇
 高家口傳……………一五〇
 高家系圖……………一五〇
 高家物語……………一五〇

高名錄……………五四七
 行成(藤原)……………一七一
 行成抄……………一七一
 行成大納言家中行事……………一七一
 杲守僧正……………四八八
 交替式……………二九五
 后宮補任……………一七三
 后庭抄……………一七三
 后庭範……………一七三
 弘帝儀式……………一七三
 弘仁儀式……………一七三
 弘仁格抄……………一七三
 弘仁格……………一七三
 弘仁式……………一七三
 弘仁私記……………一七三
 弘仁四年私記……………一七三
 弘法大師……………一七三
 康保二年私記……………一七三
 五家集……………一七三
 五卷抄……………一七三
 古格……………一七三
 古今詩抄……………一七三
 古今著聞集……………一七三

古語拾遺……………一八六・三〇二
 古式……………一六・一八
 古事記……………一六・一八
 古事談……………一六・一八
 古文切韻……………一六・一八
 古律……………一六・一八
 古令……………一六・一八
 故賢……………一六・一八
 故帥年中行事……………一六・一八
 巨勢文雄……………一六・一八
 巨勢後抄……………一六・一八
 國史以後臨時公事抄……………一六・一八
 國後要抄……………一六・一八
 國造本紀……………一六・一八
 國中抄……………一六・一八
 國府記……………一六・一八
 後三條院……………一六・一八
 後三條院御筆次第……………一六・一八
 後三條院年中行事……………一六・一八
 後三條院御抄……………一六・一八
 御所抄……………一六・一八

巨勢氏系圖……………三三〇
 巨郡雄(中科)……………五〇・二〇九
 事始略抄……………一八六
 駒くらべ行幸……………五九三
 惟季……………四八一
 惟範……………二四九・四七
 惟宗九亮……………一九〇・三五
 惟宗公方……………一七・五四
 惟宗直本……………二二八・二九・三三・三二
 惟宗善經……………二四五・二六九
 伊通(藤原)……………一七六・六四七
 伊行(藤原)……………六四五
 是善(菅原)……………六六・四一・三五・三六・六六
 維時(大江)……………八二・四三
 今昔物語……………六四

サ

西京新記……………三四六
 西宮記……………二〇
 西宮抄……………二〇
 在五中將物語……………五〇

在五物語……………五〇
 催馬樂抄……………四八二
 催馬樂譜……………四八二
 裁判要抄……………三六
 裁判要決……………三七
 左右檢非違使式……………三〇一
 左大臣高明(源)……………二〇
 左中將物語……………五八〇
 境部石積……………三六四
 坂合部唐……………三〇
 坂上明兼……………三三六
 坂上明基……………三〇七
 坂上今繼……………三〇七
 嵯峨天皇……………五四六
 嵯峨遺誠……………五四六
 酒式……………三〇一
 定國(藤原)……………二四七・二六九
 定能卿(藤原)……………一七六
 定文(平)……………六三六
 貞嗣(藤原)……………六
 貞主(叢野)……………八・二六六・三四九・三三三・三三〇

貞文日記……………六三六
 貞守(藤原)……………六三
 貞保親王譜……………四七九
 藤弘恪……………三二〇
 藤人書……………一三五
 雜々……………五四四
 雜氏本紀……………九七
 雜書……………五〇二
 雜抄……………四一・五三・六四
 雜例……………一〇五・一〇七
 雜例抄……………二〇五
 里雲圖抄……………一六八
 狹名井尺磨……………二〇〇
 讚岐典侍……………六五一
 讚岐典侍日記……………六五二
 讚岐永直……………三三・三六
 實定(藤原)……………四三五
 實資……………四四八
 實熙……………四四七
 實賴(藤原)……………八四
 三五中錄……………四六八・四六八
 三五中錄……………四七六

三五要略……………四六六
三五要錄……………四六八
三國物語……………六三九
三十卷抄……………三三七
三條公房……………四五一
三條實房……………四五一
三條入道右府……………一七九
三節……………一七九
三中日傳……………四五一
三代格……………四四〇
三代式……………二六七
三代實錄……………七〇
三步抄……………三八
刪定律令問答……………三〇五
殘夜……………四七三
殘夜抄……………四七三

シ

字韻……………三六四
字鏡集……………三六二
字鏡抄……………三六二

字類……………三六四
拾遺佳句……………四〇三
拾遺佳句抄……………四〇四
拾遺朗詠……………四〇六
拾芥抄……………四〇七
拾芥略要抄……………四〇五
集韻律詩……………三九〇
集注大素……………四九五
十訓抄……………六六二
十三箇條意見……………二四
十七箇條憲法……………三〇
十節錄……………五五
十二ヶ條意見……………二五
慈圓……………七〇九
慈鎮……………六三六
詩苑韻集……………三七六
詞苑麗則……………四四
詩家……………三六三
詩十體……………四四
鹽屋古廣……………三五
鹿取(朝野)……………五九
茂範(藤原)……………六三

絲管抄……………四七三
絲管要抄……………四七三
式……………二九
式逸……………二六四
職事補任……………五三
使儀論……………一六九
四季物語……………六三
四節……………一七八
四節八座抄……………一七八
四條記……………二四
四條系圖……………二四
四條大納言……………二四
四條大納言記……………二四
四條大納言十卷抄……………二四
四條大納言書……………二四
使儀續類聚……………三四
私教類聚……………四九
滋岳川人……………四九
重隆(藤原)……………一六
滋野貞主……………一六
侍從補任……………五
次事抄……………三三

指掌宿曜經……………四六六
氏族志……………三四
七步抄……………四八
視聽抄……………五三
史補任……………五三
島田清田……………五五
島田良臣……………六七
下毛野古廣……………二〇
除目抄……………一七
積善(高階)……………三五
守覺法親王……………四七
宿曜……………四九
儒傳……………五〇
春玉……………一七
春玉抄……………一七
春玉祕抄……………一七
春秋曆……………一〇
順(源)……………三六
順德院……………四三
順和名……………三九
順和名抄……………三九
淳和第一親王傳……………五二

叙位除目抄……………一七
掌兩抄……………四三
掌兩補抄……………四三
掌中方……………四九
掌中要方……………四九
掌中歷……………五七
仗儀……………一六
仗儀類聚……………二四
仗儀論……………一六
上宮皇太子菩薩傳……………五〇
上宮太子……………八
上宮法王帝說……………五
上古問答……………三〇
證月上人渡唐日記……………六
勝賢……………五
昭宣公(基經)……………六
昭宣公傳……………五
昭白抄……………四
聖德太子……………八
聖德太子傳曆……………五
裝束記文……………一
裝束使記文……………一

裝束司記文……………一七
裝束日記……………一七
少納言資隆抄……………六
少納言補任……………五
承平六年私記……………九
承和六年私記……………八
諸衛補任……………五
諸家系圖纂……………三
諸家名記……………五
諸氏系圖等……………三
諸司式……………二
諸司補任……………五
諸使補任……………五
諸職補任……………五
諸道勸文……………二
諸寮補任……………五
書紀……………二
續日本紀……………一
續日本後紀……………一
初天地本記……………一
助元智祕抄……………六
庶民本紀……………七

白猪骨……………三〇〇
 白箸翁……………五二五
 新記……………八四
 新儀式……………二九二
 新國史……………八二
 新字……………六四
 新術通甲書……………四九八
 新抄……………一〇五・一〇八
 新抄和名本草……………四九三
 新撰秀句……………四〇五
 新撰姓氏錄……………三三三
 新撰年中行事……………一七一
 新撰朗詠……………四五六
 新彈例……………三三三
 新定檢非違使私記……………三三三
 新定酒式……………三〇一
 新定内外官交替式……………二九七
 新世繼……………六〇六
 新律……………三二二
 新令……………三三・三五・三六
 新令釋……………三三四
 神祇官歷名帳……………五七

神祇官補任……………五七
 神鏡勸文……………三三
 神事……………一
 神別記……………九・一三
 神別雜氏記……………三三
 信西(藤原通憲)……………六・三六・五一
 進士……………四八
 進士登科記……………四六
 親王儀式……………三〇一
 仁智……………四七一
 仁智要略……………四七一
 仁智要錄……………四七一
 隨見開抄……………五六三
 隨聞抄……………五六三
 水言抄……………五五五
 季綱(藤原)……………二五七・三七六
 季綱切韻……………三七六
 季經(藤原)……………六二〇
 季範(藤原)……………三七七

菅野高年……………八八
 菅野眞道……………四六・四七・四九・五一・
 二〇八・二〇九・三三八・三九〇・三九六
 菅根(藤原)……………九〇・三四五・三九
 菅原清公……………二八・三〇一・三八六
 菅原是善……………六六・六七・六八・四二・四二・
 三五二・三五六・三六五・三六八
 菅原氏系圖……………三三〇・三三一
 菅原輔正……………四九
 菅原爲長……………三五・四九・六六・三
 菅原道眞……………七二・七三・七六・三六・三八九
 菅原峯嗣……………四八八
 宿曜……………四九八
 資隆(藤原)……………六四三
 資仲(藤原)……………四九・一六〇
 資仲裏書……………二二八・二四〇
 資仲勸物……………一六八・二四〇
 資仲卿次第……………一六〇
 資仲抄……………一四九・一六〇・一六一
 資仲節會抄……………一四九
 輔正(菅原)……………四〇九
 輔仁……………四八九・四九三・四九五

助无智秘抄……………六四八
 受領補任……………五四〇

七

清家系圖……………三三二
 清慎公……………五三
 清慎公九條殿行事不同抄……………五五〇
 清少納言……………六六六
 清少納言記……………六六六
 清少納言枕草子……………六六六
 清少納言枕草子註……………六六六
 清少納言枕草子繪……………六六九
 清涼記……………二九
 清涼御記……………二九
 清涼抄……………二九
 菁華集……………四六
 成賢……………五五六
 姓氏錄……………三三六
 政事要略……………一八八
 政要……………一八三
 世俗諺文……………四三二

世俗字類抄……………三七七
 世尊寺伊行……………六四七
 世要動靜經……………四六六
 晴明(安倍)……………五五一
 青陽抄……………一五九
 夕拜郎……………一八〇
 夕秘抄……………一七九
 節會抄……………一四九
 攝關傳……………五〇七
 攝關傳……………四八七
 攝關傳……………四八七
 施藥院補任……………五七
 善家異記……………五七五
 善家集……………三九一
 善家秘記……………五七五
 善相公……………五二三
 撰格所……………二四三
 宣下抄……………五四
 撰集秘記……………一四
 撰攝養要決……………四六六
 撰定交替式……………三九六
 簾事府員外端尹……………四三三
 占事略決……………四九九

ソ

先代舊事本紀……………一三・一四
 仙洞年中行事……………一六八
 前栽秘抄……………六六〇
 前日本紀……………二六
 前令……………三六
 潛夫論……………二四
 宣命譜……………五四四
 宗公方……………五四
 總國風土記……………三四三
 僧綱補任……………五四
 僧綱補任抄出……………五四
 僧綱補任歷……………五四
 奏事……………五四
 蘇我馬子……………三
 續浦島子傳……………五〇
 續紀家詩集……………三九八
 續檢非違使類聚……………三四
 續古事談……………六五一
 續三代實錄……………八二九

續新抄……………一〇八・三三
 續新撰秀句……………四〇七
 續諸道勸文……………二〇五
 續代系記……………六四
 續文粹……………三六七
 續本朝秀句……………四〇〇・四二
 續世繼……………六六
 續類聚句題抄……………四三
 帥入道資抄……………一四九
 帥入道資仲抄……………一四九
 國人(藤原)……………三六
 尊卑分脈圖……………三三二

夕

大槐秘抄……………六〇
 太后御日記……………六五
 太后日記……………六五
 大師……………五二〇
 大師系圖……………三三〇
 太子傳補闕記……………五〇四
 大將儀……………二九

太政大臣源朝臣……………五六
 大將傳……………五八
 大織冠傳……………五七・五〇
 大臣傳……………五八
 大納言季房……………五八
 大納言秀房……………五八
 大府卿……………一四七
 大寶律……………三〇・三一
 大寶令……………三三
 泰賢……………五七
 當麻水嗣……………四八・四九・五〇
 平惟範……………二四九・四七・二六九
 平伊望……………八二
 平定文……………六六
 平基親……………二七・三六
 內裡式……………二八・二九
 內裏儀式……………二八・二九
 高明(源)……………一〇
 高年(菅野)……………八八
 高庭(布瑠)……………五六
 高階氏系圖……………三三〇
 高階積善……………三九五

高階仲行……………六四〇
 高階泰賢……………五七
 高光日記……………六五〇
 隆國(源)……………六三
 隆國抄……………六四七
 隆信(藤原)……………六三
 孝時(藤原)……………四七七
 孝道(藤原)……………四七四
 蓮(小野)……………六〇・六〇七
 忠實(藤原)……………一八一・四七九・六四一
 忠親(中山)……………四四三
 忠通(藤原)……………四〇〇・九四
 橋清澄……………二六九・二七二・三〇〇
 橋氏系圖……………三〇〇
 橋常主……………二三八・三四〇
 橋直幹……………四八
 橋仲遠……………九三
 橋奈良磨……………五六
 橋成季……………六六八・六六一
 橋廣相……………二四・三〇三・三九四・五二五
 田邊首名……………二〇
 田邊百枝……………二〇

田村傳……………五〇六
 多米氏系圖……………三三〇
 爲長(菅原)……………三五・四九・六三
 爲憲(藤原)……………四八・四四
 爲綱(藤原)……………六七
 爲房(藤原)……………一四九
 淡海公……………五四
 斷罪抄……………三三
 彈正補任……………五六
 彈例……………三三
 丹波氏系圖……………三三〇
 丹波雅忠……………四〇
 丹波康賴……………四九〇

子

親經(藤原)……………一〇八
 愛成(善淵)……………六八
 周光……………三九
 知足院入道(藤原忠實)……………一八一
 貞觀儀式……………二六〇・二六五・二九二
 貞觀格……………二四
 貞觀交替式……………二九七
 貞觀式……………二四
 貞觀臨時格……………一七三
 長秋……………一七三
 長秋抄……………一七三
 長秋譜……………四七九
 長竹譜……………四七九
 長明(鴨)……………六三・六六・六八・六九
 朝筆要抄……………三九
 朝野群載……………三六
 勅語舊事……………一八・一九
 著聞集……………六五四
 著聞抄……………六五
 地理……………三元

ツ

調老人……………二〇・三五
 繼繩(藤原)……………五一
 常(源)……………五六・三六
 常嗣(藤原)……………二六
 常主(橘)……………二六・三〇
 恒貞親王……………五五
 經信(源)……………四七六・五九八
 土御門右府……………一七七
 土御門次第……………一七七
 土御門通親……………六〇六

テ

廷尉式……………三〇五
 廷尉裝束抄……………三一九
 帝紀……………一三・九六
 帝系系圖……………三元
 帝王系圖……………一四・三五・三六・三九
 帝範……………一八三

帝王本紀……………九六
 貞信公教……………五九
 貞信公教命……………五八
 禰家系圖……………三三
 出羽辨……………五九
 田公望……………九四
 田公望私記……………九四
 田氏私記……………九四
 天書……………一
 天書神記……………一
 天長格抄……………一五五
 天皇系圖……………三五
 天曆(村上天皇)……………一九
 傳聞故實……………五七

ト

洞院公賢……………四八
 洞院公定……………三三
 桃蔦殘輝……………二九
 登科……………四八
 登科記……………四六

仲行抄……………六四
 中科巨都雄……………四七・四九・五〇・五九
 中原……………一四
 中原氏系圖……………三〇
 中原師重……………一〇五・一〇六・一〇七
 中原師季……………一〇四
 中原師遠……………一〇四・一〇五・一〇六
 中原師遠別記……………五二
 中原師尙……………一〇六・一〇七
 中原師弘……………一〇六
 中原師光……………一〇四・一〇五・一〇六
 中原師元……………二六・五四・五六
 中原師安……………一〇四・一〇五・一〇七
 中御門攝政(藤原宗忠)……………一一
 中御門攝政(良經)……………四四
 中山三條口傳……………四六
 中山三條口傳抄……………四六
 中山忠親……………四三・四五・六〇・六七
 中山内府抄……………六〇
 長方(藤原)……………四七
 長門守爲綱……………六〇

敏行朝臣……………五九
 舍人親王……………二七・六・三四・三五
 朝隆(藤原)……………一六四
 朝綱(大江)……………八四・九二・元一
 伴久永……………二六九
 止由氣宮儀式帳……………一〇
 豐原氏系圖……………三三〇
 豐道(安野)……………六二
 遁甲……………四九八

ナ

内記補任……………五四
 内外官交替式……………二九
 内外諸司補任帳……………五七
 内外諸司歷名帳……………五七
 直木(惟宗)……………三九・三〇・三二
 直幹(橋)……………四八
 直幹草……………四八
 直世王……………五五・五六・二六
 仲雄王……………四二
 仲遠(橋)……………九三

永嗣(當麻)……………四八・四九・五〇
 永直(讚岐)……………三八
 永世(上毛野)……………二四
 名足(石川)……………五二
 夏野(清原)……………六六・三四・二八七
 業平……………五四
 南宮橫竹譜……………四九
 南大納言……………五七
 南大納言年名……………五七
 南竹譜……………四九
 難經問答……………四九
 難波物語……………六三

ニ

日本後紀……………五五
 日本後紀略……………二四
 日本皇帝系圖……………三八
 日本國秘抄……………五三
 日本事始……………一八四
 日本史記略……………二四
 日本史略……………二四
 日本儒林傳……………五二
 日本書紀……………二七
 日本書紀略……………二四
 日本書紀類……………二四
 日本新抄……………一〇五
 日本帝系圖……………三六
 日本文德天皇實錄……………六七・六八
 日本略雜記……………二二
 日本靈異記……………四三
 二中歷……………五七・五七
 二條右金吾……………一六
 二條家系圖……………三三
 女院后宮尙侍……………五六
 任公卿雜例……………五三
 任官雜例……………五三

仁和以後記録目錄……………五五〇

又

額田部林……………三二〇

ネ

年中行事……………一七〇
年中行事裝束抄……………六四八
年中要抄……………二九・三七
年中例文……………五四五

ノ

後宇治殿……………四七五
後右府教……………五四八
後江相公集……………三九〇
後江李部集……………三九九
信實(藤原)……………六三二
信綱(源)……………四七六
延光(源)……………三〇二

法鏡……………五七三

ハ

博雅(源)……………四八〇
土師朝……………三〇
長谷雄(紀)……………三九・五七・五五
長谷雄卿集……………三九八
機殿儀式帳……………一二
八十一例……………三〇
八省補任……………五三四
八座……………一七八
花園左府(源有仁)……………一七四
花園左府抄……………一七四
花園抄……………一七四
濱成(藤原)……………一・二
播磨風土記……………三四二
春澄善繩……………五・六・六三・二八七
春海(藤原)……………六〇・九一
春文……………三四五
判事補任……………五五

ヒ

稗田阿禮……………一八
光源氏物語……………五七
秘記……………六四九
秘玉抄……………五六一
秘抄……………四〇・四二
秘府略……………三四九
樋口大納言(藤原定能)……………一七八
肥後物語……………六八
肥人書……………二三
肥前風土記……………三四一
非職……………一六一
非職事雲客所役秘抄……………一六一
常陸風土記……………三四一
穎人(上毛野)……………三三六
人々傳……………五〇四
日野家所傳年中行事……………一七二
日野年中行事……………一七二
備忘抄……………一六九
比喻抄……………五六三

フ

廣貞……………四九五
廣成(齋部)……………四・五
廣根諸勝……………五三
廣橋一流系圖……………三三〇
廣橋日野系圖……………三三〇
廣相(橋)……………三三四・三三九・三三五
廣相公……………五三
弘貞(南園)……………三三八
弘世諸統……………二四五・四六

索引

扶桑略記……………一〇二
藤原顯兼……………五五九
藤原顯隆……………一六六・一六七
藤原明衡……………一〇一・三五四・三六六・三九七
藤原朝成……………三四
藤原敦光……………九七・四〇〇
藤原敦基……………一〇九・一〇一〇
藤原有國……………四〇四
藤原有德……………二四五・四七・九九・二七〇
藤原内膳……………二三八・二六〇・二九六・二九七
藤原氏宗……………一四・二四・四三・二四四・二六五
藤原興範……………二四五・二四七
藤原緒嗣……………五五・五六・六三・三三六
藤原雄敏……………三六・二六
藤原雄友……………一九六・二九七
藤原葛野麿……………二二六・四〇〇・二六〇
藤原鎌足……………三三一
藤原清貫……………二六九・二七二・三〇〇
藤原公任……………二二・二四・四四・四三三
藤原伊通……………一七六・六四七
藤原伊行……………六四五
藤原定國……………二四五・四七・二六九

藤原定經……………六六〇
藤原定能……………一七九
藤原貞嗣……………五五・五六・五九
藤原實兼……………五五四
藤原實定……………四三五
藤原實資……………五四八
藤原實賴……………八二・八三・八四
藤原重隆……………一六一・一六三・一六六・一六八
藤原茂範……………六〇三
藤原季綱……………三五七・三五九
藤原季經……………六二〇
藤原季範……………三七七
藤原菅根……………九〇・四四五・二四七・二六九・二七〇
藤原資隆……………六四三
藤原資仲……………一四九・一六〇
藤原資相……………五二
藤原國人……………三三・三六
藤原孝時……………四七七
藤原孝道……………四七四
藤原隆信……………六三
藤原高光……………六五〇
藤原忠實……………一八・四七五・六六一

藤原忠平……………二六七・二六九・二七二・五九八
 藤原忠通……………四〇〇・五七四
 藤原爲忠……………六二〇
 藤原爲綱……………六〇七・六一〇
 藤原爲經……………六一〇
 藤原爲業……………五九・五九・五九八
 藤原爲憲……………四〇八・四三四
 藤原爲房……………一四六・一四九
 藤原親經……………一〇六・一〇八
 藤原周光……………三九・四〇三
 藤原繼繩……………四六・四九・五一
 藤原常嗣……………三六・三六
 藤原敏行……………五九
 藤原時平……………七〇七・七三三・四四〇
 藤原朝隆……………一四二・四六・六二
 藤原倫寧女……………六二五
 藤原長方……………四七
 藤原信實……………六三
 藤原演成……………一・二
 藤原春海……………九〇・九一
 藤原久貞……………三〇〇

藤原廣綱……………四四
 藤原不比等……………二二五・二六・二一〇・三二一
 藤原冬嗣……………二二・三五・三五・三八・五四
 藤原雅材……………五五・五八・五八・三六
 藤原道明……………二五九・二六〇・二六六
 藤原道憲……………三六・三六
 藤原道憲……………二四五・四七・六九
 藤原三守……………九七・九八・三六・五六
 藤原武智麻呂……………二三八・二六・四〇
 藤原家忠……………五二
 藤原基家……………一一
 藤原基忠……………四〇七
 藤原基經……………六四八・六四九
 藤原基俊……………六六六・六七・六
 藤原基房……………四九七
 藤原百川……………一八・六四〇
 藤原百川……………五九
 藤原諸蔭……………三〇〇
 藤原師輔……………一七〇
 藤原師尹……………二九・二〇
 藤原師長……………一七八・四六七・四六八・四七一

藤原保則……………五二七
 藤原良相……………六二・六三・四一・六五
 藤原義孝……………六五
 藤原愛發……………三六
 藤原良經……………四一五
 藤原吉野……………五五・五六・六・三六・二六・二八七
 藤原能信……………五九七
 藤原良房……………五八・五八・六・六三
 藤原行成……………七七・六五・五四
 藤原(三宅)……………一七一
 不比等(藤原)……………三五・三六
 冬嗣(藤原)……………二五・三〇・三三・三四
 冬嗣(藤原)……………五五・三八・三九・八六
 古嗣(山田)……………五
 古嗣(下毛野)……………一〇二・一一・二二
 布瑠高庭……………一〇二・二二
 布瑠道永……………二四・二六
 文雄……………五二
 文華秀麗集……………四二〇
 文教祕府論……………三五
 文祕抄……………一七九
 文筆要集……………四一六

文鳳抄……………三八
 文室秋津……………三六
 豐後風土記……………三四

平京雜記……………一六
 平京新記……………一六
 平氏系圖……………三三
 平中日記……………三三
 平中物語……………六六
 平判官康賴……………六三
 別式……………一八・一八
 編年紀略……………二四
 辨官補任……………五二

ホ

法意……………三五
 法意簡要抄……………三五
 方丈記……………六六
 邦典祕抄……………一〇

房內祕書……………五六
 寶萬抄……………四六
 寶物集……………六三
 寶物抄……………六三
 芳聞記……………六四
 蓬萊……………六一
 蓬萊抄……………六一
 北山記……………二四
 北山拾遺……………二四
 北山拾遺抄……………二四
 北山抄……………三三
 北山抄別記……………一四〇
 北山都省……………二八
 北山江納言裏書……………一四五
 北山納言抄……………二四
 北山年中行事……………一四・一三八
 北山要抄……………二四
 北山東途指南……………二九
 北抄……………二四
 北堂……………三〇
 北堂有司式……………三〇
 法家名句抄……………三三

法性寺大闢……………四〇
 法曹勸文……………三〇
 法曹至要抄……………三〇
 法曹類林……………一〇一
 發心集……………六六
 堀河院日記……………六五
 本院左大臣(藤原時平)……………七〇
 本策林……………四八
 本草和名……………四九
 本朝佳句……………四〇
 本朝月令……………二七・二七
 本朝月令要文……………二八
 本朝事始……………一八四・五六一
 本朝事始略抄……………一八六・五六一
 本朝策林……………四八
 本朝秀句……………三九
 本朝詩作例……………四三
 本朝詞林……………四八
 本朝神仙傳……………五〇
 本朝世紀……………九七
 本朝續文粹……………三五
 本朝帝紀……………九七

本朝文粹……………三五四
 本朝無題詩……………四〇〇
 本朝要抄……………五七五
 本朝麗藻……………三九五

マ

眞勝(阿部)……………三三六
 眞貞(善道)……………二六
 眞道(菅野)……………五二〇・二八・六〇・二九六
 枕草子……………六二六
 枕草子繪……………六二九
 信大臣傳……………五二六
 雅材(藤原)……………二一九
 雅忠……………四九〇
 雅頼(源)……………六〇二
 滿佐須計裝束抄……………六四六
 齊名(紀)……………三九二
 匡抄……………一五〇
 匡衡(大江)……………三九・四六
 匡房(大江)……………一五・五八・五六・五三三
 匡房卿次第……………一五〇

匡房卿北山裏書……………一四八
 匡房抄……………一五〇
 理平(三統)……………七三・九〇・二四五・二九・五二四
 松雄君……………五六五
 松殿抄……………六四〇
 松殿基房(藤原)……………一八・六四〇
 松殿物語……………六三九
 衛(藤原)……………二二八
 萬多親王……………三三六・三三三・三三六

ミ

道明(藤原)……………二四五・四七・二六九
 道眞(菅原)……………七三・七六・三六・六八九
 道首名……………二〇・三五
 通親(源)……………六〇八
 通憲(藤原)……………九・三三・六一
 水鏡……………六〇〇
 南年名……………五二七
 南淵興世……………二四二
 南淵年名……………六七・六八・四一・二四二・
 二六四・六五・三〇一

南淵弘貞……………二六・三六
 源有仁……………一七四
 源順……………三六九
 源高明……………二〇〇
 源隆國……………六三三
 源爲憲……………四三四・五五五
 源周光……………三七八・三九
 源常……………五八・六二・三六
 源經信……………四七六・五九八
 源時綱……………四〇七
 源延光……………三〇二
 源信綱……………四七六
 源博雅……………四八〇
 源信……………五二六
 源雅頼……………六〇二
 源通方……………五九八
 源通親……………六〇八
 源師房……………一七七
 源能有……………七〇・七二・七三
 敏久(興原)……………三三七
 岑守(小野)……………五八・六六・三九・四九
 三船(淡海)……………五二・四四

三統理平……………七二・七三・七三・七六・
 二四五・二六九・五二四
 三守(藤原)……………二四〇・二六六
 三宅藤原……………三五・三六
 三善清行……………二二五・四六・三九・五三・五七五
 三善爲康……………三六・三六二・五六七・五七一
 妙音院相國白馬節會次第……………一七八
 妙音院相國抄……………一七七
 妙音院太政大臣……………四六七
 都良香……………六六・六七・四〇二
 都言道……………六七・六八
 神王……………三三三
 民部卿保則……………五二七
 民部省圖帳……………三四六
 民部省例……………一八八

ム

武智丸……………五三三
 武智廣傳……………五〇七
 宗忠(藤原)……………二二一
 村上源氏系圖……………三三〇

メ

村上天皇……………二一九
 紫式部……………五八・六四
 紫式部日記……………六三四
 紫式部日記繪卷……………六三五
 紫日記……………六五五
 紫物語……………五八七
 名記目錄……………五五二
 名所抄……………五五一
 迷路抄……………四七四
 綿譜……………四八〇

モ

基家(藤原)……………四七
 基親(平)……………二〇七・三六
 基經(藤原)……………六八
 基房(藤原)……………一八・六四〇
 基政……………四六六
 物部廣泉……………四八六

ミ

物部敏久……………二六〇・三二八
 百川……………五二九
 守部大隅……………二三五
 師重(中原)……………一〇五・二〇五・五三三
 師輔(藤原)……………一七〇
 師遠(中原)……………二〇五・五六一・五八四・五八六
 師尙(中原)……………二〇六・五八四
 師長(藤原)……………一七九・四七〇・四七一
 師弘(中原)……………一〇八
 師房(源)……………一七七
 師光(中原)……………一〇四・一〇八・二〇六
 師元(中原)……………二〇六・五八四・五八六
 師安(中原)……………一〇四・一〇四・二〇五・五七一
 師能……………五八六
 諸蔭(藤原)……………三〇〇
 問答五條……………三三三
 文德實錄……………六六
 夜鶴……………六四五
 夜鶴庭訓抄……………六四五

約聽抄……………四二五
 陽胡真身……………二二五
 野大貳……………三九五
 野相公……………五二四
 野相公集……………三九四
 矢田部公望……………九〇・九一・九四
 矢田部公望私記……………九四・二四
 矢集蟲廣……………二二五
 安雄(紀)……………二四一・二六四
 安野豐道……………六二
 安人(秋篠)……………五・二〇九・二六・六〇
 安世(良華)……………五八・二八・三八・五四
 安萬侶(太)……………一〇・三四・八〇
 康有抄……………六四〇
 康賴……………四〇・六三
 保胤(慶滋)……………四〇
 保胤集……………四〇
 保憲(實茂)……………五〇
 山上國守……………二六〇
 山口大廣……………二二〇
 山田白金……………二二五
 山田弘宗……………二四二・二六五

山田古嗣……………五八
 大和宣旨……………六六一
 大和宣旨記……………六〇
 大和長岡……………三三・三五
 大和本記……………八
 大和物語……………五八四
 遺誠日中行事……………五四六
 遊士日記……………六五

良香(都)……………六七・四〇三
 慶滋保胤……………四〇一
 良相(藤原)……………六三・四一・六五
 良經(藤原)……………四二五
 良房(藤原)……………五八・六二・七〇・六五・五四
 良峯安世……………五五・五八・六六・六八
 義孝(藤原)……………三三・五二四
 義孝日記……………六三六
 善經(惟宗)……………二四五・二六九
 善繩(春澄)……………五五・六三・六七
 善淵(春澄)……………六七・六八・八九
 善道(有行)……………二四五
 善道(眞貞)……………三六・三八
 善行(大藏)……………七三・四一・二六九
 吉野(藤原)……………五八・三六・二八
 淑光(紀)……………九一
 世繼……………五九一・五九五
 世繼大鏡……………五九五
 世繼物語……………五九五
 賴業(清原)……………一〇七
 賴吉……………四八一

賴吉譜……………四八一

ラ

藍田集……………四一五

リ

龍吟……………四六五
 龍吟抄……………四六五
 龍笛……………四六五
 龍鳴抄……………四六五
 隆聰抄……………四六七
 梨園……………四六三
 梨園舊風……………四六三
 律……………三三・三二・三六
 律集解……………二二八
 律……………二二八
 律疏……………三二九
 律附釋……………三二七
 律問答……………三二五
 東途指南……………二二・二七

東途抄……………三三三

令……………三三三

令義解……………三三三
 令集解……………三三三
 令釋……………三三三
 令釋後記……………三三三
 令釋問答……………三三三
 令宗允亮……………一九〇・三三・三五
 令惣記……………三三八
 令問答……………三三五
 凌雲集……………四一七
 梁塵秘抄……………四六四
 梁塵秘抄口傳抄……………四六四
 良大納言……………五四
 略要抄……………四一七
 臨時公事衣抄……………二二

ル

類聚……………三三・三四九
 類聚樂錄……………四七四
 類聚近代作文……………四三〇

類聚句題詩抄……………四三〇

類聚句題抄……………四〇九
 類聚檢非違使官符宣旨……………三三三
 類聚檢非違使私記……………三三三
 類聚檢非違使至要抄……………三三三
 類聚檢非違使宣旨……………三三三
 類聚國史……………七六
 類聚三代格……………二四八
 類聚集……………三六三
 類聚諸道勘文……………二〇四
 類聚日本後紀……………六一
 類聚判集……………三四
 類聚判集抄……………三四
 類聚箏譜……………四七五
 類聚律令刑官問答……………三五
 類題古詩……………四一〇
 類林……………一〇一

レ

冷泉聖主……………八六
 曆志悲猪養……………四九九

曆林	五〇二
曆錄	二二一
蓮胤	六三三
蓮胤伊勢記	六五八
蓮華王院	二二・三〇五
蓮禪	四三三
藤中抄	六四三・六六六
口	
六甲	四九七
六十一例	三〇〇
六代勝事記	六五九
六波羅一萬四郎衛門	六六三
六波羅二萬左衛門入道	六六三
ワ	
和歌	四三三
和漢	四三三
和漢兼作集	四五六
和漢皇代記	一八三

和漢雜談	六四〇
和漢拾遺朗詠	四五六
和漢春秋	一〇八
和漢年代記	一八二
和漢朗詠	四三三
和玉篇	三六一
和氏譜	三三三
和名抄	三六九
和氣清麿	一八八・三三三・五三三
和氣氏系圖	三三〇
和氣弘世	二九六・二九七
和氣譜	三三三
倭名本草	四九三
倭名類聚抄	三六九

圖版目錄

本朝書籍目録(岩崎文庫所藏)……同解題二五	
古語拾遺(侯爵前田利爲氏所藏)……六	
皇大神宮儀式帳(神宮文庫所藏)……二〇	
止由氣宮儀式帳(侯爵前田利爲氏所藏)……二一	
古事記(寶生院所藏)……二二	
日本書紀(田中忠三郎氏所藏)……三〇	
續日本紀(侯爵德川義親氏所藏)……三三	
日本後紀(伯爵三條西實義氏所藏)……三六	
續日本後紀(高柳光壽氏所藏)……三六	
類聚國史(侯爵前田利爲氏所藏)……八一	
日本書紀私記(御原清白氏所藏)……九五	
本朝世紀(田中忠三郎氏所藏)……一〇一	
扶桑略紀(岩崎文庫所藏)……一〇三	
春秋曆(金澤文庫所藏)……一〇九	

圖版目錄

本朝月令(侯爵前田利爲氏所藏)……二八	
西宮記(同上)……三三	
北山抄(公爵三條公輝氏所藏)……三三	
江次第(侯爵前田利爲氏所藏)……一六	
非職事雲客所役秘抄(伯爵三條西實義氏所藏)……一六	
雲圖抄(內閣文庫所藏)……一六	
春玉秘抄(伯爵三條西實義氏所藏)……一七	
日本事始(侯爵前田利爲氏所藏)……一八	
政事要略(同上)……一八	
柱下類林(伏見宮御所藏)……二〇	
關詒律(公爵九條道秀氏所藏)……二七	
令義解(猪熊信男氏所藏)……二八	
令集解(佐佐木信綱氏所藏)……二九	
弘仁格抄(公爵九條道秀氏所藏)……二九	

類聚三代格(侯爵前田利爲氏所藏)……二〇	
弘仁式(公爵九條道秀氏所藏)……二〇	
延喜式(同上)……二七	
交替式(石山寺所藏)……二九	
新定内外官交替式(侯爵前田利爲氏所藏)……二九	
内外官外交替式(同上)……三〇	
法曹類林(同上)……三〇	
法曹至要抄(神宮文庫所藏)……三〇	
裁判至要抄(侯爵前田利爲氏所藏)……三七	
十七箇條憲法(法隆寺所藏)……三一	
和氣氏系圖(園城寺所藏)……三一	
新撰姓氏錄抄(內閣文庫所藏)……三七	
播磨風土記(伯爵三條西實義氏所藏)……三三	
肥前風土記(猪熊信男氏所藏)……三四	
祕府略(侯爵前田利爲氏所藏)……三五	
文鏡秘府論(德富猪一郎氏所藏)……三五	
本朝文粹(寶生院所藏)……三五	

本朝續文粹(内閣文庫所藏).....	三六〇	三五中錄(同上).....	四七	大和物語(侯爵前田利爲氏所藏).....	五五
朝野群載(猪熊信男氏所藏).....	三六二	龍馬樂譜(侯爵鍋島直映氏所藏).....	四八三	源氏物語(侯爵徳川義親氏所藏).....	五六八
和名類聚抄(保阪潤治氏所藏).....	三七四	神樂譜(侯爵前田利爲氏所藏).....	四八四	榮華物語(伯爵三條西實義氏所藏).....	五五二
世俗字類抄(侯爵前田利爲氏所藏).....	三七九	醫心方(仁和寺所藏).....	四九二	勳鏡行幸繪卷(公爵三條公輝氏所藏).....	五九三
經國集(侯爵徳川義親氏所藏).....	三八四	占事略決(侯爵前田利爲氏所藏).....	五〇二	大鏡(千葉胤明氏所藏).....	五九八
紀家集(伏見宮御所藏).....	三九九	聖德太子傳(伏見宮御所藏).....	五〇五	水鏡(專修寺所藏).....	六〇一
江東部集(伯爵三條實義氏所藏).....	四〇五	大鏡冠傳(同上).....	五二〇	新世繼(畠山一清氏所藏).....	六一
著華集(佐佐木信綱氏所藏).....	四一七	保則傳(侯爵前田利爲氏所藏).....	五二八	枕草子(侯爵前田利爲氏所藏).....	六一八
文鳳抄(侯爵前田利爲氏所藏).....	四一九	公卿補任(伯爵冷泉爲系氏所藏).....	五三〇	同繪卷(侯爵淺野長勳氏所藏).....	六二九
世俗語文(觀智院所藏).....	四二四	辨官補任(岩崎文庫所藏).....	五三二	方丈記(大福光寺所藏).....	六三九
日本靈異記(興福寺所藏).....	四二八	外記補任(侯爵前田利爲氏所藏).....	五三三	寶物集(圖書寮所藏).....	六三三
禁秘抄(侯爵前田利爲氏所藏).....	四三三	施藥院使補任(同上).....	五三七	紫式部日記(侯爵蜂須賀正氏氏所藏).....	六三五
拾芥抄(史料編纂所所藏).....	四三七	檢非違使補任(史料編纂所所藏).....	五三六	閑居友(侯爵前田利爲氏所藏).....	六三八
和漢朗詠集(高松宮御所藏).....	四四〇	衛門督補任(同上).....	五三九	中外抄(同上).....	六四二
新撰朗詠集(保阪潤治氏所藏).....	四四七	僧綱補任(興福寺所藏).....	五四二	簾中抄(侯爵徳川義親氏所藏).....	六四四
梁塵秘抄(子爵綾小路護氏所藏).....	四六四	水言抄(醍醐寺所藏).....	五四六		
三五要略(伏見宮御所藏).....	四六七	打聞集(山口光圓氏所藏).....	五五九		
三五要錄(同上).....	四七〇	口遊(寶生院所藏).....	五六六		
仁智要略(同上).....	四七一	伊勢物語(守屋孝藏氏所藏).....	五八一		

本朝書籍目録解題

一

書籍の目録には、官撰あり、私撰あり、そのさまざまにして一様ならず。謄寫したる書籍を順次に載せたるものあり。海外より將來したる典籍を記したるものあり。架藏の書のみを列ねたるものあり。缺卷となりたるもののみを目録あり。見存したるまゝを著録したるものあり。存亡によらず、世に知られたるものを集めたるものあり。また各種の圖書を集めて、これを載せたる總目録あり。特殊のもののみを掲げたるものあり。その體裁もまた、分類して収録したるものと、部目をたてず、順序を正さず、書きつらねたるものとあり。或は書名のみを記し、或は書名と、卷數とを挙げ、或は著者をも録し、或は成立の年月を註し、或はその内容をも示し、特にその篇目を掲載したるもの等ありて、一様ならず。

典籍の目録に、國書のみものあり。漢籍のみものあり。佛經のみを記したるものあり。世に傳はりたる書籍目録の中、最も古きは、佛敎に關するものにして、天平十三年の經典目録、天平十四年の闕經目録、同二十年の寫經疏目録等あり。平安朝の初期入唐したる傳敎、弘法、慈覺、智證等、各大師の歸朝したる時に於ける將來目録あり。また醍醐天皇の御代、華嚴、天台等の諸宗をして、撰進せしめられたる諸宗章疏以下、經典聖敎の目録等頗る多し。

漢籍の目録は、聖武天皇の御代、吉備眞備が、唐より歸朝の際、將來したる漢籍の目録ありし事、日本國見在書目録に見えられたり、今傳はらず。また石上宅嗣が、舊宅を捨て、阿闍寺となし、寺内の一隅に外典の院を置きて、芸亭と名づけたるよし、續日本紀（天應元年六月）に見えられたれば、芸亭の藏書目録もありしなるべけれど、聞ゆるところあらず。今世に傳はりたる漢籍の目録は、仁和、寛平の頃、藤原佐世が、勅を奉じて、撰録したる日本國見在書目録より、古きものはなかるべし。

國書の目録は、奈良朝に成りたるものあるを聞かず。平安朝に至りても、中明以前に於いては、目録を撰修せられたる事聞えざりしが、高倉天皇の御代に至り、後白河法皇、院宣を下し給ひて、吉田經房をして、院文殿衆と共に、蓮華王院寶藏に架藏せられたる本朝書籍、及び諸家記の目録を撰ばしめ給ひし事あり。そは經房の日記

吉記に、承安四年八月十三日、參蓮華王院寶藏、令取御書目録之由、依被仰下也、執行法印靜賢同以參會、兼日依加催也、文殿衆大外記頼業、師尙、文殿事奉行也、助教師直、主計助師茂、以下十餘輩參入、各候寶藏西庇、兼數座、又立日監、先取御書目録二條院御時被取之云々、披見之、當時所被納之御書未被目録、先年爲盛隆奉行、纔雖合目録、未及終功、就中宿納文書、或有要或無要、先日院宣云、於漢家書籍者皆在儲家、又在他御倉、強不可被置、但於證本者非此限、本朝書籍、及諸家記皆悉可被集、能可撰定也、兼又頼憲朝臣點定文書之中、可撰納歟、於寶藏御書者、追加取捨可取目録、先舊御目録與頼憲目錄加比校、注出無御書之中記、又彼文書之中正本記記始令納之、元自雖在御書之中、依爲正本、可被置之由被仰下也、

と見えたり。即ち寶藏に架藏せられたる御書を整理せしめられ、漢籍は、證本の外は寶藏に置かれぬ事となし、主として、本朝の書籍、及び諸家の記を集めて、その目録を撰録せしめられしなり。この後翌九月十三日の記まで、文書撰定の事見えて、十月以下の日記缺けたれば、詳ならねど、同目録の完成したるものなる事は推定するを得べし。今はその目録の一部分だに聞こえたるものあらず。この外、國書の目録にして、世に傳はりたるものは、本朝國史目録、本朝法家文書目録、和歌現在書目録の三部あり。いづれも、特殊のもののみを著録したるものなり。この中、本朝國史目録は、日本書紀より、三代實錄に至る六國史の目録にして、卷數、撰者及び成立の年月、每卷所掲の年月等を註したり。本朝法家文書目録は、朝儀、法制に關するもののみを著録したるものなり。律令格式雜の五部に分ちて、四十二部を記し、各その卷數、著者、成立の年月、及びその篇目等を掲げたり。同目録の事は、既に通憲入道藏書目録の中に見えられたれば、院政時代を下らざるものなる事は、推知するを得べし。和歌現在書目録は、平安朝末期に於ける現存の歌書のみを撰録したるものなり。和漢の序文をそへて、「千時仁安三年夷則之月、記大概貽小説耳」とあり。撰集家より惣雜家に至る九部門に分ちて、著者、卷數等を載せたり。その書名を和歌現在といひ、部門を惣雜家などといへるによれば、日本國見在書目録の體裁に準據したるものなる事は明なり。同目録は、續群書類從に收められたり、髓腦家までの四部門のみにて、歌合家以下の五部門は缺けたり。但し和歌に關する書目は、袋草子及び八雲御抄にも附載し、殊に八雲御抄には、物語等の國文に關するものをも收められたり。これより後には、歌合等を記したる和歌合略目録あり。またこの外、鎌倉時代中期頃までに於ける家乘日記のみを著録したる諸家名記も世に傳はれり。

國書、漢籍、佛典等を一つの目録に收載したるは、天平二十年の寫草疏目録の中に、漢籍四十三部と、「帝紀二卷日本」と記して、國書を附したるものあり。この外、日本國見在書目録に見えたる圖書寮の圖書錄、冷泉院の冷泉錄の如

きも、國書、漢籍等を収録したるものなるべし。醍醐天皇の編製し給へる宣陽殿架藏の累代書法の御目錄（花鳥餘情所載延喜十七年四月二十二日御記）も、和漢の書法なるべけれど、今は亡佚して傳はらず。また後鳥羽天皇の御代、御書所業、儒士等をして、蘭林坊、桂芳坊の御書目錄を作製せしめられたれど、（玉葉文治三年二月の條）、これも傳本あるを聞かず。この外御書所、内御書所、一本御書所等の架藏にかゝる和漢の典籍を記したる目錄もありしなるべし。仁和寺以下の御願寺、及び法成寺、平等院等、諸寺の經藏、寶藏に收納したる國書、漢籍、聖教、經典の目錄もありしならん。然るに、世に聞えたるは、蓮華王院寶藏の目錄と、法成寺寶藏、及び平等院經藏の目錄のみなりき。蓮華王院寶藏の御書目錄は、上に記したるが如く、二條天皇の御代、撰錄せしめられしが、高倉天皇の御代、更にこれを撰ばしめ給へり。法成寺寶藏の目錄は、一卷にして、卷末に、年號と、宇治關白頼通の署名、及び花押あり。（玉葉文治三年三月廿五日の條）平等院の經藏目錄は、四卷にして、この中一切經目錄二卷、寶物目錄二卷あるよし、（玉葉同年八月二十日の條）なれど、いづれも今は缺逸せり。

その他、平安朝には、内外の典籍を所藏したるもの頗る多し。和氣弘世は、私宅を以て弘文院となし、内外の典籍數千卷を藏し、（日本後紀延曆十八年二月の條）藤原道長には、三史、文選、日本紀、令、律等の藏書二千卷あり。（御堂關白記寛弘七年八月の條）源師頼の藏書も、數千卷に及び、（永昌記嘉承二年四月の條）大江匡房が、二條高倉に造りたる江家十代の文庫に架藏したる群書は、數萬卷ありといひ、（宇棟記抄、兵範記、百練抄仁平三年四月の條）藤原頼長も、多數の藏書ありて、特に書庫を建て、これに納め、（台記久安元年四月の條）徳大寺實定の如きも、和漢の書數萬卷を所藏し、（玉葉承安二年十二月の條）平基親も、鼻祖以來の藏書夥しかりしが、京都、大火の際、鳥

有に歸したるものゝみにても、七百餘合に上り、外に十代の文書も尠からずと（同書治承元年七月の條）いへり。その他世に知られざりし藏書家の數も、數多あるべく、いづれも、その藏書目錄の如きものありしなるべしと雖ども、未だ世に知られたるものあらず。鎌倉時代に至り、北條實時の蒐集架藏したる金澤文庫の如きものすら、その目錄の傳はりたるものあるを聞かず。唯藏書家の目錄として、今日まで存したるは、通憲入道藏書目錄一卷のみなりき。これも、處々蟲損し、缺文もありて、完備したるものにあらず。殊に百七十櫃以下は缺逸し、且つその中にも、櫃の番號と書名とを載せたるは、八十六櫃にして、その半數は、櫃の番號も見えざれば、缺けたるところの尠からざりしは、推測するを得べし、花園院宸記に載せ給へる信西遺書、信西文書の中には、南北史節要、鬼哭子、宋齊丘化書等あれど、同藏書目錄に見えざるによりても、その完きものにあらざるを知るべし。

二

かくの如く、佛經聖教の目錄は、奈良朝になりたるもの二三種世に傳はり、漢籍の目錄も、奈良朝に撰びたるよし聞えたるものある。平安朝の中期以前になりたるもの傳本もあれど、國書の目錄のみは、古くより、世に知られたるものなく、平安朝中期以後に撰ばしめられたる蓮華王院架藏の本朝書籍、及び諸家記の目錄あれど、今は亡佚し、僅に國史法制、和歌等に關する特殊の書籍目錄のみ世に傳はれり。國書の總目錄として、今日流布したるものゝ中、最も古きは、其の後編製したる本朝書籍目錄を措いて、他にはあらざるべし。

本朝書籍目錄は、諸本の中に、本朝書目と記したるものあり。日本書目錄とも、日本書籍總目錄とも、本朝書籍總

目録とも題したるものあり。されど、建内記、晴富宿禰記、體源抄、及び刊本、寫本等には、本朝書籍目録と記したるもの等最も多し。また寫本の中には、御室書籍目録、御室和書目録、仁和寺書目など記したるものもありて、仁和寺の藏書目録の如くいへるものあり。されど、奥書には、「以仁和寺宮本書之」とありて、仁和寺宮御所藏の本朝書籍目録を書寫したるよしなり。されば、仁和寺宮の御架藏なる典籍を列記したる目録にあらざる事は明なり。

三

本朝書籍目録のなりしは、いつの頃なるか、いかなる人の編製したるものにか、諸本いづれも編製したる年月、及び撰者を明記したるものあらず。よりて從來この書籍目録の編製に關する諸家の考説區々にして、未だ一定するところあらず。今世に知られたる是等の諸説によりて考ふるに、まづその成立の年代に就いては、三説あり。甲は室町時代とし、乙は南北朝時代とし、丙は鎌倉時代としたり。

甲 室町時代の成立としたるは、藤貞幹の好古小録、高田與清の擁書漫筆、山崎美成の海録、西田直養の笈舍漫筆、尾崎雅嘉の群書一覽、井上頼園博士の己亥叢説等なり。いづれも、この書籍目録にのせたる永享、永正等の奥書によりたるものなり。この中、撰者に就いても二説あり。一は清原業忠とし、二は外史中原としたり。

一、清原業忠の撰としたるは、藤貞幹、高田與清、尾崎雅嘉、井上頼園博士等にして、その證は、體源抄卷十二に載せたるこの書籍目録の奥書によれり。そは、

永享十一冬、清大外記業忠依仰註進之

とあるによれり。業忠は、大外記清原宗業の子なり。「依仰註進之」とあるは、この書籍目録を編修したる意とも解するを得べく、或は何人が撰びたるこの書籍目録に、何をか註記して、進覽したる意とも見るを得べし。また「依仰」は、宮中より仰せられたる意か、皇族方よりの仰か、將軍よりか明ならず。かゝれば、こは他に参照すべき傍證あるにあらざれば、これを判定し難し。

二、外史中原氏の著としたるは、山崎美成、西田直養の説にして、永享年中、將軍の命を受けて、外史中原氏の記したるものなるよしいへり。外史は大外記の唐名にて、將軍の命によりたりといへるは、

奥書に、以仁和寺宮本書之、普廣院被尋之時注文云々、

とあるによりたるものなるべし。普廣院は、足利義教にて、永享、嘉吉間の將軍なり。されど、外史中原氏の編製したるよしに就いては、その明文見えざれば、或は前掲の永享十一年、大外記業忠の註進したる奥書とを併せ考へて、大外記とあるにより、業忠を中原氏と思ひ誤りたるにてもあらんか。

此の如く、室町時代の成立としたる二説中、外史中原氏を撰者としたるは、これを立證すべき明文なければ、その謬りなる事は明なり。また清原業忠の撰としたるものは、引據の奥書のみにては明確ならず。一考を要すべきに似たれど、他にたしかなる徴證見えざれば從ひ難し。但し鎌倉時代、或は南北朝に成立したる説の是非によりて、これを判定するを得べし。

乙 南北朝の成立としたるは、新井白石の説にして、撰者を冷泉爲富としたり。そは、

同文通考、肥人書の條に、謹案スルニ、冷泉大納言爲富卿ノ本朝書籍目録ニ、肥人書五卷トノセラレタリ、

と記し、白石の手翰にもそのよし見えて、冷泉家目録といへり。蓋しこの書籍目録に載せたる康安二年の奥書に、「以冷泉大納言爲富卿本書寫之」とあるによりたるものなるべし。この説に就いては、山岡俊明の類聚名物考に「件の目録を見れば、彼卿より前に編る書なりと思しきところ少からず、また後人の書き加へし所も有と見ゆ、いかにも冷泉家の目録にはあらず」といへり、殊に奥書にいへるは、冷泉大納言爲富の所藏したる本の意にて、爲富の編修したるよしにあらず。且つこの奥書には、下に述ぶるが如く、錯簡ありて、冷泉大納言は爲富にあらずして、別人なれば、爲富の撰としたる説の誤りなるは言ふを俟たず。

丙 鎌倉時代の成立としたるは、栗田寛博士の説にして、これに亞ぐものを、山本信哉博士の説とす。いづれも、その典據は、寛文十年の刊本、群書類従本、及び寫本の中なる

奥書に、此抄入道大納言實冬卿密々所借賜之本也、

永正二年八月四日書寫之

師名在判

とある永正を永仁の誤寫としたるにあり。その中、

一 栗田博士の説は、徳富猪一郎氏の藏本（宮崎道三郎博士舊藏）に貼附したる一片の書翰に、寛按、されど、目録の跋に、師名の名あり、師名は、中原系圖に、嘉元元九一卒とあれば、永享に作りしものにあらず、一本に、跋文の永正を永仁の年號に作るものありと、松屋與清の書入に見えたり。先頃御尋ねに付き認め申候、

と見えたり。蓋し宮崎道三郎博士の質問に對する返簡なるべく、そのよしは、新成實堂叢書に收めたる徳富氏の曰

本書籍目録複製本の解説に見えたり。

二 山本信哉博士の説は、大正六年史學會第十九回大會の部會に於いて、これを發表し、その概要を史學雜誌二十八篇五に載せたり。そは奥書の永正を松浦伯爵所藏の山鹿素行本、及び東京帝國大學本に、永仁としたるにより、奥書に見えたる實冬、及び師名の、永仁の頃に存在したるよしを證し、殊に實冬の官によりて、建治三年以後、永仁三年に至る十八年間のものなるよしを辨ぜり。

成立年代の三説中、室町時代としたる説は、引據したる清業忠注進の文意明確ならず。且つ南北朝に於ける康安の奥書あれば、正説とすべきにあらず。次に南北朝の成立としたるもの、微證には、爲富の撰としたる明文なく、冷泉大納言爲富の本によりたるよしの奥書なれば、これも従ひ難し。かくて鎌倉時代説の根據なる奥書の永正を永仁の誤とせば、その説を正しとすべきに似たり。よりて、鎌倉時代説に就いて、これを検討するに、まづこの奥書を永仁としたるは、内閣本、神宮文庫本、圖書寮本、東京帝國大學本以下三十餘本に及び、永正としたるは、刊本と、二三の寫本に過ぎず。また東北帝國大學本（朽木文庫本）には、永享二年とあり。なほ奥書に見えたる實冬、及び師名に就いて考査するに、實冬、師名も各一人あり。實冬は、尊卑分脈の滋野井流なる中納言公光の子と、三條の嫡流なる内大臣公忠の子とあり。公光の子は、正應元年、權大納言となり、同二年出家し、乾元二年、六十歳にて薨じたり。公忠の子は、太政大臣となり、應永十八年薨じたり。此の如く公忠の子は太政大臣たれば、奥書に「入道大納言實冬」とあるにあらず。されば、權大納言にて出家したる滋野井公光の子なる事は疑なかるべし。また師名二人は、いづれも鎌倉時代にして、並に大外記となれり。一は師爲の子、一は師淳の子なり。師爲の子は、系圖纂要の中原氏系圖に、康元元年

卒したるよし見えたり。康元元年は、奥書の永仁二年より、三十九年以前なればあはず。師淳の子は、外記補任に、弘安十一年、大外記に任じ、正應二年、豊前権介となり、嘉元元年九月、卒去したる事見えたり。嘉元元年は、永仁二年より、九年の後なれば、師淳の子なる事は明にして、入道大納言實冬と、その歿年を同じうしたり。以て永正とし、永享としたる刊本及び一二寫本の奥書は誤寫にして、永仁の正確なる事を立證すべく、これによりて、鎌倉時代の成立とする説の動すべからざるは、疑なかるべし。

またこの書籍目録の内容に就いて研究するに、著録したる諸書の中、鎌倉時代を下りたるものなく、著名なる神皇正統記、職原抄、増鏡、太平記、元亨釋書等の如きもの、見えざるによりても、鎌倉時代の成立たる事の一證とするを得べし。但し山本信哉博士は、和漢の篇に載せたる中、和漢兼作集に、滋野井實冬の官名の見えたるによりて、建治より、奥書の永仁に至る十八年の間になりたるものとしたり。されど、和漢兼作集に載せたる他の作者の官名によれば、同書は、後宇多天皇の弘安三年以後に撰集し、伏見天皇の御代に増補したるものなれば、(四五八頁参照)この書籍目録は、弘安の末、若しくは、正應の始の頃、數年の間に編製したるものとすべきが如し。なほ奥書に、「實冬卿密々所借賜也」とありて、特に密々と記したるは、何か故あるが如く思はるゝなり。或は實冬の撰にして、未定稿なるが故に、密々師名に示して、修正せしめたる意か。撰者は別人にして、實冬が撰者より内々借覽したるが故にてもあらんか。そのよしは明ならねど、師名の書寫したるは、撰者の原本にあらずとすとも、原本を距る事遠からざるものなる事は、推考するを得べし。殊にこの書籍目録には、帝紀篇の中なる帝王系圖、新抄、和漢春秋、續新抄、政要篇の中なる諸道勘文、雜例抄、官位篇の中なる任公卿雜例、任官雜例、雜抄篇の中なる秘玉抄、隨見聞抄、口遊抄、兩中抄

の類は、師遠、師安、師元、師重、師季、師光、師弘等、中原氏一門の著書なり。此の如く、中原氏一門の著書を多數収録したるによれば、師名は、この書籍目録を借りて寫したるのみにあらず、その編製に就いても、特に關係するところありたるもの、如く、推測するを得べし。若し實冬の撰びたるものとせば、是等中原氏一門の著書は、師名が後に増補したるものならんかとも、考察するを得べきなり。

此の如く、この書籍目録は、その奥書と、内容とによれば、室町時代、或は南北朝の成立としたる説の誤にして、後宇多天皇の御代の末、若しくは伏見天皇の御代の始に於ける數年の間に撰録したるものなる事を推定すべし。かゝれば、體源抄に載せたる奥書に、「清大外記業忠、依仰註進之」とあるは、編製の意にあらずして、鎌倉時代になりたるこの書籍目録に、何をか註記して、進覽したるものと解すべきなり。

この書籍目録の寛文刊本、及び寫本には、諸家名記を附したるもの多し。諸家名記もまた、鎌倉時代になりたるものにして、上に記したるが如く、高倉天皇の御代、後白河法皇の蓮華王院寶藏の御書目録を撰定せしめられたる事を、吉記に、「本朝書籍、及諸家記、皆悉可被集、能可撰定也」と記して、本朝書籍といひ、諸家記といへるは、本朝書籍目録、諸家名記の書名と、相似たれば、この書籍目録、及び諸家名記は、或は蓮華王院寶藏の本朝書籍、及び諸家記の目録によりて編製したるものならんかとも、推測するを得べし。

四

この書籍目録に収録したる書名は、四百九十三部にして、これを左の二十の篇目に分てり。即ち

神事六部 帝紀四十四部 公事三十四部 政要八十四部 氏族九部 地理五部 類聚八部 字類十一部
 詩家六十五部 雜抄八部 和歌 和漢五部 管絃二十二部 醫書十部 陰陽十部 人々傳四十八部
 官位二十八部 雜々十五部 雜抄二十七部 假名五十四部

この中、和歌は、篇目のみにて、書名を略せり。蓋し和歌は、和歌現在書目録あり。且つ「勅撰家集等の外、如抄物打聞之類、七十部有之、然而見懐中抄敷之間、略之」と記したるが如く、歌學、歌論等、すべて和歌に關するものは、別に一部としたるものあれば、篇目のみを掲げて、特にこれを省略したるものなるべし。また雜抄の篇目二つありて、別に雜々の篇目あり。同じ種類の編目を三篇設けたるは、いかなる意にか、或はこの書籍目録は、始め神事より、詩家雜抄に至る十篇となしたりしが、更に和歌、和漢以下、官位に至る七篇を加へ、雜抄の篇に漏れたるものを雜々の篇として載せ、後なほも補ふべきものあるを以て、再び雜抄の篇を置き、新に假名の篇目を設けて、假名文のもののみを採録したるものならんか。最終の假名篇は、刊本、及び圖書寮本以下の寫本に、「或本此假名無目錄」と記し、或は「或本無假名、など」と記したるものありて、殊に岩崎文庫の古寫本の如く、假名の篇なきものもあれば、或は後に假名篇をたて、假名文のみを収めたるものなるべし。なほこの書籍目録には、列聖皇族の御日記を始め、諸家の家乘の漏れたるは、いかなる故か、蓋し日記の數頗る多く、別に諸家名記あれば、雜々篇中に、仁和以後記目録の一部を録して、これを省略したるものならんか。

この書籍目録は、當時傳本ありたるものゝみを調査して、採録したるものなりや、存否に拘はらず、見聞のまゝを掲載したるものなりや。伴信友の如きは、刊本の書き入れに、

此書籍目録ハ、見聞ニ任セテ、書キ集メタルモノト見エテ、疑ハシキコトモ交レリ、其用意シテ見ルベキ也、といひ、醫書篇の中なる撰攝養要決の下に、

貞觀二年十月三日、正五位下行内藥正兼侍醫參河權守物部朝臣廣泉卒、中撰攝養要決二十卷、行於世、トアリ
 コノ目錄ノ撰ノ字ハ、三代實錄ノ文ヲ見誤リタルナリ、コレニテモ、コノ目錄ハ、實ニ共書ヲ見タルノミニアラズ、諸書ヨリ、書ヌキタルモノアル證トスベシ、

と記せり。これによれば、この書籍目録には、當時現存したるものゝみならず、古書に見えたるものを採録したるものある事も明にして、たまたま撰者が、原文を見誤りたるよしをも知るを得べし。なほ政要篇の中に「官曹事類目錄三十卷、外官事類目錄十一卷」とあるが如きも、官曹事類及び外官事類の卷數にして、同書目録の卷數にあらず、然るに、特に目録の二字をそへたるは、本朝法家文書目録に「官曹事類目錄三十卷、外官事類目錄十一卷」として、その篇目を列ねたるを、そのまま採りたるものなるべし。殊に同官曹事類目錄より、續新抄に至る六部、及び交替式より、古式に至る六部、上古問答より、問答五條に至る六部は、その順序も、本朝法家文書目録と同じきによれば、同目録によりたるものなる事は推斷するを得べし。なほ官曹事類、外官事類、及び律大寶元六年、令天智元二年、二十二卷、令養老二十卷、令大寶元年、十一卷、弘仁格、貞觀格、延喜格、天長格抄等の註記を同目録と對照するに、省略したるところあれど、同文なるによれば、同目録によりて、記したるものなる事を知るべし。この外帝紀篇の中に、初天地本紀見神鏡、官史記見本朝とある註記によれば、この二書も、この書籍目録の撰者が親しく一見したるものにあらず、古書によりたるものなるを證すべし。

衛家本)東京文理科大學本、彰考館本、靜嘉堂文庫一本等の如きは、書名と、卷數のみを載せたるものあり、朱にて著者、内容等を記入したるものあり。或は二三の著者のみを載せたるものあり。是等の諸本に據りて考察するに、もとは書名と、卷數のみを記したるものなりしが、後年、何人か、著者、及び内容等を追記したるものなる事を推斷するを得べし。なほ體源抄に引載したるこの書籍目録を検するに、管絃篇の下に、二十三と註して、梨園舊風以下二十三部の書名を掲げ、その中、樂塵秘抄以下十三部には、刊本等と同じく、著者、内容等を記したり。その外、神事以下の各篇は、唯採録したる部數のみを記したれど、管絃篇の例によれば、いづれも書名、卷數の外に、著者、内容等をも、註したるものなる事は、推測するを得べし。此の如く、この書籍目録には、著者、内容等を註したるものと、記さざるものとありて、註記したる體源抄所載のものには、「永享十一年冬、清大外記業忠、依仰註進之、」の奥書あるによれば、著者、及び内容等は、蓋し清原業忠が、註記して進覽したるものならんかと思はるゝなり。

またこの書籍目録は、神事以下の篇目に別ちたれど、各篇に収録したるものを見るに、區々にしてその體裁の整はざるもの頗る多し。そは帝紀篇に載せたる帝王系圖と、氏族篇に收めたる帝王系圖三部、及び帝王廣系圖とは、いづれかの篇目の中に集録すべきものなり。次に政要篇の中なる日本事始も、同種類なる雜抄篇の本朝事始のところに入るべく、雜抄篇の中なる愚管抄は、假名なれば、假名篇の中に收むべきものなり。この外各篇の中にも、彼此對照して、變更すべきもの尠からず。

要するに、この書籍目録は、もと書名と、卷數のみを掲げたるものにして、その著者、及び内容は、後年何人か追記したるものなるべし。また篇目中、雜抄の如く重複したるものあるは、編者、或は後人が、増補追加したるが故ならんか。また著録したる典籍は、當時傳本ありたるものゝみにもあらず、編者が一覽したるものゝみにもあらず、これを調査し、考究して、採りたるものにもあらず、或は古書に見えたるものにより、或は、見聞にまかせて、採録したるが如きものも交れり。されば、中には、古書の原文を見誤りて、載せたるものあり。また同種の書を、甲篇と乙篇の二處に收め、同一の書を二部掲げて、重複したるところあり。此の如く、その體裁の整はざるは、蓋しこれを修正するに至らざりしによりたるものなるべし。且つ諸本の中には、二三の書に出入異同あるは、編者の補ひたるものと、後人の記入したるものとあるが故なるべし。

五

この書籍目録は、前にも述べたるが如く、弘安の末、正應の始の頃、數年の間に撰録したるものにして、編者は、滋野井大納言入道實冬なるか、別人なるかは詳ならねど、中原師名が、永仁二年、原本に近きものによりて、これを書寫したるものなる事は、推定するを得べし。それより七十年の後、康安二年(正平十七年)に至り、刑部侍郎光之、これを書寫したり。そは内閣一本、前田家一本(朝田由豆流舊藏)及び徳富本等の奥書に、

右以冷泉大納言爲富卿本寫之、以准后本令一校者也、

康安二年正月七日

刑部侍郎光之

と見えたり。但し冷泉大納言爲富は、左中將爲之の子にして、康安二年より百七年の後、應仁二年權大納言となり、明應六年、七十歳にて薨去せり。康安二年は、爲富の曾祖父權中納言爲秀の未だ參議たりし時なれば、年代合はず。然

らば、康安の二字、若くは上下の一字を誤寫とせざるべからず。されど、他に康安の文字と相似たる元號なく、上の康の字を誤とせば、文安、慶安以外に安の字を附したる元號見えず、下の安の字を誤とすとも、康の字を冠したる元號を尋ねるに、康正あるのみ。然るに、文安二年は、爲富、未だ二十歳にして、八年の後、享徳二年に至り、漸く從三位に叙せられたり。康正二年も、參議にして、この後十二年を歴て、權大納言に任じたれば合はず。此の如く、康安二年を以て誤寫とすべきよしもなければ、更にこの奥書を記したる刑部侍郎光之に就いて、考査するに、

和歌作者部類の奥書に、書寫了、

刑部侍郎光之

風雅、新千載作者等失錯多端、疑殆非一、強而拭老眼、聊書入本了

康安二年正月七日

和歌所舊生光之

と見えたり。同じく刑部侍郎とし、和歌所舊生とありて、且つその奥書の年月も同じきによれば、康安の誤りにあらざる事は明なり。然らば「冷泉大納言爲富卿」の八字、もしくは「爲富卿」の三字を誤とせざるべからず。まづ爲富卿の三字を誤として、康安以前冷泉大納言と稱したる人を索むるに、中院一品記曆應元年（延元三年）にて、康安二年より二十五年前）十一月十五日條に、「冷泉大納言公泰卿」と見え、國大曆康永三年（興國五年）にて、康安二年より十八年前）閏二月十二日の條に、「冷泉前大納言公泰」と記し、祇園執行日記正平七年（文和元年）にて、康安二年より十年前）二月十一日寺家申次大納言法眼の下に、「北畠源大納言親房孫、冷泉大納言公泰猶子」と註したり。公泰は、洞院左大臣實泰の子にて、尊卑分脈に、「正二位、權大納言、號冷泉大納言、於南朝任大臣云々、出家法名覺元」とありて建武元年九月、權大納言に任ぜられ、曆應三年（興國九年）十二月これを辭し、延文四年（正平十四年）五月、出家した

る事、公卿補任に見えたり。薨去の年月明ならねど、その時代もあへば、冷泉大納言の洞院公泰なる事は疑なかるべし。或はもと、「以冷泉大納言本書寫之」とありしが、後に何人か「爲富卿」の三字を傍註し、いつしか、本文の中にまぎれ入りたるものならん。また奥書に、「以准后本、令一校者也」とある准后は、いかなる人か、建武以來、卿相中、三宮に准ぜられたるは、北畠親房のみにして、李花集に、「中院准后」と記され、續神皇正統記の中、北畠准后親房卿とある下に「當朝にても、准后の號ゆるされしなり」といひ、

三内口決に、於南朝昇進之人、一切不用之候、然處、此親房卿計、北畠准后天下稱之候、御家之規模、無比類候、廣才博覽所世之推候、

と見えたり。これによりて、親房の本によりて、校正したるものなる事を知るべし。且つ親房の孫大納言法眼は、冷泉大納言公泰の猶子なるよし、祇園執行日記に見えたるによれば、蓋し公泰の本は、親房の本によりて、寫したるものならんかとも推測するを得べし。次に刑部侍郎光之はいかなる人か、刑部侍郎は、刑部輔の唐名にて、光之は、和歌作者部類に、四位惟宗光吉男」と記し、新千載和歌集、及び新後拾遺和歌集に、「惟宗光之朝臣」として、その和歌を載せたり。なほ愚管記延文五年（正平十五年）閏五月五日の條に、「續歌興、歌仙光之朝臣、慶運法師等也」とあるによりて、當時世に知られたる歌人なるを知るべし。かゝれば、康安二年、歌仙惟宗光之が、冷泉大納言公泰の本を以て手寫し、北畠准后親房の本を以て、校正したるものなり。但しこの康安二年の奥書ある本には、永仁の奥書なければ、同本は師名の書寫したる本によりたるものにてはなく、別の系統なるが如し。また康安二年の奥書に就いては、靜嘉堂文庫本（色三中齋藏四部の中）に記入したる中山信名の説には、「コノ奥書ハ、名記ノ奥書ニテ、スペテノ奥書

ニアラズ」といへり。名記は、諸家名記にして、この書籍目録の諸本中、これを巻末に附したるもの頗る多し。この説一わたりはさもあらんかと思はる。されど、この康安の奥書を載せたるは、前掲の如く、内閣一本以下四本に過ぎず。その他の諸本に附したる諸家名記に見えざれば、これを以て、直に諸家名記のみの奥書とするは、妥當ならずといふべし。康安二年の後、七十八年を経て、永享十一年の冬に至り、大外記清原業忠が、仰によりて註進したるよし、體源抄にのせたる奥書に見えたり。業忠は、永享、嘉吉の間、後花園天皇に四書五經を進講したるよし、建内記、康富記に見えれば、特に業忠に勅し給ひて、この書籍目録に載せたる書籍の著者などを、調査せしめ給ひしものならんか。天皇は、この年二月、延喜天曆御記以下を、次々に御覽あるべき御豫定の事、建内記に見えれば、この書籍目録に著録したる國書に就いても、深く御念をそゝがせ給ひしものなるべし。されば、内大臣西園寺公名の日記

管見記に、永享十二年十一月六日晴、萬里小路大納書送書狀曰、本朝書籍爲寫置、方々被尋仰、目六在別之内、所持之物可召進云々、彼狀無何續左、

本朝書籍事ハ、爲被寫置、方々被尋仰候、此目錄内、御所在之分、可有御註進之由、内々勅定候、必々家僕同可被尋仰之由、其沙汰候、雖目六之外、自然御所持了（奉はら）同可被申候哉、恐惶謹言

十一月六日

時 房

西園寺殿

十三日、霽、先日目錄之内、所在之分、註一紙以重今日遺萬大許、目錄同返遣了、於本書者、重可下召云々。と見えたり。「此目錄」とあるは、下に掲げたる建内記と併考するに、即ち本朝書籍目録にして、これによれば、後

花園天皇は、本朝書籍目録に著録したる典籍の一本を書寫せしめ給はんが爲に、これを採訪蒐集せしめ給ひ、この書籍目録に見えたる典籍の所藏者をして、その由を註進せしめられ、且つこの書籍目録に掲載せざる典籍を所藏したるものをも、同じく註進せしめ給ひしなり。「必々家僕同可被尋仰之由、其沙汰候」とありて、諸家のみならず、その家僕の中よりも、尋ね索めしめられしなり。これによりて、西園寺公名は、直にこの書籍目録に載せたる典籍の中、所藏の分を一紙に註して、進覽したり。時房は萬里小路大納言にして、その日記

建内記には、嘉吉元年三月十二日、本朝書籍目錄内、人々所在註進分、今日内々奏聞之、付親長申入之御目六ニ被檢之、即被返下之、猶取整追可披露之由被仰下之也、

とあり。これによれば、本朝書籍目録に載せたるものの中、諸家より所藏の分を註進して、これを奏覽し、他日本書を進覽せしむべきよし、仰せられしなり。なほ

管見記には、嘉吉元年四月廿一日丁亥、去年目六之内、先文鳳抄十帖可進之由、先日萬里小路大納言相示之間、今日召進之由、則付遣彼亞相了、

と記したり。「去年目錄之内」とあるは、この書籍目録にて、その中なる文鳳抄十帖をば、西園寺公名より進覽せしめられたるなり。建内記には、文鳳抄十帖所進也、第十禁裏御本欠間、仍先所進也、と記して、缺巻補寫の爲に徴し給ひしなり。此の如く、本朝書籍目録に載せたる典籍をば、諸家、及びその家僕より徴されしが、なほ

建内記には、嘉吉元年五月四日、本朝書籍事、可被尋園城寺之由、被仰下之也、
とありて、園城寺へも尋ねしめられしなり。その他の寺院の事は見えざれど、仁和寺、醍醐寺、延暦寺、東寺、及び東

大寺、興福寺等にも仰せられたるものなる事は推考するを得べし。されば、この書籍目録の諸本に、「以仁和寺本書之」と記したるは、この時、仁和寺に遣はされたるこの書籍目録をば、後年何人が轉寫し、やがてこれをば、仁和寺書目、御室書籍目録など、稱し、遂に仁和寺所蔵の書籍目録と思ひあやまらるゝに至れり。また奥書に、「普廣院被尋之時、註文」としたるによれば、將軍足利義教より尋ねたるよしにて、或はもと義教の奏請によりて、採訪せしめられたるが如く聞えたり。されど上掲げたる管見記、建内記等によるに、義教のこれに關係したる徵證見えざれば、唯將軍義教の時代といふ意にて記したるならんか。かゝれば、この書籍目録に見えたる典籍を採訪蒐集せしめられたるは、後花園天皇の歡慮によりたるものにして、永享十一年冬、清原業忠が、この書籍目録に註記して進覽し、翌十二年十一月には、諸家に仰せて、目録所載の典籍を所蔵したるものは、これを召し進せしめられ、翌嘉吉元年三月には、諸家注進の分を奏聞し、同四月には、西園寺公名所蔵の文鳳抄を徵され、同五月には、更に園城寺にも尋ねしめられたり。然るに、その後も、この事に關係したる萬里小路時房の建内記は傳はりつれど、訪書に關する記事の見えざるは、何か理由ありしものゝ如し、或は同年六月には、將軍義教、赤松滿祐に弑せられ、同三年七月には、次の將軍義勝薨じたるが故にて、中止となりしものならんか。その後、この書籍目録の事は、

晴富宿禰記に、文明十一年九月十四日、日本書籍目録都護被借之間、今日遺之了、と見えたり。都護は、陸奥出羽按察使の唐名にて、甘露寺親長なり。

六

この書籍目録を古書の中に収録したるは、體源抄の外見えず。體源抄は、永正九年七月、豊原統秋の著はしたるものにして、その卷十二に載せたり。但し體源抄は、音楽の書なれば、管絃篇のみは、書名、卷數、内容等を掲げ、その他の神事以下十九篇は、各その篇目の中に著録したる書籍の部數のみを註記したり。

この書籍目録の世に傳はりたるものには、刊本あり、寫本あり、寫本を複製したるものあり、また刊本には二種あり。一は寛文十一年、諸家名記、及び本朝書籍目録外録と共に刊行したるものにて、横帖なり。

卷末に、右本朝書籍目録、及外録所載書籍歴兵火滅者多矣、或存而秘之、或藏不學之家者、亦不爲不多矣、今錄之于梓者、廣其傳、令人々知之、欲現存之書出也、

寛文十一年歲在亥正月吉辰

長尾平兵衛刊行

と記したり。こはいかなる本によりたるものか、永仁の奥書を永正としたり。この刊本、今世に傳はりたるもの甚だ少し。二は、群書類從卷四百九十五に收めたるものなり。これもいかなる本によりたるものか、永仁の奥書を永正としたり。寛文の刊本と同じ。但し諸家名記なく、政要篇の中、柱下類林、諸道勘文、續諸道勘文の間及び假名篇の中、隨見開抄の次に、錯簡誤脱あり。原寫本のまゝなりや、謄寫の際誤りたるものか。その他にも二三出入異同あり。これを寛文の刊本に比するに劣りたることちせり。次に寫本は頗る多く、管見に入りたるものゝみにても、五十二部あり。即ち

圖書寮 四部 一は、荷田在滿の舊藏にして、「不忍文庫」の印、及び明曆二年の奥書あり。二は鷹司公爵の

舊藏にて、承應二年の奥書あり。三は、松岡明義の舊藏、四は、寶永六年の奥書あり。

神宮文庫 三部 一は、「江藤文庫」及び「古經堂」の印ありて、承應二年の奥書を記したり。二は、村井古巖奉納本にて、三は、寶曆十年の奥書あり。

内閣記録課 三部 一は、「淺草文庫」の印あり。

東京帝國大學 三部 南葵文庫本二部あり。一部は、小中村清矩博士の舊藏にて、延寶二年の奥書あり。

京都帝國大學 二部 一は、近衛公爵家本なり。二は傳來明ならず。

東北帝國大學 二部 狩野亨吉博士の舊藏にて、一は、「朽木文庫」、「杉氏藏書」の印あり、二は、「遺文樓書庫」の印ありて、元文元年の奥書あり。

東京文理科大學一部 「滋野井」の印あり。附箋によれば、滋野井公澄なり。

彰考館 二部 一は、「擁書樓」の印あり。高田與清の舊藏なるべし。

前田侯爵 六部 一は、「相州本」と記して、延寶八年の奥書あり。二は、「袖珍本朝書籍目錄」と題し、三は、「朝田家藏書」の印あり。岸本由豆流の舊藏なり。四は、「今枝樂木源齋」とあり。五は、「増訂本朝書籍目錄」と題せり。六は寛文の寫なるが如し。

三條西伯爵 一部 奥書なく、傳來詳ならず。

岩崎文庫 一部 廣橋伯爵舊藏なり。

靜嘉堂文庫 六部 四部は、「色川三中藏」の印あり。一は「東野源敏子新校」とあり。二は、「冬雄（花押）」と記して、「葆光館」の印、及び明曆二年の奥書、大塚嘉樹の朱批あり。三は、享保三年の奥書あり。四は、

「柳洲所藏」と記し、「樂且有儀」の印ありて、中山信名の書入あり。この外一は、「雪堂圖書記」及び「小越本」の印、及び萬治二年の奥書あり。二は、「櫻境之印」の印ありて、丹治正辭本を模寫したるよしの奥書あり。丹治正辭は、木村正辭博士なり。

神習文庫 三部 井上頼岡博士の舊藏にして、一は寶永三年の奥書、二は、明曆四年の奥書、三は、山根輝實の奥書あり。

徳富猪一郎氏 一部 新井白石の「天爵堂圖書記」の印あり。昭和七年、新成養堂叢書に收めて複製したり。

松井簡治博士 二部 一は、「東野源敏子新校」とありて、靜嘉堂文庫本と同じ。

佐佐木信綱博士一部 奥書なく、傳來詳ならず。

山本信哉博士 二部 一は、松浦伯爵所藏山鹿素行本の寫にて、二は、東京帝國大學本（大正十二年大震災前のも）の寫なり。

池田龜鑑氏 三部 いづれも「靖齋圖書」の印あれば、谷森善臣の舊藏なるべし。一は、表紙裏に「春成（花押）」とあり。二は、「青山堂」の印、及び享保十四年の奥書あり。

猪熊信男氏 二部 一は、新井正方の舊藏なり。

後藤丹治氏 一部 「霞亭文庫」の印、及び享保八年の奥書あり。

家藏 三部 一は、「澹齋山人」の印及び、明曆二年、寛保四年の奥書あり。二は、明曆二年、享保十四年の奥書あり。三は、「則之藏書」の印あり。寛文刊本の寫なるが如し。

此の如く多数あれど、古寫本なく、この中最も古きものは岩崎文庫本にて、江戸時代前の寫なり。卷首の神事より、地理に至る六篇缺け、雜抄までにて、その中和歌篇及び卷末の假名篇なく、いづれも、書名と卷数の外、著者、及びその内容は別筆にて、後より追記したり。いかなる本によりて寫したるものか詳ならず。その他の諸本は、いづれも江戸時代の寫にて、概ね上に載せたる永仁二年師名の奥書あり。この中、内閣一本、前田家一本、神習文庫一本、徳富本には、前掲の康安二年刑部侍郎光之の奥書あり。蓋し同一系統のものに屬す。殊に前田家一本、及び徳富本は、新井白石の手寫したるものなり。この外、諸本に載せたる奥書の主なるものは、左の如し。

一 此一冊者英親朝臣本也、恩許令書寫了、加一校了、始三校他筆、予往々書之、

承應二年三月二十一日 左中將實道圖書寮本(鷹司公爵舊藏)

二 右本者、以醍醐報恩院大僧正本寫畢、且加校合云々、

明曆二丙申九月吉日圖書寮一本(荷田舊藏)

三 萬治二年霜月中旬、以久我右大將廣通卿自筆本、任筆書寫畢東京帝國大學本、靜嘉堂文庫一本

四 昔延寶第三癸卯年仲冬日、

五 右一卷者、往年相州鎌倉書寫之、而今以或人久我右府之本加校合、且朱註其異者也

延寶八曆 夏下旬、前田家本(相州本)

六 寶永戊子(五年)中夏三日書畢

郵強恕神習文庫本

七 此書以久松氏本寫之

寶永六己丑年五月中旬 圖書寮本

八 右一本、以桑石翁之正本會書寫畢

享保八年歲次癸卯春三月卅八日

吉本伴藏後藏本

九 本朝書目録一冊、稻麓山下羽倉氏信盛以所持本令書寫畢、當時珍書之一也、最可秘云々

享保十四年己酉四月廿一日

門人廣磨池田本、家藏本

十 右一冊、中山中納言榮親卿以所持本、令書寫者也、

元文元年八月十九日

左近中將源 花押東北帝國大學本

十一 右本朝書目一篇借速水氏之書書寫焉、後得異本校畢、

寛保四年季夏日

奚疑主人家藏本

十二 右一冊者、松岡恕菴翁所藏、而八羽翁嘗磨寫諸、予因茲以寫之云

干時寶曆十歲庚辰之秋七月支二日

盟齋尙賢神宮文庫本

この中、一、及び十は、中山本にて、同一のものなるべく、五に久我右府定本とあるは、三にいへる久我右大將廣通卿自筆本と同じきものなるべし。八の桑名翁は、山崎闇齋の門人桑名松雲なるべく、十二の松岡恕菴翁も、同門の松岡玄達なり。十一の速水氏は、速水房常ならん。また九の羽倉氏信盛は、荷田春滿にして、圖書寮本の荷田在滿舊藏と同じきものなるべく、二にいへる醍醐報恩院大僧正本と同本なるが如し。

諸本の中には、諸家の名記を附したるもの多く、また二條良基、一條經嗣、同兼良等の著書を添へたるものも尠から

す。この外源氏物語の抄、勅撰集、歌合などをそへたるものあり。本文の中に、後人の隨意に數部、或は數十部の書を記入したるものもありて、一樣ならず。

この書籍目録は、此の如く、刊本以下の諸本頗る多かりしが、諸家名記等の附録、後人の追記を除けば、大凡これを二種に別つを得べし。一は書名と巻数のみとを記したるもの、一は外に著者と書籍の内容等をも掲げたるものなり。二種の中、その原本のまゝなるは、上に述べたるが如く、書名と巻数のみのものにして、その著者と、内容等は、永享十一年、大外記業忠の註記したるものなるべし。但し巻数、及び著者等に就いても、後人が更に記入したるものも尠からず。こは前掲の刊本寫本五十四部に就いて考査したるのみ。なほ博く採訪したらんには、數十部の寫本出づべく、その中には、最も古きものもあるべく、それによりて、發見する事もあらん。

この書籍目録に就いて研究したるものは、前に掲げたる成立の年代、及び編者に關する考説のみにして、特にその内容等に就いては、深く考査したるものあるを聞かず。唯靜嘉堂文庫本、(色川三中舊藏四部の中)及び松井本に、「東野源敏子新校」として、處々に「敏按」「子新按」「風按」「雜章按」など、記したるものあり。東野源敏子新は如何なる人か、詳ならず。雜章は、和學辨の著者後崎東海なるべし。但しその考按少く參考となるべきものも見えず。また前田侯爵家所藏中、増訂本朝書籍目録と題したるものあり。三代實錄、和名類聚抄、江談、釋日本紀、桃花葉、岷江入楚等、十餘部の書によりて、處々に註記し、卷末に、この書籍目録に掲げたる書籍の部數と、舊本所載のものとは合はざるに就いて、考説を載せたり。享保頃のものなるべけれど、何人の記したるものか詳ならず。この外東京文理科大學所藏本に、滋野井公澄の二三考説を記入したるものあり。帝國圖書館所藏寛文刊本に、伴信友の書き入れし

たるものあり。靜嘉堂文庫所藏本(色川三中舊藏四部の中)に註したる中山信名の考説あり。その他の諸本にも、各一二の朱批、書入れ等あれど、採るべきもの少し。但しその中にて、滋野井公澄、伴信友、中山信名の考説、及び増訂本朝書籍目録には、參考に資すべきものあり。

この書籍目録は、上にも述べたるが如く、二十篇に分ちて、四百九十三部の典籍を著録したりしが、これを考査するに、缺逸したるもの多く約三分の二に上れり。傳本あるものにも、殘闕となりて、完備せざるは三分の一に及び、缺逸したるものゝ中にも、古き書目録、及び古書、舊記等に、その書名の見えたるものは、その半數にして、他に參考すべきものなきは、約百六十部あり。こは予の見聞淺きが故なるべけれど、博雅の人々に尋ね、なほ古社寺の寶藏、諸家の秘庫に就きてこれを調査し、普く古今の典籍を涉獵して、考査したらんには、逸書の發見せらるゝもの尠からざるべく、これが資料を得る事もありて、この考説の誤脱を補正する事あらん。

本朝書籍目録考證

文學博士 和田英松 著

一 神事

天書 十卷 大納言藤原濱成撰

この書は長寛勘文に載せたる助教清原頼業の勘文にも、「天書神記」と見えて神書としたり。然るに
卜部兼友の

古語拾遺の奥書には、天書者帝紀一部十卷、日本紀具書也、此書尤可秘藏之書也、
といへり。その卷數は同じけれど、これを帝紀としたれば、この目録、及び長寛勘文と合はず。蓋し「日
本紀具書也」とあるによれば、この書は、神代より神武天皇以後に及びたるを以て、或は神記といひ、或
は帝紀とも記したるものならんか。

天書

著者を大納言藤原濱成としたれど、藤原濱成は、

續日本紀に、延暦九年二月乙酉、太宰員外帥從三位藤原朝臣濱成薨、贈太政大臣正一位不比等之孫、兵部卿從三位麻呂之子也、略涉群書、頗習術數、以宰相之胤、歷職内外所在無績、吏民患之、寶龜中至參議三位、歷彈正尹兵部卿、天應元年、坐事左遷、至是薨任所、時年六十七、

とありて、「略涉群書」と見えたと、極官參議にして、大納言たりし事見え。且つ藤原濱成をこの書の著者としたる事は、この外に記したるものなければ疑ふべきに似たり。この書は、奈良朝末期のものにもあらず、濱成の著にもあらずとせば、いつの頃になりたるものとすべきか。此の如くこの書は、長寛勘文に載せたる助教清原頼業の勘文に引き、また釋日本紀にも引載したるによれば、平安朝になりたるものにして、院政時代を下らざるものなる事は明なり。長寛勘文に載せたるは、熊野權禰日命の事に關したるものにして、釋日本紀に引きたるものは二十八條あり。即ち神代の卷八條、欽明天皇七條、雄略天皇三條、垂仁、履中、允恭の三代各二條、景行、反正、安康、敏達の三朝各一條なり。その卷數を記したるは、神代天孫降臨の後を卷二とし、垂仁、景行の二代を卷六に收め、履中、反正、允恭、雄略の四代を卷八とし、敏達を卷十としたり。その最終は明ならねど、十卷にして、敏達天皇を卷十に收めたれば、推古天皇以下に及ぶ事はあらざるべし。なほその一二を抄出すれば、左の如し。

天書曰、經津主者天之鎮神也、其先出自諾尊、初諾尊斬温突血成赤霧、天下陰闇、直達天漢、化爲三百

六十五度、七百八十三磐石、是謂星度之精也、氣化爲神、號曰磐裂、是謂歲星之精、○下略釋日本紀
述義二神代上

天書第八曰、四年冬十月立壇請神、並設盟釜、天子命力者、使天下所共知虛者一人投入釜中、舉其

屍梟、殉于四民人投實一人、以釜示之、百姓大恐其驗、未向盟釜、皆悉定矣、○釋日本紀述
義八允恭天皇

この書は、此の如く、長寛勘文、釋日本紀等に引きたるもの、みにして、世に傳はらざりしが、今神道叢書中に收めたる天書十卷あり。文和二年卜部兼友が、右大臣藤原道嗣の本を以て書寫したる由の奥書、及び永享九年飛鳥井雅世が、平野兼滿の本を借りて寫したる由の奥書を掲げ、樋口宗武が、この書を相州大津家に得て、書寫したる由の奥書をのせたり。其の目次は左の如し。

- 卷一 神代
- 卷二 神代自安武
- 卷三 自履中至崇神
- 卷四 自垂仁至成務
- 卷五 自推古至應神
- 卷六 自仁德至履中
- 卷七 自安康至仁賢
- 卷八 自武烈至欽明
- 卷九 自敏達至崇峻
- 卷十 自推古至皇極

これを釋日本紀に引くところの卷數と對照するに、一致せざるのみならず。殊に秘訓三の欽明天皇三十二年の條に引きたる天書曰、「新羅遣弔使未叱子失消云々」の文、及び長寛勘文に引きたる天書神記の文見えざれば、後のものなる事明なり。その中に神功皇后五十年、諸國に驛路を作り、舒明天皇三年、攝州有馬温湯涌出の紀事ありて、日本紀の文を誤解して、記したるが如きものあれば、蓋し後世に至り、何人かこれを偽作したるものなるべし。されば、多田義俊の遊和草、篠崎維章の和學辨、伊勢貞丈の安齋隨筆、及び群書一覽等の如きは、いづれもこれを以て偽書としたり。

古語拾遺 一卷 忌部廣成撰

上古以來の事は、國史家牒に載せられたれども、尙遺漏あるを以て、齋部廣成が、齋部氏の舊説を録して、平城天皇の上聞に達せしものなり。即ち

卷首に、蓋聞、上古之世未有文字、貴賤老少口口相傳、前言往行存而不忘、書契以來不好談古、浮華競興、還嗤舊老、遂使人歷世而彌新、事逐代而變改、顧問故實、靡識根源、國史家牒雖載其由、一二委曲、猶有所遺、愚臣不言、恐絕無傳、幸蒙召問、欲據畜憤、故録舊説、敢以上聞云、

と記し、

卷末に、前件神代之事、説似盤古、疑氷之意取信寔難、然我國家神物靈蹤今皆見存、觸事有効、不可謂虛、但中古尙朴、禮樂未明、制事垂法遺漏多矣、方今聖運初啓、照堯暉於八洲、寶曆惟新、蕩舜波於四海、易鄙俗於往代、改批政於當年、隨時垂制、流萬葉之英風、興廢繼絶、補千載之闕典、若當此造式之年、不制彼望秩之禮、竊恐後之見今、猶今之見古矣、愚臣廣成朽邁之齡既逾八十、犬馬之戀、且暮彌切、忽然遷化、含恨地下、街巷之談、猶有可取、庸夫之思、不易徒辨、幸遇求訪之休運、深歎口實之不墜、庶斯文之高達、被天鑒之曲照焉、

大同二年二月十三日

と見えたり。齋部氏は、古より中臣氏と相並びて、代々神祇に奉仕したりしが、孝德天皇以來、後裔その職を繼ぐこと能はず、中臣氏權を專にしたるによりて、陵遲衰微したる狀を叙したり。且つ伊勢神宮、及び熱田神宮に關するもの各一條、齋部氏對中臣氏關係のもの五條、諸氏對中臣氏關係のもの四條、合せて十一條の遺れたるところを挙げたり。日本後紀によるに、是より先、忌部中臣の兩氏、各訴ふるところありしが、大同元年七月に至りて、勅裁を下されたり。卷首に「幸蒙召問、欲據畜憤、故録舊説、敢以上聞云爾、」とあるは、蓋し兩氏訴訟の際、廣成を召されて、御下問ありしかば、翌二年二月十二日に至りて、この書を上りしものなり。また、「若當此造式之年、不制彼望秩之禮、竊恐後之見今、猶今之見古、」とある造式は、律令格式の式にして、當時選式の擧あるにより、舊例の遺れたるもの十一條を指摘して、これを式の中に參取せられ、以て永例とせられん事を懇願せしなり。この後、嵯峨天皇の御代、弘仁式を選ばれしが、今傳はらざれば、其の結果詳ならず。

著者齋部廣成は、その父祖詳ならず。書名の下に、從五位下と記し、「愚臣廣成、朽邁之齡既逾八十、」とあれば、その高年なりしを知るべし。

書名は、天祝詞、古事記、日本紀に遺漏したる古語を記したるものなるよし、古史微開題に見えたり。或は古語はフルトにて、古事舊事と同じく、國史家牒等に遺れたる古事舊事を拾撫せし意ならん。古語を所々に註記したれど、古語にては、その内容と合はざるが如きこゝちせり。或は卷始に、「故録舊説、

敢以上聞」と記し、卷尾に、「庶斯文之高遠、被天鑒之曲照焉」とありて、上奏の形式なれば、素より書名

古語拾遺一卷 後醍醐天皇御筆

益聞上古之世亦有文字書數卷少

口相傳言存而不忘書

以來不好談古淳花龍典遺書

遂使人歷世而跡新事遂代而廢

願聞故書庶識根源國史家標難

其由略「二番曲信有社遺思臣不

恐絕聖傳幸蒙同欽撰書頃改疏

舊說敢以上聞云々

一關夫朝聞之初伴將語伴基三神

共為未端生大八洲國及山川草木

決生日神月神靈後生素為身而

し、以てこれを辨せり。されど、宣長もまた、この書の中、誤謬の點黠からざりしを認め、且「この書は、

忌部を上げ過ぎて、實に差へり」と見ゆる事は、誠に多し、といへり。

を附したるものにはあらざるべく、古語拾遺は、後に名つ

けたる書名なるべし。

卷数は、仙洞書籍目録にも一卷とあれど、拾芥抄に、上

下とし、神武天皇即位の條に、「其祝詞文在於別卷」とあ

れば、別に祝詞等の文を集めて、一卷としたるものありし

が如し。

この書に就いては、安永二年の頃、日下部勝臯が疑齋一

卷を著して、この書の記事中、謬れるところ、疑ふべきも

の十五ヶ條を掲げて、之を論評せり。但しこの書を以て、

偽書と推斷したるにあらず。「廣成奏此書、不過乎愁訴齋

部之衰廢也」といへるのみ。これに對して、本居宣長は

疑齋辨を著し、各條に就いて、その誤りたることを指示

し、以てこれを辨せり。されど、宣長もまた、この書の中、誤謬の點黠からざりしを認め、且「この書は、

忌部を上げ過ぎて、實に差へり」と見ゆる事は、誠に多し、といへり。

この書は、元亨元年花園上皇の閲覽し給ひし事、同宸記に見え、本朝月令、政事要略、明文抄、長寛勘文、年中行事秘抄、釋日本紀等に引載したるもの多く、保安五年の奥書には、主神頭師遠の本を以て校正したるよし見え、嘉祿元年の奥書には、左京權大夫長倫の本を以て書寫したる事を記し、この外、嘉元四年、延文元年、至徳三年の卜部兼直、同兼夏、同兼豊、同兼照等の奥書あり。大正三年には、明治聖徳記念學會に於いて、これを英文に翻譯して出版したり。

この書の古寫本は、子爵吉田良兼氏所藏の嘉祿本あり。侯爵前田利爲氏所藏鎌倉末期前後のもの三本あり。前田本は、昭和十一年、國寶に指定せられ、この中、元弘四年の寫本一卷は、育徳財團にて、複製せられり。刊本には、元祿九年、同十六年の刻本、木村正辭博士、渡邊重石丸、柴田花守、三輪田元綱以下の校刊本等多く、群書類從にも收め、吉田本は明治聖徳記念學會にて出版したり。

この書の註釋書は左の如し。

古語拾遺講義評註

標註古語拾遺

頭書標註古語拾遺

古語拾遺講義

古語拾遺講義稜威男健

一 藤原幸盛

一 村上忠順

一 三栗中實

一 久保季茲

一 栗田寛

大和本記 二卷 記神代古事、上宮太子御撰

今傳はらねど、釋日本紀、袖中抄、古事記裏書、吉田日次記等に據れば、神代の事どもを記したるもの如し。即ち釋日本紀の秘訓神代に、浮漂の義をば、古事記、上宮記と同じく、「クラゲナスタ、ヨヘリ」とよめる由見え、吉田日次記應永九年七月廿二日の條には、天照大神天壤無窮の神勅の中、この書に、子々孫々千々萬々の文あるよしを記せり。なほこの書の文は、

釋日本紀述義三神代上に、大倭本記、一書曰、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面子鈴一合也、註曰、一鏡者、天照大神之御靈名天懸神也、一鏡者、天照大神之御靈名國懸大神、今紀伊國名草宮崇敬解奈大神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神朝夕御食夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所坐祭大神也、

と見えたり。これによれば、この書は、日本紀の如く、本文の外に、一書を掲げ付したるものありしが如し。また

古事記裏書に、大倭本記云、夫黃泉平坂者、無常之處也、彼不別有處、唯臨死氣絕已之條是謂歟、

とあるは、舊事紀の陰陽本記と同文にして、日本紀の一書の註と大同小異なり。この外、左大史小槻季繼記安貞二年大刀契紛失事の條に、「大倭本記同有御要、雖被問人々、不持云々」とあれば、その頃傳本

の少かりしを知るべし。

この書を、上宮太子の御撰としたれど、他にはその微なく、且つ逸文のみにては、考ふべきよしもなければ、蓋し後人の假託して、作りしものならんか。但し釋日本紀に引きたる日本紀の私記にのせたるに據れば、平安朝中期以前になりしものなる事は明なり。世に大和本記と稱する寫本一卷あり。別に撰者の名をあげざれど、京都、山城以下諸國の事を記したるものにて、同名異書なり。この書の事は、なほ皇室御撰之研究にもせたり。

神別記 十卷 日本紀私記曰、天皇天孫事具在此書

今傳はらず。

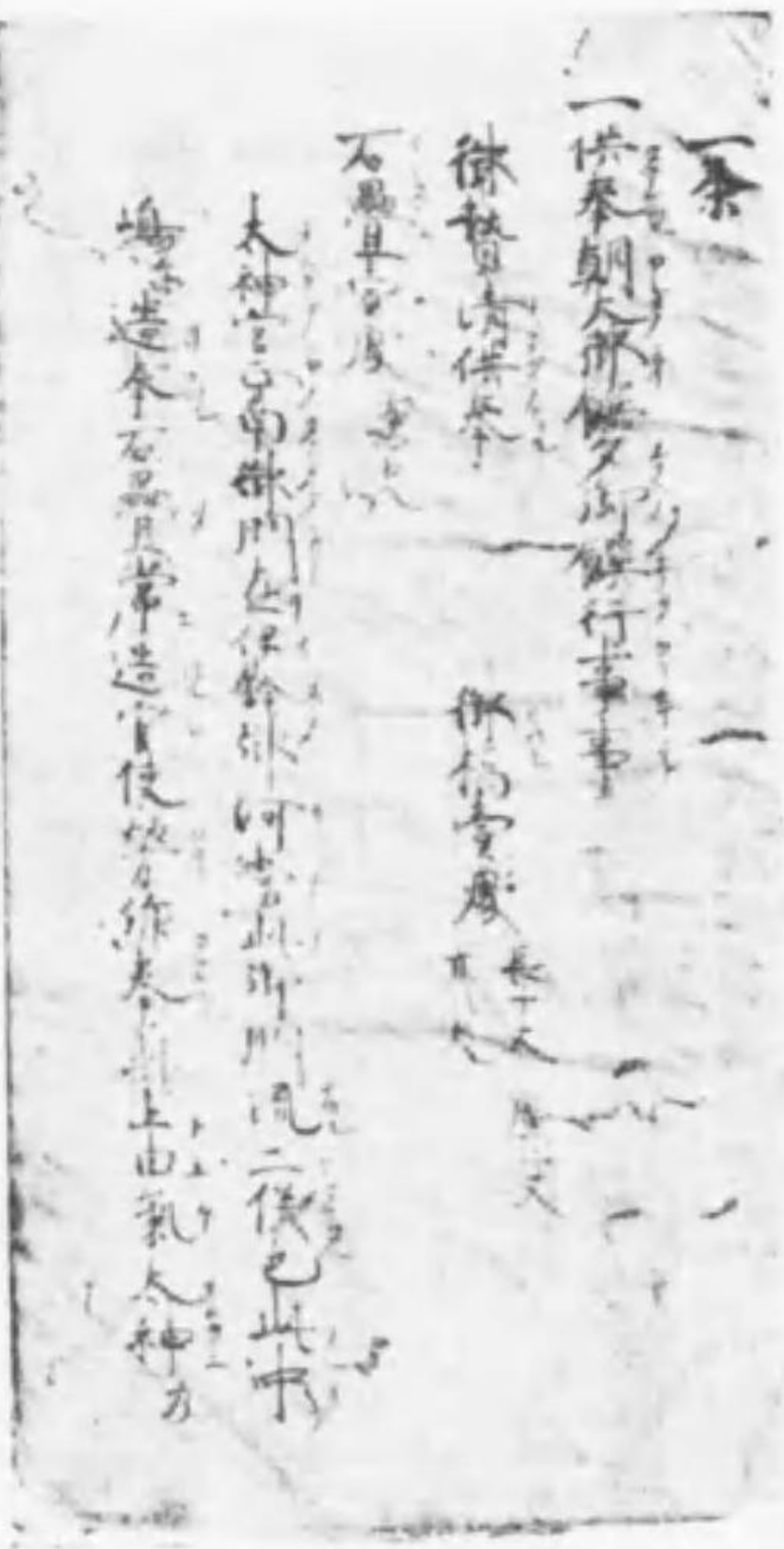
日本紀私記序に、世有神別記十卷天孫天神之事、具在此書、發明神事、最爲證據、然年紀復遠、作者不詳、

とあり。天皇天孫は誤にして、天孫天神を正しとすべし。新井白石の紳書に、「神別記に、功德ありし人々をまつりし事をしるせしなり、今は此書なきなり、」といへるは、何によりたるかは詳ならず。但し今神別記と稱せる寫本十卷あり。天地別記、陰陽別記、根國別記、黃泉別記以下、素盞男命、大國主神の系圖等を記したるものなり。後人の偽作なる事は言を俟たず。

伊勢太神宮儀式 二卷

皇太神宮一卷、豊受宮一卷、延暦廿三年註進

伊勢皇太神宮、及び豊受宮の鎮座由來、遷宮、殿舎、神郡、奉幣、年中行事等、神宮に關する祭祀儀式等を記したるものなり。延暦二十三年註進せしものにかゝる。いづれも群書類從に收めたり。



(藏所庫文宮神) 帳式儀宮神太皇

皇太神宮儀式帳一卷は、始に、「伊勢太神宮禰宜、謹解申、儀式並年中祭行事」とありて、二十三ヶ條あり。

卷末に、以前供奉天照坐皇太神宮儀式、並年中三節祭、及年中雜神慮顯註如件、仍註具狀謹解、

延暦廿三年八月廿八日

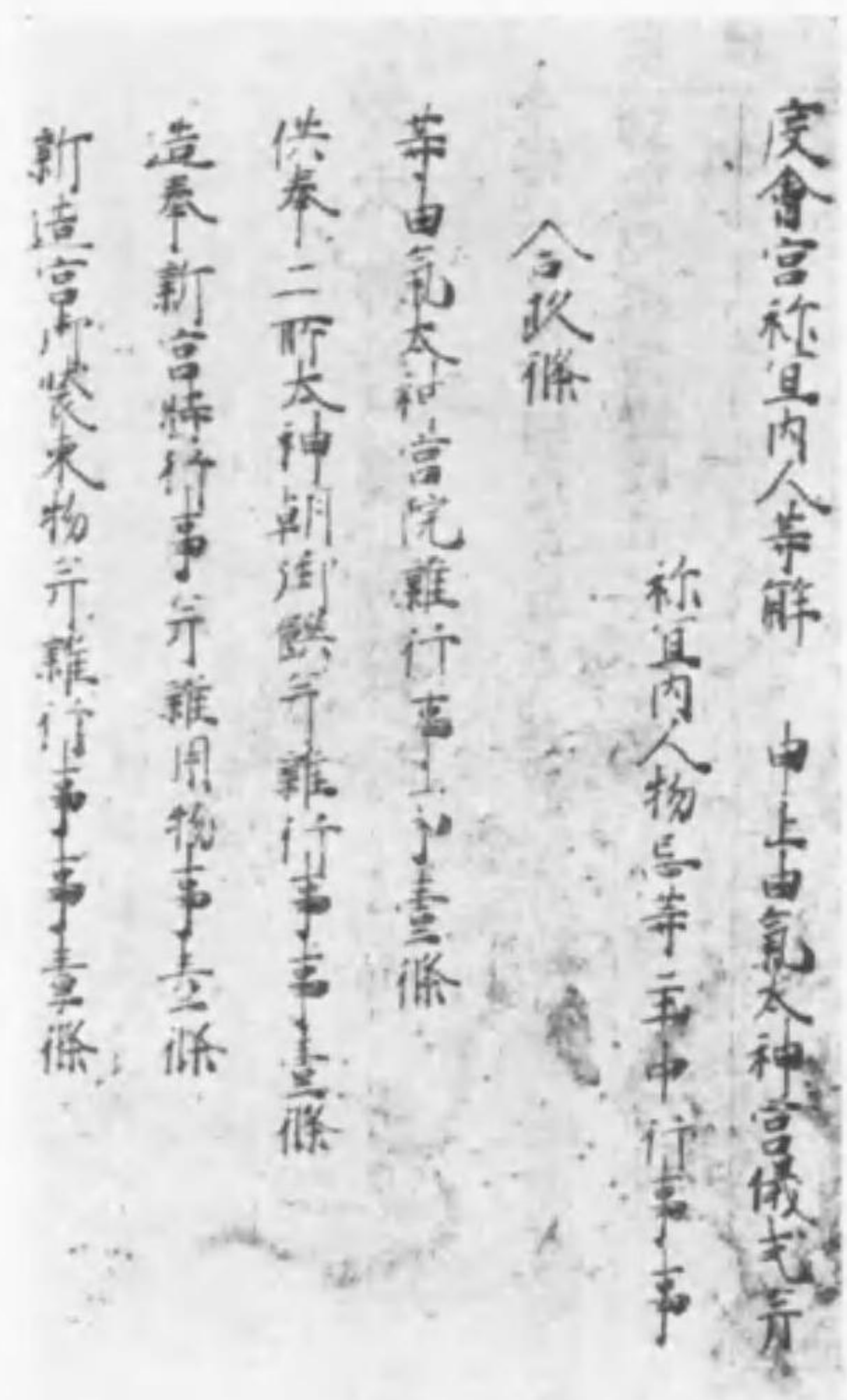
とありて、太神宮司禰宜大内人等の署名あり。

止由氣宮儀式帳一卷は、始に、「度會宮禰宜内人等解申、止由氣太神宮儀帳並禰宜内人物忌等、年中行事」と記して、九條あり。

卷末に、以前度會乃等由氣太神宮儀式、並禰宜、内人、物忌等、年中種々行事、禰宜行事、錄顯進上如

件、仍註狀謹解、

と見えて、太神宮司禰宜、及び内人三人署名せり。止由氣宮儀式帳の卷末には、「神祇官檢」として、伯、大副、少副、大佑、少佑、大史、少史連署せり。蓋し兩宮より、神祇官に註進し、神祇官に於いて、これを檢



(藏所氏爲利田前爵侯) 帳式儀宮氣由止

校せしものなり。

この書の事は、中右記永久二年九月六日の條、及び勘仲記弘安十年七月十三日の條に見え、小朝熊神鏡沙汰文以下に書に引きたり。今傳はりたる古寫本は、皇太神宮儀式帳には、神宮文庫の所藏、(蘭田家舊藏)及び京都帝國大學の所藏(今出川本)あり。止由氣宮儀式帳には、神宮文庫の所藏二部、(寶生院舊藏及び村松本)及び侯爵前田利爲氏の藏本あり。刊本は、群書類從に收めたるものあり。

この書の註釋書、及び參考書は左の如し。

伊勢兩太神宮儀式帳考註

二

藤井貞幹

伊勢太神宮儀式

一一

皇太宮神儀式解

三〇 中川 經雅

太神宮儀式頭註

一 未 詳

皇太神宮儀式語釋

一 未 詳

豐受太神宮儀式解

一 橋村 正兄

外宮儀式帳私考

三 石崎 文雅

儀式帳紀聞

一 龜田 末雄

伊勢太神宮機殿儀式 二卷 神麻綾一卷、神服一卷

今傳はらねば明ならねど、太神宮の神衣を織る機殿に關する事どもを記したるものなるべし。神麻綾、神服の兩機殿にて、各一卷あり。神麻綾は荒妙にて、その機殿は、伊勢國多氣郡井手郷にあり。神服は和妙にて、その機殿は、同郡流田郷服村にあるよし、神宮雜例集に見えたり。

この書は、伊勢二所太神宮神名祕書に、延暦十七年三月、機殿儀式帳として引きたるもの三條あり。また神宮雜例集に載せたる嘉應二年八月廿七日の左辨官符に、「至于當機殿印、並延曆式正文」とある延曆式は、この書ならんか。但し今皇太神宮機殿儀式帳と題したるもの一卷あれど、後に偽作したるものなる事は言ふを俟たず。

二 帝 紀

舊事本紀 十卷 開闢以來、推古天皇以往、聖德太子、蘇我馬子大臣撰

神代より、推古天皇に至り、饒速日尊以來、物部、尾張兩氏の代々を記し、百三十六國造の事を記したり。序文に、

先代舊事本紀者、聖德太子且所撰也、于時小治田豐浦宮豐御食炊屋姫天皇即位廿八年、歲次庚辰春二月甲午朔戊戌、攝政上宮厩戸豊聰耳聖德太子尊、命大臣蘇我馬子宿禰等、奉勅撰定、宜錄先代舊事、上古國記、神代本紀、神祇本紀、天孫本紀、天皇本紀、諸王本紀、臣連本紀、伴造國造、百八十部公民本紀者、謹據勅旨、因循古記、太子爲儒釋說次錄、而修撰未竟、太子薨去矣、撰錄之事、輟而不續、因斯所撰定神皇系圖一卷、先代國記、神皇本紀、臣連伴造國造本紀十卷、號曰先代舊事本紀、所謂先代舊事本紀者、蓋謂開闢以降當代以往者也、其諸皇王子、百八十部公民本紀者、更待後勅可撰錄、于時卅年歲次壬午春朕己丑是也、凡厥修撰題目顯錄如左、

とあり。その書名の先代舊事本紀にして、十卷なる事は、釋日本紀に見えたり。その編目は、

卷一 神代本紀 天地開闢、及び天御中主尊より、萬魂尊に至る。

陰陽本紀 諸冊二尊國生の條より、伊弉諾尊の登天に至る。

卷二 神祇本紀 素盞鳥尊の登天の條より、根國に追放の條に至る。

卷三 天神本紀 天孫降臨。

卷四 地神本紀 素盞鳥尊、新羅より出雲に至り、八岐大蛇を斬り給ひし條より、御子、及び大國主尊の御事どもに至る。

卷五 天孫本紀 饒速日尊より、物部連公麻呂に至る、物部氏の代々。

卷六 皇孫本紀 瓊々杵尊以來、神武天皇の東征に至る。

卷七 天皇本紀 神武天皇より、神功皇后に至る。

卷八 神皇本紀 應神天皇より、武烈天皇に至る。

卷九 帝皇本紀 繼體天皇より、推古天皇に至る。

卷十 國造本紀 大倭國より、多櫛島に至る百三十六國造の任叙。

序文に先代國記とあれど、目錄には、國記の事見えすして、神代本紀を始に掲げたり。臣連本紀は物部氏のみにて、伴部もなく、百八十部及び公民も、序文に見えたるのみにて、目錄と一致せず。但し聖徳

太子蘇我馬子と、國史を編修し給ひし事は、

日本書紀に、推古天皇廿八年、是歲皇太子、島大臣共議之、錄天皇記、及國記臣連伴造百八十部、並公
民等本紀、

とあるにあへば、古來これを聖徳太子の御撰として、疑ひたるものあらず。江戸時代に至り、徳川光圀、本書の跋に、その御撰にあらざる事を記し、太宰純もまた、辨道書に偽作なるよしを論せり。また多田義俊は、舊事紀偽書證明考に十ヶ條を挙げ、伊勢貞丈は、舊事紀剝偽に七ヶ條を掲げて、いづれもこれを論評せり。されば、この書の御撰にあらざる事は、已に定評となれり。またその著作年代及び内容に就いては、本居宣長の古事記傳には、饒速日命の天降、物部氏の世系、及び國造本紀は、古書より採り、日本紀、古語拾遺に據りたるところありとし、大同以後、嵯峨天皇の頃になりしものなりといへり。平田篤胤の古史微開題記もまた、嵯峨天皇の御代の撰とし、國造本紀は、聖徳太子の御撰に追記したりといひ、天孫本紀は、物部氏の纂修にかゝるものなりといへり。また橋守部の舊事紀直日には、奈良朝末の撰として、その出典を研究し、十卷を改めて六卷とせり。御座清直の舊事紀折疑もまた、その内容を考査して、これを辨せり。即ちこの書は太子御撰の遺文殘缺により、日本紀、古事記、古語拾遺等を以て、加補したるものなりと斷じ、また著作年代は、國造本紀に、加賀國を置きたること見えたるによりて、弘仁十年頃なりしものといひ、御撰としたる年代は、釋日本紀に引きたる日本紀私記によりて、承平六年以前

なりとせり。その説據るべきこと尠からねど、新撰姓氏錄、類聚國史、令義解等によりて、著者を物部敏久と推定したるは、なほ考ふべきものあり。また書名の先代舊事本紀は、弘仁の日本紀私記に「帝王本紀、及先代舊事」とあるによりたりと論じたれど、既に古事記の序に、「帝皇日繼先代舊事」とあれば、これも従ひ難し。令集解神祇官の條に、この書を古事記として引きたるを見れば、その頃までは、古事記とも記したるものあり。その舊事記と定まりしは、これより以後の事ならん。この書の刊本は、寛永十一年、及び寛文十年の刻本あり。

この書に關する註釋書、參考書は左の如し。

舊事紀玄義	三	慈	遍
舊事紀註	三一	同	
龍頭舊事紀	一〇	度會	延佳
舊事本紀龍頭評註	五	中山	繁樹
舊事紀文談抄	一	小野	高潔
舊事紀事證	三	岡田	正利
舊事紀訓解	七	三重	眞亮
舊事紀偽書考	一	多田	義俊

舊事本紀議	一	栗山	愿
舊事紀剝偽	一	伊勢	貞丈
舊事紀疑問	一	近藤	隆明
先代舊事本紀鈔	八	未	
舊事紀直日	一〇	橘守	部
舊事本紀折疑	六	御丞	清直
舊事紀論	一	久保	季茲
舊事紀疑問	一	未	
神代本紀略註	一	小野	高潔
先代舊事本紀曆考	一	安藤	有益
國過本紀考	六	伴信	友
國造本紀考	六	栗田	寛
物部氏纂紀	一	同	
尾張氏纂記	一	同	
舊事紀地神本紀講義	一	未	詳

古事記 三卷 自神代迄推古天皇、太朝臣安萬侶撰

三卷の中、上卷は、神代にして、中卷は、神武天皇より、應神天皇に至り、下卷は、仁徳天皇より、推古天皇に至る。元明天皇和銅四年九月十八日、太朝臣安萬侶勅を奉じて撰録し、翌五年正月廿八日これを奏覽せり。その撰録の次第に就いては、

卷頭の表文に、既飛鳥清原大宮御大八洲天皇御世、^中天皇詔之、朕聞、諸家所賣帝紀及本辭、既達正實、多加虛偽、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰録帝紀、討覈舊辭、削偽定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勸心、即勅語阿禮、同誦習帝皇日繼及先代舊事、然運移世異、未行其事矣、伏惟、皇帝陛下、得一光宅、通三亭育、御紫宸而德被馬蹄之所極、坐玄扈而化照船頭之所逮。^{○中}於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日詔臣安萬侶、撰録稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、^{○中}大抵所記者、自天地開闢始、以訖小治田御世、故天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以前爲上卷、神倭伊波禮毘古天皇以下、品陀御世以前爲中卷、大雀皇帝以下、小治田大宮以前爲下卷、並録三卷、謹以獻上、臣安萬侶誠惶誠恐頓首頓首、

和銅五年正月廿八日

正五位上勳五等太朝臣安萬侶謹上

とあり。即ち本居宣長が「彼天皇の大御口づから、この舊事を誦讀まして、それを阿禮に聴取せしめて、誦讀まします大御言のまゝを、誦うつし習はしめ給へるにもあるべし、」と、古事記傳にいへるが如く、天皇親ら帝皇の日嗣、先代の舊辭を檢覈し給ひ、稗田阿禮に勅語し給ひて、これを誦習せしめ給ひしが、元明天皇の御代に至り、太朝臣安萬侶に勅して、これを撰録せしめ給ひしなり。なほ、

表文に、謹隨詔旨、子細採摭、然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難、已因訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長、是以今或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓錄、即辭理巨見以註明、意況易解更非註、亦於姓日下謂玖沙訶、於名帶字謂多羅斯、如此之類、隨本不改、

と見えたり。即ち安萬侶が、國語を以て、阿禮が誦習せるまゝを、かきとりたるものなれば、字句の採摭に意を用ひたるさまは推察するに足れり。殊に四ヶ月ばかりにして、これを完成せしは、容易ならぬ事といふべし。然るに、岡白駒の日本儒林傳には、「安萬侶、仍改正舊傳謬錯、取捨阿禮之所誦、始乎太古、訖乎推古、勅成一家言、」といひ、近來また撰録とあるにより、取捨撰擇して、筆録したるものなるよしに解したる説あり。されど、「勅語舊辭」とあるによれば、新井白石の遺文に、「此非其作者之言、即天武勅語也、」といひ、本居宣長が、古事記傳に、「此記は、本彼天皇の親ら撰び給ひ、定め給ひ、誦み給ひ、唱へ給へる古語なれば、世に稀なる寶典なり、」といへるは、妥當なりといふべし。撰録とは、阿禮の暗誦したるまゝに對し、適當なる字句を撰擇して筆録したる意なり。もしその内容に就いて、取捨撰擇したりとせ

ば、何ぞ四ヶ月の如き短日月にては、よくすべきにあらざるなり。

この書は、巻頭に附したる表文に、書名を記せざれば、もとは定まりたる書名もなかりしが如し。強ひてその題號を擧ぐる時は、表文に、「阿禮所誦之勅語舊辭」とある勅語の舊辭こそ、その書名といふべきものならぬ。されど古事記の名は、萬葉集に見え、弘仁の日本紀私記序に、「所謂古事記三卷者也」とあれば、平安朝初期以前にありし事は明なり。但し、職員令集解には、舊事記を古事記と記したるところありて、同名異書あれば、その書名の世に著名ならざりしを證すべし。古事記傳には、日本紀天武天皇十年三月の條に、「記帝記及上古之諸事」とあるは、この題の意と同じく、フルコトフミと訓むべしといひ、佐藤誠實博士の古事記考には、表文に、舊事とあれば、もとは舊事記とも書きしものなるよしあり。或は表文に、「舊辭」といひ、「勅語舊辭」とあれば、もとは舊辭記と書したりしを、古事と舊辭とは、音訓相近く、古事は、その字畫少なきを以て、古事記と書きたるに至りしものならんか。

神田阿禮は、表文に合人とし、「年は二十八、爲人聰明」とありて、諸誦記隠にすぐれたる人なり。弘仁私記の序には、「天鈿女命之後也」と云ひ、「爲人謹恪、聞見聰慧」と見えたり。

太朝臣安萬侶は、新撰姓氏錄によれば、神武天皇の皇子神八井耳命の後なり。慶雲元年、從五位下に叙せられ、和銅四年、正五位上に進み、養老四年、日本書紀を編修して奏覽し、靈龜元年、從四位下となれり。同二年氏長者となり、後民部卿に任せられ、養老七年卒し、明治四十四年、從三位を追贈せられたり。

この書は、日本紀私記に見え、本朝月令、政事要略の諸書に引載し、花園上皇は、元應三年、これを閲讀し給ひし事を宸記に記し給へり。また雲州消息に、「古事記、官曹事類、本朝月令等侯哉、此之書、以秘藏爲先」と見え、寶生院所藏古寫本の奥書に、「古記の當卷、世間不流布、鴨院文庫之外無之云々」と見え、

古事記下卷 起文在皇御食炊屋部命等事
大皇命等難波之高津宮治天下也此天皇娶高城宮部
皇女等事且貴人命大皇生御子大江之伴部奉和氣命次
皇孫江之中津王次媛之水島別命次男淡津間若子宿禰
命又娶上云日向之諸縣若牛諸之女媛長江貴生御子
媛等能太即子下封外亦若太田下王次媛能若即
女亦若長日貴命亦若若日下部命又娶廣妹八田琴
若即女玉度妹宇透能若即女此之封外也此天皇之

古事記
就中於中卷者、諸家无之、只在鴨
院文庫云云、而不慮得之、好文之
至歟、自愛之」とあり。以てその
傳本少かりしを見るべし。同古
寫本には、この外、中下兩卷に、
文永、建治、弘安等の奥書あり。
この書の古寫本中、最も古き

ものは、寶生院所藏にして、應安三年賢瑜の手寫にかゝる三帖あり。明治三十八年、國寶に指定せられ、大正十四年、古典保存會にて複製したり。また御座清白氏所藏應永三十五年の古寫本あり。上卷一冊にて、昭和十年、重要美術品に認定せられたり。刊本には、寛永十一年及び寛政十一年の古訓古事記、明

治八年の刊本、三輪元綱の校本、同二十年田中頼庸の校本等あり。國史大系にも收めたり。また假字本、譯讀本、英譯等あり。

この書に關する參考書、註釋書は、左の如し。

古事記裏書	一	未詳
齋頭古事記	三	度會延佳
古事記事跡抄	三	岡田正利
古事記標註	三	賀茂眞淵
古事記頭書	三	田安宗武
同 詳説	五	同
古事記燈	一	富士谷御杖
古事記略註	八	小野高潔
古事記傳	四八	本居宜長
古事記標註	五	上田及淵
同	七	敷田年治
同	三	村上忠順
古事記聞書	一	未詳

初天地本紀

見神鏡勘文

内閣本、前田本、神智文庫本、徳富本等には、三十卷と記したり。

今傳はらねば詳ならねど、蓋し天地開闢以來神代の事ども記したるものならん。古書に引きたるは長寛勘文に載せたる助教清原頼業の、

長寛二年四月二十四日の勘文に、初天地本紀云、伊謝那支尊、娶惠乃女命生兒大夜乃女命、次足夜乃女命、次若夜女命、三神云是此大夜女命、無陸上立時、身體左肩忍奈豆流時、成出來 神名加已 川比古命、野大御神后生

古事記通玄解	二	吳安解
古事記新講	一	次田潤
古事記和歌略註		賀茂眞淵
古事記歌謠註		内山眞龍
古事記姓名索引	三	山根輝實
古事記考	一	井上頼圀
古事記論	一	中澤見明
古事記及日本書紀の新研究	一	津田左右吉

又右肩忍奈豆流時、成出來神名熊野大御神、加夫里支名久々彌居怒命、自髻中成出來神名須佐乃乎命、三柱大王等是也、此時金國之八熊野之波比降來、伊豆國致熊野村宮柱太知奉、而加夫里支熊野大御神、地祇神皇、又御兒后名大夜女命、山狹村宮柱太知奉、而靜坐大御神云是也、

とあり。この目錄に、「見神鏡勘文」と註したるは、蓋し長寛勘文なるべく、以てこの書は、長寛以前のものなる事を知るべし。また釋日本述義四神代下天壤無窮の神勅の條にも、「且百王鎮護之詞、不載日本紀、如大倭本記、天地本紀等文者、子々孫々千々萬々」とある天地本紀も、この書をいへるならん。

日本史記略

刊本には、日本史略とし、松井一本には、日本紀略に作り、神宮文庫本(村井古巖、及び江藤文庫舊藏) 圖書寮本(豐司家舊藏)東京文理大學本、彰考館一本等には、この書を載せず。

神代より、後一條天皇に至る國史にして、今世に傳はりたる日本紀略に同じきものなり。山岡俊明の示蒙抄にも、日本紀略は、一本日本書紀略と題したる本もある由記し、平維章の和學辨にも、日本史略と記したり。この外、日本書紀類、紅葉山文庫本の表題にて、林道春の編年紀略狩谷按書の遺本といひ、六國史中殘闕したる日本後紀の時代にかゝるものをば、日本後紀略稻葉通邦舊藏本といひ、醍醐天皇より後一條天皇に至る九代の紀を一部としたるものをば、九代實錄和學難波宗尙手澤本九代略記難波宗尙手澤本九朝略記稻葉通邦舊藏本などともいへり。日本紀略の書名に就いても、近藤正齋の右文故事、岡本保孝の難波江等には、日本逸史、大日本史に見えたる書名

なれば、鴨祐之、徳川光圀などの名づけたるものなる由いへり。されど、この書籍目錄の異本、及び公卿補任の頭書に、日本紀略とし、光圀及び祐之と、時代を同じうせる難波宗尙手澤本の符箋にも、「或云、以桓武天皇以降之記、稱日本紀略、」と見えれば、其の説の誤りなる事は明なり。

この書は、奈佐勝阜の増補示蒙抄、及び山崎知雄の校訂日本紀略凡例、難波江等には、文武天皇より、後一條天皇に至りて、續日本紀以下の國史を抄録したるものなるよしを記せり。然るに、世に傳はりたるものは、桓武天皇より、淳和天皇に至る四代と、醍醐天皇より、後一條天皇に至る九代の紀なるが多し。蓋し桓武天皇より以前は、續日本紀に同じく、仁明天皇より以下光孝天皇までは、續日本後紀、文徳實錄、三代實錄、に同じく、且つ續日本紀、及び續日本後紀以下は傳本あるを以て、同時代に於いては、この書に據る必要なきにより、同書の部分に於ける寫本もまた、少なかりしなるべし。殊に宇多天皇一代の記は、從來缺けて傳はらざりしところなり。桓武天皇以下四代は、日本後紀の時代にして、既に日本逸史に悉く載せられたれば、特に校刊したるものなく、六國史以外なる醍醐天皇以下をば、瑞保己一檢校の囑に依りて、山崎知雄、寫本十種を以て校正し、十四卷となし、嘉永三年刊行せり。これを校訂日本紀略といふ。然るに、水谷川男爵家に傳はりたる寫本には、神代より、持統天皇に至るものと、宇多天皇一代の紀とあり。これによりて、神代より、後一條天皇まで完備したれば、先年これを國史大系に收めて刊行せり。

この書の巻数は、この目録に見えざれば詳ならず。右文故事には十九冊とし、群書一覽には十一巻とし、山崎知雄の校刊本は十四巻としたり。難波江には、文武天皇以上を二十六巻とし、石橋真國の舊藏本は、村上天皇より始まりて、第二十六巻に終れり。その文武天皇以下の巻数なりや、神代以下を含ませたるものなりや詳ならず。國史大系所收の本は、神代以下にして、便宜により、宇多天皇までを前編二十巻とし、以下十四巻としたり。

この書は、何人の編輯したるものか詳ならず。持統天皇紀の終に、「已上出日本紀第卅卷」と見え、光孝天皇の終に、「已上三代實錄五十卷、抄記已了」とありて、「見國史」の文、處々に散見し、延喜廿一年の奥書に、「弘長二年三月九日書寫校合了」とあり。

この書の光孝天皇以前は、六國史の抄録なれども、孝昭天皇以下には、日本書紀に漏れたる天皇の寶算を掲げたる所あり。反正天皇紀の始には、或書を引きたり。また光仁天皇の降誕、御官歴、及び桓武天皇の御代の始に、御名、及び御父母を掲げたるが、いづれも續日本紀に漏れ、殊に光仁天皇紀中に、藤原百川傳の文を載せ、桓武天皇紀に見えたる、種繼暗殺の文は、續日本紀訂正前のまゝを採れり。續日本後紀、三代實錄の中にも、この書によりて補正すべきもの頗る多し。宇多天皇以下は、新國史以下に諸書に據りたるものなるべく、宇多天皇御記、兼明記、水心記、外記日記、或記、或本など註したる所あり。但し、事實の重複したるもの、干支日時（ち）の錯誤したるものも尠からず。

官史記

見本朝月令

内閣本、前田本、神宮文庫本、徳富本等には、四十巻と記したり。

今傳はらず。「見本朝月令」とあれど、現存の本朝月令には、右官史記とし、年中行事秘抄には官史記とあり。蓋し同書なるべし。兩書に引きたるものは左の如し。

右官史記云、神武天皇六十二年二月丙丁、令山背國管賀茂神宮、○本朝月令四月中旬賀茂祭條、年中行事抄には天武天皇六年に作る。

官史記云、天武天皇四年二月甲申祈年祭、○年中行事秘抄二月四日祈年祭

この外、持統天皇元年正月、政事要略廿五、十一月御曆奏の條、文武天皇四年十月、同上廿八、十二月賀蘇の條、元明天皇元年四月、本朝月令五月五日節會の條、の三條あり。いづれも右官史記とあり。右官史記も官史記も、辨官の史にて、右官史記とあれば、右辨官の記録なるべし。その山城を山背と書し、持統、元明兩帝を太上天皇と記したるによれば、奈良朝に成りたるものなる事は明なり。

日本書紀

三十卷

舍人親王撰、從神代至持統、凡四十一代

神代、及び神武天皇より、持統天皇に至る國史なり。元正天皇養老四年五月、舍人親王勅を奉じて、撰修し給ひ、これを奏上し給へり。

舍人親王は、天武天皇の皇子にましまし、一品に叙せられ、知太政官事となり給ひ、天平七年薨去し給へり。御年六十。淳仁天皇御即位の後、皇父にましますを以て、崇道盡敬皇帝と追尊せられたり。

この書の書名は、古書に見えたるもの一定せず。一は日本紀にして、續日本紀、及び日本後紀延暦十六年二月、弘仁三年六月の條、新撰姓氏錄、及び萬葉集の處々に見え、平安朝以後の諸書に引證したるものは、概ね日本紀としたり。二は、日本書紀にして、日本後紀大同元年の條、及び弘仁私記の序に見え、今傳はりたる諸本には、いづれも日本書紀と題せり。また日本後紀延暦十六年二月の條には、續日本紀に對して、前日本紀とも記し、河村秀根の書紀集解には、古寫本によりて、書紀を本名といへり。前日本紀は、便宜上假りに名づけたるもの、書紀は、他に傍證となるべきものなけれど、日本紀、日本書紀は、いづれも明證ありて、その是非を定め難し。但し伴信友の比古婆衣の如きは、最も古き續日本紀に日本紀とあれば、もとは日本紀と題したるを、後に書の字を加へて、日本書紀とも稱へたるなりといへり。この書の續篇、續々篇となるべき、續日本紀、續日本後紀の二書には、書紀とせずして、唯紀としたるによれば、日本紀の原名にして、日本書紀は、後に加へたるものといへる説の是なるに近し。

この書は、三十卷の中、卷一、卷二を神代の上下とし、卷三以下、卷三十までを、神武天皇より持統天皇に至る紀とす。編年體にして、列聖の后妃、皇子、皇女、及び崩年、帝都、山陵等は、必ず掲載したり。その天皇紀に、他の紀事を附載したれば、所謂帝紀に、上古の諸事、舊辭等を附加したるものなる事、古事記に同じ。されど、各紀年を掲げ、且つ傳説に異聞あるものは、一々これを列記して、その異同を示したるに、漢文體にして、その成文熟語を漢籍より採りたることを異にせり。但しこの書も、神名、人名、及び事物の名稱は、原語のまゝにより、漢字の音訓を以てこれを記し、一々訓詁を註したるところあり。

この書は、弘仁三年、承和六年六月一日、元慶二年二月二十五日、延喜四年八月二十一日、承平六年十二月八日、康保二年八月十三日、宮中に於いて、講せしめられたる事、釋日本紀に見えたり。また花園天皇は、正和六年三月、この書を閲讀し給ひし事を宸記に記し給へり。この後、後土御門天皇は、文明十二年十月下旬より、十二月まで、吉田兼俱をして、この書を進講せしめられたる事、御湯殿上日記、親長卿記等に見え、文龜二年正月、兼俱、一條殿に於いて、神代卷を講じたる事、宣胤卿記に見えたり。また顯昭法師は、承元元年五月、この書の和歌の註解を撰びて進覽し、法橋の位を申請したりし事、明月記に見えて、藤原定家は、

日本紀者、我朝之國史、尤可重、若有其沙汰者、大臣公卿外記尤可奉行歟、非法師撰進之仁歟、と評せり。この書は、藤原道長の架藏したる事、御堂關白記寛弘七月八月二十七日の條に見え、信西入道藏書目録には、「一結七局、日本紀上帙、欠一二三一結同中帙十局、一結同下帙九局、廿九」と記したる類、諸家の所藏したるもの尠からず。この書手寫の事もかれこれ見えたり。また後陽成天皇は、慶長四年、勅してこの書を開板せしめ給へり。少納言船橋國賢の

識語に、欽惟、陛下寬惠叡智之餘、後世惜其流布之不廣、遂命鳩工、於是始壽諸梓矣、舊本頗純駁不一、求數本考正之、去其駁而錄其純、用之國而及之天下、則以成熙皞之治、以紹神尊之統、保瑞穗之地

千五百秋、將有賴於斯焉、

十九年冬十月戊辰朔辛酉吉野宮時國操人奉
朝之因以醴酒獻于天皇而歌之日如辭能輔
珂豫區周鳩莖區利豫區周知綿慶於
瀨野宇摩摩野知慶之茂知勢摩摩呂賦習
歌之既訖則打口以仰嘆今國操獻土毛之日歌
訖即擊口仰嘆者蓋上古之遺則也夫國操者
其為人甚淳朴也每山取果食亦煮飯
焉上味居日毛滿其土自京東南之陽山而居
于吉野河上峯谷深道路狹故雖不遠
於京亦希頻來與自此之後屢祭之以獻土毛
其土毛者栗菰及芋也之類焉

日本書紀 紀 中田三郎所藏

と見え、これを流布せしめ給へり。大正九年は、この書完成より千二百年に相當するを以て、五月東京帝國大學に於いて、日本書紀編纂千二百年祭を行ひ、國學院大學に於いて、日本紀古鈔本の展覽會を催し、日本書紀古本集影を編集して、これを印刷せり。

この書の古寫本は、古本集影に載せたるが如く、頗る多く、その中、田中忠三郎氏所藏の應神天皇紀、佐々木信綱博士所藏の神代卷斷片最も古く、これに亞ぐものを、男爵岩崎久彌氏所藏の推古、皇極兩代紀二卷、前田侯爵家所藏の仁德、雄略、繼體、敏達

四代の紀四卷とす。この外、北野神社所藏の二十八帖、向神社所藏の神代紀下卷、及び熱田神宮の所藏

本以下あり。この中、向神社本は、明治四十二年、北野神社本は、大正三年、前田、岩崎、田中の三本は、昭和六年、佐々木本は、同八年國寶に指定せられたり。また岩崎、田中、佐々木の三本、及び前田本の仁德天皇紀は、各寫眞版の複製あり。刊本は、前に挙げたる慶長四年の勅版を始め、同十五年の活字、寛文九年、寛政五年、文政十三年の刻本以下尠からず。この外、國史大系等の叢書に收めたるもの多し。

この書に關する註釋書、及び參考の書は、下に掲げたる養老五年私記以下、日本紀問答の外甚だ多し。今その中おもなるものは、左の如し。

釋 日本紀	二八	ト部 懷賢
日本書紀通證	三五	谷川 士清
日本紀講述抄	三九	慶會 清在
日本紀考	一五	跡部 光海
日本書紀考	三〇	伴部 安崇
日本書紀註	三一	末 詳
日本書紀事迹抄	五	岡田 正利
書紀集解	一〇	河村 秀根
日本書紀集說	七	小野 高潔

日本書紀

日本紀類聚解	一五	內山真龍
日本書紀傳	一四七	鈴木重胤
日本書紀略解	一七	中村善均
日本書紀通釋	七〇	飯田武郷
日本紀麓塵泥	六〇	未詳
日本紀臆斷	三	石崎文雅
日本紀標註	二六	敷田年治
日本紀纂疏	二	一條兼良
日本紀口訣	五	忌部正通
日本紀神代抄	一一	清原宣賢
神代紀講述抄	五	山本廣足
神代卷藻鹽草	六	玉木正英
神代卷講書	五	跡部良顯
神代卷鹽土傳	五	谷重遠
神代紀傳	三	竹內嚴稻
神代卷髮華山陰	一	本居宣長

日本書紀

日本書紀神武紀集解	一	龍巖近
日本紀和歌註	一	近衛尙通
厚 額 抄	二	契沖阿闍梨
日本紀歌之解	三	荒木田久老
稜 威 言 別	五	橘守部
日本紀訓考	七	關四郎左
日本紀字考	七	小野高潔
日本書紀諸本異同考證	一	同
日本書紀通證補正	二	尾崎權平
日本書紀安閑天皇紀錯簡考	一	伊勢貞丈
日本書紀文字錯亂備考	一	大關增業
日本書紀撰者辨	一	河村秀興
日本書紀考(比古婆次)	一	伴信友
日本紀神代卷風俗抄	八	秦信慶
日本書紀類語	九	高田與清
日本書紀人名部類	六	未詳

この書の撰者、及びその内容に就いては、史苑四卷五號(昭和五年八月)にのせたる拙考「日本書紀に就いての考察」に記したれば、修訂を施して、これを左に掲ぐ。

日本書紀に就いては、これまで種々研究せられてゐるが、予も亦、撰者、及びその内容に關して、少々思ひついたところがあるから、聊卑見を述べる事とした。

まづ撰者については、古來三説あり。一は舍人親王、二は舍人親王、及び太朝臣安麻呂、三は舍人親王、及び紀朝臣清人である。

(一) 舍人親王を撰者としたものは、

續日本紀に、養老四年五月癸酉、先是一品舍人親王奉勅修日本紀、至是功成奏上、紀三十卷、系圖一卷、

(二) 舍人親王、及び太朝臣安麻呂を撰者としたものは、

弘仁私記序に、夫日本書紀者、一品舍人親王、從四位下勳五等太朝臣安麻呂等、奉勅所撰也、○中 清

足姬天皇負屨之時、親王及安麻呂等、更撰此日本書紀三十卷、並帝王系圖一卷、今見在圖書寮及民間也 養老四年五

月廿一日功夫甫就、獻有司、今圖書寮是也

延喜六年日本書紀竟宴和歌、天慶六年日本書紀竟宴和歌、日本紀纂疏等にも見えてゐる。平田篤胤

の古史微問題記には、續日本紀に安麻呂の名を記し漏らせるにて、實は舍人親王は總裁にましまし、

安麻呂は、その下にあつて、修撰したものであるといつてゐる。舍人親王御一人で撰ばれたものでなく、太朝臣安麻呂の如き、修史に經驗のある人が、關係してゐた事は、想像するに難からぬのである。

(三) 舍人親王及び紀朝臣清人を撰者としたものである。即ち

本朝國史目錄に、日本書紀、一品舍人親王、從五位下紀朝臣清人等、養老四年五月撰、有天皇系圖一卷、目錄一卷、

この外、愚管抄にも、舍人親王の時、清人と日本紀を作られた事を記してゐる。紀清人は、從五位下紀益人の子である。紀清人の修史に關係してゐた事は、

續日本紀に、和銅七年二月。詔從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂、令撰國史、

と見えてゐる。この外養老元年七月、學士優遇のため、穀一百斛を下賜せられ、五年正月、東宮に侍せしめられ、詔して、學業師範に堪へたる者に賞賜を加へて優遇し、以て後生を勸勵する爲に、絶絲布等を賜ひ、後從四位下、武藏守とせられた事が見えてゐる。

此の如く三説あるが、いづれも舍人親王を撰者の一人としてゐる。二説の太安麻呂に就いても、今は定説の様になつてゐる。唯第三説の清人に就いては、研究を要するのである。清人は和銅七年修史の命を拜したとあるが、撰録の功成つて、之を奏進したのはいつの頃であらうか。和銅七年より、日本紀撰進の養老四年まで、六年になるから、其の間に完成して、更に日本紀撰修に關係したものであらうか。或

は本朝國史目錄や、愚管抄に記してあるのは、謬傳であらうか。元來國史の編修は、古へより最も重大なる事としたのである。古事記の如きは、天武天皇の親しく欽定し給うたものといふべく、序文にも、「斯乃邦家之經緯王化之鴻基」との給はせられた事が記してある。されば同天皇十年、帝紀、及び上古の諸事を記し定められた時は、川島皇子以下の二皇子、四王子、七臣に詔を下されたのである。この日本紀も、舍人親王が撰者の一人であらせられた事は、申すまでもない事である。また日本紀に續いて、撰ばれた日本紀は、始は中納言石川名足等四人、後には右大臣藤原總繼等三人に詔して、編修せしめられ、日本後紀も、始め大納言藤原冬嗣等四人、後には左大臣藤原緒嗣、右大臣源常等七人に勅命が下つたのである。續日本後紀以下、文德實錄も、三代實錄も、大臣もしくは納言が、其の首班となり、撰者が數人あつたので、此の如く、前後に於ける修史の例を見ても、必ず顯要の地位にあるものが、編修に係してゐたのである。和銅七年の如く、六位八位の紀清人、三宅藤麻呂の如き身分輕きものに、撰史の勅を下された事は、未だ聞かざるところである。且つ續日本紀以下の例を見るに、奉勅より完成に至るまで、長きは日本後紀の二十二年、續日本紀の二十餘年を経過してゐる。短いでも、三代實錄は十年、文德實錄は八年を要してゐる。紀清人が修史の勅を奉じたのは、和銅七年であるから、その撰進まで數年の歲月を要すべきは、言ふをまたないのである。然るに、續日本紀には、撰進の事が見えて居ない。また日本紀は、撰進の事のみで、奉勅の事を漏らしてゐる。一は奉勅のみ、一は撰進のみであるのは、注意すべき事である。

ある。また紀清人の奉勅と、日本紀の撰進との間隔が、六ヶ年あるのも考ふべきである。そして前後の例は、顯要のものが、修史の勅を奉ずる事となつてゐる。官位の卑い輩に勅命を下されたのは、清人以外には見えないのである。それで是等を綜合して、本朝國史目錄や、愚管抄の記載を参照すると、和銅七年、清人、藤麻呂の奉勅は、別の修史ではなく、日本紀の編修で、この時舍人親王、太安麻呂、紀清人、三宅藤麻呂等に勅命を下されたものではあるまいかと、推測せられるのである。もしさうであつたならば、續日本紀和銅七年の條には、「從六位上紀朝臣清人」の上に、舍人親王以下編修の命を奉じたもの、姓名があつたのを、續日本紀編修者が、一二行書き落したものと見られるのである。元來編年體の歴史は、年月日の順序によつて、切繼するのであるから、往々切繼を誤つたものがある。百鍊抄に、應保を誤つて、應徳のところへ切繼いた例もあるのを以て推考すると、この續日本紀も、一二行脱落したものでないかと思はれる。續日本紀に錯簡、脱落、重複などの尠くない事は、村尾元融の續日本紀考證や、續日本紀逸文などによつても、推測する事が出来る。よつて予は三説に分つてゐる日本紀の撰者を一にして、舍人親王、太安麻呂、紀清人、三宅藤麻呂等の編修したものではないかと推定するのである。

次に日本紀の内容に就いてあるが、元來この書は、傳説の異なるものは、一々之を列擧して、精細にその異同を擧げてゐる。彼諸家資すところの帝紀舊事を討敷して、欽定せられた古事記とは、全くその趣を異にしてゐる。また續日本紀以下の國史とも、その體裁を同じうせざる點がある。此の如く傳説

の異なるものを列挙してゐるから、一面には、この書を史料として見ても、差支はないであらう。即ち帝王本紀や、譜第によつて、考證したところもある。伊吉博徳書の如き記録を引載したところもある。或は魏志や、晋起居註を挙げ、百濟の歴史を參考したところも尠くない。また朝鮮の人が、我國の事を記録した日本世記の如きものもある。是等は、皆原文のまゝを載せてあるが、殊更に、書名を記さず、出典を示さず、唯一書とか、一本などと標記したものが大部分である。是も原文のまゝを挙げて、書名出典は、煩を避けて示さないであらうか。中には、語部の傳もあらう。古老の傳説も、家々の異聞も交つて、原文のまゝでは、擧げられぬものもあらう。それで、編者がその意をとつて、記録して列ねたものではあるまいかと考へられる。然らば、一書にても、一本にても、一様にして、別種の名稱を用ひるには及ばないやうであるが、處々その名稱を異にしてあるのは、何か意味のある事でもあらうか。或はこの出典の異つてゐるものを區別する爲に、種々の名稱を用ひたものであらうか。之を調査して見ると、傳説の異つたものを列ねてゐるのは、神代卷上下兩卷が最も多く、之に亞ぐものが、雄略、孝徳、齊明、天智の卷である。また一ヶ處のみのものが、神武、孝元、開化、仲哀、武烈、安閑、推古、天武の八卷で、一ヶ處もないのが成務、仁徳、允恭、清寧、宣化、舒明、持統の七代である。最も多い神代の卷では、一事項の異傳が、一二に止まらず、上卷諸冊二尊天浮橋の條の如きは、異傳を十種掲げ、下卷天孫降臨の條に至つては、十二の異説を列挙してある。そして、甲説も、乙の傳も、一様に「一書曰」の名稱を用ひてゐる。但し中

には、往々「一云」と記したところも交り、一二「或云」と註したところもあるが、是等は概ね神名、地名、歌詞など、一小部分の異同に過ぎないもの、やうである。此の如く、神代卷上下二卷を通じて、出典を異にしたものでも、原本の書名の同じからざるものでも、皆一様に、「一書曰」としてあるのを推考すると、全編に註してある異傳も、皆一様に、「一書曰」とあるべきやうであるが、「一書曰」は、神代卷のみで、他の卷には見えないのである。唯綏靖、安寧、卷四 崇神、卷五 景行、卷七 欽明、卷十九の五代は、「一書云」として、各一ニヶ處掲げてある。また安寧、懿徳、孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化、卷四 崇神、卷五 垂仁、卷六 景行、卷七 仲哀、卷八 神功、卷九 應神、卷九 履仲、卷十二 安康、卷十三は、「一云」の名稱である。次の雄略、卷十四は、「一云」、「一本云」、「或本云」、「或云」、「舊本云」、「別本云」の六種を用ひ、顯宗、仁賢、卷十五も、「一云」、「一本云」、「或本云」、「舊本云」の四種を用ひて居る。次は武烈、卷十六 繼體、卷十七 安閑、卷十八 欽明、卷十九は、「或本云」で、この中、欽明は、外に「一書云」、「舊本云」を用ひてゐる。次は敏達、卷二十 用明、崇峻、卷廿一 皇極、卷廿四 孝徳、卷廿五 齊明、卷廿六 天智、卷廿七 天武、卷廿九は、「或本云」である。中には、二他の名稱を混じてゐるものもあるが、大部分は、卷一、二が、「一書曰」で、卷四より卷十三まで九卷が、「一云」であり、また卷十六より、卷十九までの四卷が、「一本云」で、卷廿より、卷廿九までの七卷が、「或本云」となつてゐる。即ち部分々々によつて、各名稱をかへてゐる。全編を通じて、同じ名稱のもとに、異傳を掲げてもよきさうに思はれるのを、態と、名稱をかへたのは、如何なる理由であるか、明かならぬ

この外崇神天皇十二年の詔勅は、漢書成帝紀鴻嘉元年二年の詔を以て文をなし、繼體天皇元年二月の詔勅は、淮南子齊俗訓により、孝德天皇大化二年の詔勅は、魏志文帝紀黃初三年の制によつてゐる。なほ雄略天皇廿三年八月の遺詔は、隋書高祖紀仁壽三年七月の詔と、同四年七月の遺詔とを併せて記したものである。隋書は、唐太宗貞觀十五年に完成したもので、舒明天皇十三年に當つてゐる。されば日本紀撰修まで七十餘年になるが、支那に於ける最近の國史である。また、

卷十五顯宗天皇紀に、皇太子億計曰、自髮天皇以吾兄之故、舉天下之事、而先施我、我其羞之、惟大王首建利道、聞之者歎息、彰顯帝孫、見之者附涕、憫々播神、祈荷戴天之慶、哀々黔首、悅逢履地之恩、是以克因四維、永隆萬業、功隣造物、清猷映世、超哉邁矣、粵無符而稱、雖是曰兄、豈先處乎、非功而據、咎悔必至、吾聞、天皇不可以久曠、天命不可以謙拒、大王以社稷爲計、百姓爲心、發言慷慨、至于流涕、天皇於是知終不處、不違兄意、乃聽而不即御坐、世々加其能以實讓曰、宜哉、兄弟怡々、天下歸德、篤於親族、則民興仁、

の如く、顯宗、仁賢の御兄弟が、互に推讓し給ひて、御位に即き給はぬ事は、梁書、後漢書によつて記してゐるが、允恭、繼體兩帝の、群臣の懇請によつて、登極あらせられた事は、史記の孝文本紀に據つて文を

梁書卷一武帝紀上に、位在諸王上、加相國錄、其驍騎大將軍如此、依舊置梁百司、策曰、(中略)永平故事、聞之者歎息、司隸舊章、見之者附涕、憫我民命、還之斗極、憫々播神、重荷戴天之慶、哀々黔首、復蒙履地之恩、德隆高岱、功隣造物、超哉邁矣、越無得而焉、朕又聞之、鳴庸命德、建侯作屏、咸用社國四維、永隆萬業、是以二南流化、九伯斯征、

後漢書卷一光武紀上に、建武元年夏四月、公孫述、自稱天子、光武從霸還、過范陽、命鄴吏云、至中山、諸將上奏曰、(中略)臣聞帝王不可以久曠、天下不可以謙拒、惟大王以社稷爲計、萬姓爲心、

なしてゐる。即ち、

卷十三允恭天皇紀に、群臣再拜言、夫帝位不可以久曠、天命不可以謙拒、今大王留時逆衆、不正號位、臣等恐百姓望絕也、願大王繼勞、猶即天皇位、惟朝津間稚子宿禰皇子曰、奉宗廟社稷重事也、寡人篤疾不足以稱、猶辭而不聽、於是群臣固請曰、臣伏計之、大王奉皇祖宗廟、最宜稱、雖天下萬民、皆以爲宜、願大王聽之、

卷十七繼體天皇紀に、元年二月辛卯朔甲午、大伴金村大連、乃跪上天子鏡劔璽符、再拜、男大連天皇謝曰、子民治國重事也、寡人不才、不足以稱、願請選庶擇賢者、寡人不敢當、大伴大連伏地固請、男大連天皇向西向讓者三、南向讓者再、大伴大連等皆曰、臣伏計之、大王子民治國、最宜稱、臣等爲宗廟社稷計、不敢怒、幸籍衆願、乞垂聽納、男大連天皇曰、大臣、大連、將相、諸臣、咸推寡人、寡人敢不乖、乃受璽符、是日即天皇位、

史記卷十孝文本紀に、丞相陳平、大尉周勃、大將軍陳武、御史大夫張敖、宗正劉卬、朱虛侯劉章、東牟侯劉興居、典客劉揭、皆再拜言曰、(中略)宗室大臣列侯吏二千石議曰、大王高帝長子、宜爲高帝嗣、願大王即天子位、代王曰、奉高帝宗廟重事也、寡人不佞、不足以稱宗廟、願請楚王計宜者、寡人不敢當、群臣皆伏固請、代王西鄉讓者三、南向讓者再、丞相平等皆曰、臣伏計之、大王奉高帝宗廟最宜稱、雖天下諸侯萬民、以爲宜、臣等爲宗廟社稷計、不敢怒、願大王幸聽、臣等、臣謹奉天子璽符、再拜上、代王曰、宗室將相王列侯、以爲莫宜寡人、寡人不敢辭、遂即天子位

十三十七の兩卷の文は、多少の異同はあるが、此の如く同じものを兩處に採つてゐるのを見ると、この兩卷は、その編者を異にしてゐたものでもあらうか。上に述べたやうに、卷十三までは、異傳異説は、

「一云」とし、十八までは、大部分が「一本云」として、その名稱の同じからぬによつても、編者の別人であるやうに思はれる。また雄略天皇九年七月、田邊伯孫が、應神天皇の御陵の下に於いて、赤駿に騎乗してゐるものに逢うた物語は、文選十四に收めてある顔延年の赭白馬賦によつて記したものである。神代卷の始にのせてある天地開闢の文は、淮南子の儗真訓、天文訓、及三五曆記を參取して記した事は、周知の事である。是等は、唯二三の例に過ぎないが、この外、禮記、晏子春秋、左傳、莊子などを參考したところもあり、此の外多數の漢籍によつたやうである。以て日本紀の編者が、漢籍の本文を巧に參取して、句を構へ、文を綴つた様子が推測せられるのである。中には、事實よりも、文の修飾に意を用ひた點が尠くないやうに思はれる。されば、古事記に比すると、潤飾の多いといふ誹を免れないのである。

右は日本紀の撰者と、「一書曰」「一本云」などに就いての卑見と、漢籍の參取に力を盡した事など思ひついた一二を示すのみである。なほこの書に就いては、考究すべき點が多い。

續日本紀 四十卷 菅野真道等撰、從文武至桓武九代、

日本書紀の後を承けたる國史にて、文武天皇元年より、桓武天皇延暦十年十二月に至る九代九十五年に亘れり。この書を編纂したる顛末は、

類聚國史に、桓武天皇延暦十三年八月癸丑、右大臣從二位兼行皇太子傳中衛大將藤原朝臣繼繩等、

奉勅修國史成、詣闕拜表曰、臣聞黃軒御曆、沮誦攝其史官、有周闢基、伯陽司其筆削、故墳典新闢、步驟之蹤可尋、載籍聿興、勸沮之議允備、暨乎班馬迭起、述實錄於西京、范謝分門、踴直詞於東漢、莫不表言旌事、播百王之通猷、昭德塞違、垂千祀之炯光、史籍之用、蓋大矣哉、伏惟聖朝、求道纂極、貫三才而君臨、就日均明、掩八洲而光宅、餘安邇樂、文軌所以大同、歲稔時和、幽顯於焉禮福、可謂英聲冠於胥陸、懿德跨於助華者焉、而屢宸高居、凝旒廣慮、修國史之墜業、補帝典之缺文、爰命臣與正五位上行民部大輔兼皇太子學士左兵衛佐伊豫守臣菅野朝臣真道、少納言從五位下兼侍從守右兵衛佐行丹波介臣秋篠朝臣安人等、銓次其事、以繼先典、若夫襲山肇基以降、淨原御寓之前、神代草昧之功、徃帝庇民之略、前史所著、粲然可知、除自文武天皇、訖于聖武皇帝、記註不昧、餘烈存焉、但起自寶字至寶龜、廢帝受禪、搢遺風於簡策、南朝登祚、闕茂實於從誦、是以故中納言從三位兼行兵部卿石川朝臣名足、主計頭從五位下上毛野公大川等、奉詔編緝、合成廿卷、唯存案牘、類無綱紀、臣等更奉天勅、重以討論、芟其蕪穢、以撮機要、撫其遺逸、以補闕漏、刊彼此之枝梧、矯首尾之差違、至如時節恒事、各有司存、一切詔詞、非可爲訓、觸類而長、其例已多、今之所修、並所不取、若其蕃國入朝、非帝制勅、語關聲教、理飯勸懲、總而書之、以備故實、勒成一十四卷、繫於前史之末、其目如左、臣等學謝研精、詞慙質辨、奉詔淹歲、伏深戰兢、有勅藏于祕府、

十六年二月己巳、先是重勅從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子學士菅野朝臣真道、從五位上守左

少辨右兵衛佐丹波守秋篠朝臣安人、外從五位下行大外記兼常陸少掾中科宿禰巨都雄等、撰續日本紀、至是而成、上書曰、○中爰勅真道等、銓次其事、奉揚先業、夫自寶字二年、至延曆十年、卅四年二十卷、前年勅成上奏、但初起文武天皇元年歲次丁酉、盡寶字元年丁酉、惣六十二年、所有曹案卅卷、語多米鹽、事亦疎漏、前朝詔故中納言從三位石川朝臣名足、刑部卿從四位下淡海真人三船、刑部大輔從五位上當麻真人永嗣等、分帙修撰以繼前紀、而因循舊案、竟无刊正、其所上者唯廿九卷而已、寶字元年之紀、全亡不存、臣等搜故實於司存、詢前聞於舊老、綴叙殘簡、補綴缺文、雅論英猷、義關貽謀者、惣而載之、細語常事、理非畫策者、並從略諸、凡所刊削廿卷、并前九十五年四十卷、始自草創迄斷筆、七年於茲、油素惣畢、其目如別、庶飛英騰茂、與二儀而垂風、彰善癉惡、傳萬葉而作鑒、臣等輕以管見、裁成國史、牽愚歷稔、伏增戰兢、謹以奉進、飯之策符、

と見えたり。この藤原繼繩、及び菅野真道の上りたる表文と、本朝國史目錄とに據りて、編修の經過を考査すれば、これを左の六期に區別するを得べし。

- 一 日本紀に接して、文武、元明、聖武、孝謙四代の記註ありしが、編者、及び編修の年代詳ならず。
- 二 光仁天皇の御代より以前に、文武天皇より、孝謙天皇天平寶字二年七月に至る六十一年のもの、三十卷の草案あり。蓋し孝謙天皇一代を編修して、前に加へたるものなり。編者、及び編修の年代詳ならず。

三 同天皇の御代、中納言石川名足、刑部卿淡海三船、刑部大輔當麻永嗣に勅して、文武天皇より、孝謙天皇に至る國史の草案三十卷を修撰せしめられしが、唯巻帙を分ちて、日本紀に接續せしめられたるのみにて、刊正する所あらず。殊にこの時既に寶字元年の紀亡佚して、二十五卷を上りしなり。

四 桓武天皇の御代、名足、及び主計頭上毛野公大川等に勅して、淳仁天皇天平寶字二年八月より、光仁天皇寶龜八年十二月に至る國史を撰ばしめ、二十卷となせり。藤原繼繩の表に、「唯存案牘無綱紀」とあるは、その草案にして、體裁整はざりしなり。

五 同天皇、右大臣藤原繼繩、民部大輔菅野真道、少納言秋篠安人に勅して、國史を編修せしめられしが、延曆十三年、繼繩等、更に勅を奉じて、石川名足等の撰びたる天平寶字より、寶龜に至る二十卷を刪訂して、十四卷となし、これを奏覽せり。その刊修したるさまは、繼繩の表文に詳なり。なほ「勅成一十四卷、繫於前史之末、其目如左、」とある前史に、文武天皇より、孝謙天皇に至る國史にして、光仁天皇の御代、石川名足、淡海三船等が、修撰したるところのものなり。然るに、菅野真道の上表には、「爰勅真道等、銓次其事、奉揚先業、夫自寶字二年、至延曆十年、三十四年二十卷、前年勅成、」と見えて、繼繩の上表に、「起自寶字、至寶龜、○中勅成一十四卷、」とあるに合はず。蓋しその後、更に寶龜より、延曆に至る十三年間を編修して、六卷となし、併せて二十卷としたるものなるべし。また「真道等銓次其事、」といへるは、延曆十五年、藤原繼繩薨逝したれば、表文中には、その名を加ふるを得ざりしが故ならん

か。今傳はりたる二十一卷以下と、卷首毎に、「右大臣從二位兼行皇太子傳中衛大將臣藤原朝臣繼繩等奉勅撰」とありて、撰者の首班たる繼繩を挙げたり。また真道の上表に、「始自草創、迄于斷筆、七年於茲」とあるによれば、延暦十年に着手せしめたるものなる事を知るべし。この時、撰日本紀所を置かれ、太政官、及び式部、中務、民部三省の史生各一名、式部省書生一名、その事に關係したりしなり。

六 菅野真道、秋篠安人、及び大外記中科宿禰巨都雄等は、勅を奉じて、缺逸せる天平寶字元年の紀を新に編修し、曾て石川名足等の撰修したる文武天皇以下二十九卷を刊削して、二十卷と成せり。今傳はりたるものは、卷一以下の卷首毎に、「從四位下行民部大輔兼兵衛督皇太子學士臣菅野朝臣真道奉勅撰」とあり。即ち前に奏覽したるものと併せて、四十卷となし、延暦十六年二月これを上れり。

此の如く、この書は、完成に至るまで多年を経過し、六回の變改を歴て、漸く全部の完成を告げたりしが、この後數年にして、一部の改定を行へり。延暦四年九月藤原種繼暗殺の紀事中、早良皇太子に關する事を削除せられたるは、早良皇太子の怨靈を恐れたるが故なり。そは延暦十一年の頃より、皇太子の怨靈を恐れしが、同十九年七月追尊して、崇道天皇と申されたるによれば、その頃改められしものにて、奏覽以後、僅かに三四年を経たるのみ。改訂に關係したる撰者は明ならねど、菅野真道ならんか。然るに、嵯峨天皇の御代、種繼の女藥子、弟仲成と、平城上皇に勧め、改訂本を廢して一時舊本を用ひたりしが、藥子、仲成誅せらるゝに及び、改訂本を用ふる事としたり。今の傳本は、即ち改訂本にして、舊本の文は、

日本紀略の中にあり。

この書を編修したる人々の中、石川名足は、參議石足の孫にして、中納言年足の子なり。強記にして口辨あり。淳仁、稱徳、光仁、桓武の四朝に仕へ、延暦七年薨す、年六十一。淡海三船は、弘文天皇の曾孫にして、葛野王の孫、池邊王の子なり。聰敏にして、博く群書に涉り、稱徳、光仁、桓武の三朝に仕へ、大學頭、文章博士となり、延暦四年卒す、年六十四。藤原繼繩は、右大臣豊成の二子なり。淳和、稱徳、光仁、桓武の四朝に仕へ、右大臣、正二位に進み、延暦十五年薨す、年七十、後從一位を贈られたり。菅野真道は、山守の子なり。世々文事を以て仕へ、真道は、光仁、桓武、平城、嵯峨の四朝に歷事し、參議、左大辨に進み、弘仁五年薨す、年七十一。また交替式の撰に與れり。秋篠安人は、土師字遲の子なり。桓武、平城、嵯峨の三朝に仕へ、參議從三位に進み、弘仁十二年薨す、年七十。また弘仁格、同式の撰に與れり。

この書は、卷一より、三までに文武天皇、四より六までに元明天皇、七より八までに元正天皇、九より、十七までに聖武天皇、十七より、二十までに孝謙天皇、二十一より、二十五までに淳仁天皇、同卷より三十までに稱徳天皇、三十一より、三十六までに光仁天皇、三十七以下に桓武天皇を收めたり。この書は、日本書紀の後をうけたるものなれど、その體裁の同じきは、唯編年體なるのみ。日本書紀には、歴代の始に、必ず后妃、皇子、皇女を列擧したれど、この書はこれによらず。また日本書紀の如く異説を列擧したるところなく、物語様の紀事も稀に、政治方面に關する事を主とせり。記録文書は、概ねその原文により

たるものなるべく、詔勅の如きも、宣命體なるは、そのまゝを掲げて、漢譯せず、殊に日本書紀の如く、漢籍の成文を假りて、紀事をなしたるものあるを見ず。

この書は、親王、及び四位の薨卒と、高僧の示寂は、必ず記載し、また公卿以上薨去のところには、その家系を附せり。但し前二十卷は、家系、父祖を記せるのみなるが、後三十卷には、小傳をもそへたり。また紀事の下に、或は本文補足の意を以てし、或は解説考證の意を以てし、或は疑問の意を以てして、分註したるもの尠からず。概して前二十卷に多く、下二十卷に少かりしは、蓋し前後の編者同じからざるが故なるべし。但し卷三十寶龜元年八月、稱徳天皇御葬送の條には、「公私彫喪、國用不足、政刑日峻、殺戮妄加、故後之言事者、頗稱冤焉、」と記し、卷三十六天應元年十二月光仁天皇御葬送の條には、「知子之明載遠、貽孫之業彌固、可謂寬仁大度、有君人德矣、」と記したり。一は當代の御父にましますとはいへ、兩朝にして、褒貶の意を用ひたるところあるを見るべし。

この書は、紀事に重複せるところあり。また錯簡したるところあり。重複したるものは、「卷五和銅五年十月朔、割陸奥國最上置賜二郡、隸出羽國、」とあると同じきもの、卷七靈龜二年九月の條にあり。この外卷三、六、十七、二十、三十四等にも散見せり。

この書の中、錯簡したるもの、頗る多き事は、比古婆衣、及び村尾元融の考證にも、處々にこれを指摘したり。と史學雜誌にのせたる萩野山之博士の國分寺建立發願の詔勅、史學を報にのせたる竹島寛氏

の元興寺考等にも、その考説あり。なほ紀事の前後し、干支に錯誤あるもの、如きは甚だ多し。此の如く、この書に、重複せるもの、錯誤したるところあるは、一つは傳本の善からざるにもよれど、蓋し屢編



續日本紀卷十三 紀 本 日 續

修者かはり、且舊案を刪訂したるが故にて、中には、年月編次の切張りを誤りたるに由れるもあるべし。また今の傳本には、脱漏せるところあり。この書を分類したる類聚國史に載せられたれど、この書に見えざるは、今の傳本のよからざるが故なり。今その一例をあぐれば、類聚國史卷百七十三災異部にのせたる養老五年七月庚午、太宰府城門の火災の類の如し。その他類聚國史、及び日本紀略と對比するに、文字の脱落せるもの多し。

この書は、通憲入道藏書目録にのせ、花園天皇は、これを閲讀し給ひし事、花園天皇宸記に見えたり。今傳はりたる古寫本中最も古きは、侯爵徳川義親氏の藏本にして、金澤文庫の黒印を踏したり。また卜部本に、應長、延文、

應永、永正等の奥書あり。刊本には、明暦三年、立野春節の點を附したるものあり。國史大系にも收め

たり。

この書に關する註釋書、參考書は左の如し。

續日本紀綱要	二	未詳
續日本紀逸文	一	村尾元融
續紀集解	四〇	河村秀根
續日本紀考證	一二	村尾元融
續日本紀私記	三	矢野玄道
續日本紀考文	二	岡本保孝
續日本紀問書	一	未詳
續日本離黃	一	土師維熊
續日本紀問答	一	渡邊 壽 穗井田忠友等
續日本紀略註	一	足代弘訓
歷朝詔詞解	六	本居宣長
續日本紀歌解	一	荒木田久老
撰續日本紀次第考(比古葵衣)		伴信友
續日本紀類語		未詳

續日本人名部類

六

未

詳

日本後紀 四十卷

春澄善繩撰、從桓武延曆十一年、至淳和天長十年凡四代、

續日本紀の後を承けたる國史にて、桓武天皇の後半、及び平城、嵯峨、淳和三代、延曆十年より、天長十年二月に至り、本朝國史目錄にも、四十卷とあり。但し春澄善繩は、續日本後紀撰者の一人にて誤なり。

この書編纂の事は、類聚國史にのせたる、

序文に、臣緒嗣等、討論綿書、披閱義策、文史之興、其來尙矣、無隱釐毫之疵、咸載錙銖之善、炳戒於是、森羅、微猷所以昭晰、史之爲用、蓋如斯歟、伏惟、前後太上天皇、一天兩日、異體同光、並欽明文思、濟世利物、問養馬於牧童、得烹鮮於李老、民俗未飽昭華、薛羅早收渙汗、弘仁十年、太上天皇、勅大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣貞嗣、參議左衛門督從四位下兼守右大辨行近江守良峯朝從四位上行皇后宮大夫兼伊勢守藤原朝臣貞嗣、參議左衛門督從四位下兼守右大辨行近江守良峯朝臣安世等、監修撰集、未了之間、三臣相尋薨逝、緒嗣獨存、後太上天皇、詔副左近衛大將從三位兼守權大納言行民部卿清原真人夏野、中納言從三位兼行中務卿直世王、參議正四位下守右近衛大將兼行春宮大夫藤原朝臣吉野、參議從四位上守刑部卿小野朝臣岑守、從五位下勳七等行大外記兼紀傳博士坂上忌寸今繼、從五位下行大外記島田朝臣清田等、續令修輯、屬之讓祚、日不暇給、今上陛下、稟乾坤之

秀氣、含宇宙之滴精、受玉璽而光宅、臨瑤圃而治平、仁孝自然、聿修鴻業、聖綸重疊、筆削遲延、今更詔左大臣正二位藤原朝臣緒嗣、正三位守右大臣兼行東宮傅左近衛大將臣源朝臣常、正三位行中納言臣藤原朝臣吉野、中納言從三位兼行左兵衛督陸奥出羽按察使臣藤原朝臣良房、參議民部卿正四位下勳六等臣朝野宿禰鹿取、令遂功夫、仍令前和泉守從五位下臣布瑠宿禰高庭、從五位下行大外記臣山田宿禰古嗣等、銓次其事、以備釋文、○中自延曆十一年正月丙辰、迄于天長十年二月乙酉、上下四十二年、勅以成四十卷、名曰日本後紀、其次第列之如左、庶令後世視今、猶今之視古、臣等才非司馬、識異董狐、代匠傷手、流汗如漿、謹詣朝堂、奉進以聞、以序、

とあり。太上天皇は嵯峨天皇、後太上天皇は淳和天皇、今上陛下は仁明天皇の御事なり。これによりて、編纂の梗概を擧ぐれば、左の如し。

- 一 嵯峨天皇弘仁十年、大納言藤原冬嗣、中納言同緒嗣、參議同貞嗣、參議良峯安世に勅して、撰史監修の任に當らしめられしが、同十五年には貞嗣、天長三年には冬嗣、同七年には安世薨逝したり。
- 二 淳和天皇更に、左大將權大納言清原夏野、中納言直世王、參議藤原吉野、參議小野岑守、大外記坂上今繼、同島田清田等をして、これを續修せしめられしが、天皇の御讓位によりて、停頓せるが如し。
- 三 仁明天皇踐祚し給ふに及び、更に左大臣藤原緒嗣、右大臣源常、中納言藤原吉野、中納言藤原良房、參議朝野鹿取に詔して、撰史の功を遂げしめ、前和泉守布瑠宿禰高庭、大外記山田古嗣等をして、その

事を銓次し、以て釋文に備へしめられ、承和七年十二月九日これを奏進せり。

これによれば、嵯峨天皇の御代、この書の編修を始められ、淳和天皇の御代、相繼いで撰ばしめられしが、或は編者の薨逝により、或は天皇の禪位によりて、頓挫したりを、仁明天皇の御代に至りて、完成せしめられしなり。撰者の中、藤原緒嗣は、嵯峨、仁明兩代に勅命を蒙りしが、淳和天皇の時には、除かれしものか、或は監修を繼續せしめられしものか詳ならず。

この書殘闕なれば明ならねど、卷八延曆十八年正月乙丑和氣廣虫卒去の條に見えたる今上は、同年二月乙未和氣清麻呂薨逝の條によれば、淳和天皇の御事なり。また卷十七大同四年四月朔の條に、嵯峨天皇を後太上天皇と記せるは、平城上皇に對して、區別したるものなれば、彼れこれ參照するに、卷八以下卷十七までは、淳和天皇の御代に撰びたるものなるを知るべし。嵯峨天皇の御代になりしものは、微すべきものなれば詳ならず。また卷廿二弘仁三年十二月戊子、及び同四年二月乙巳の條に、某親王として、今上と註したるは、仁明天皇の御事なれば、卷廿二以下の仁明天皇の御代になりたるものなる事は疑なかるべし。卷十八より廿一までは、編修の時代明ならねど、この書は、目錄によるに、桓武天皇紀十三卷、平城天皇紀四卷、嵯峨天皇紀十四卷、淳和天皇紀九卷にして、淳和天皇の御代に撰ばれたるは、卷十七までにして、桓武、平城の二代にあたり、卷十八以下、嵯峨、淳和兩朝十三卷は、仁明天皇の御代の編修にかゝるものと推察するを得べし。且つ嵯峨天皇を太上天皇、淳和天皇を後太上天皇としたれば、蓋

しその御在世中になりたるものなるを知るべし。

撰者の中、藤原冬嗣は、右大臣内膳の二男にして、桓武、平城、嵯峨、淳和の四朝に仕へ、左大臣、正二位に至り、この外内裏式、及び弘仁格式の撰にも與り、天長三年、五十二歳にて薨じたり。同緒嗣は、贈太政大臣百川の長子なり。桓武、平城、嵯峨、淳和、仁明の五朝に仕へ、左大臣、正二位に至り、承和十年薨す、年七十。貞嗣は、贈太政大臣武智麻呂の孫にして、參議巨勢麻呂の子なり。中納言正三位に至り、天長元年、六十六歳にて薨じたり。良峯安世は、桓武天皇の皇子なり。延暦二十一年良峯朝臣の姓を賜はり、騎射音楽に長じ、能書にして文藻あり。大納言、正三位に至り、天長十一年薨す、年四十六。この外、經國集、内裏式の撰に與れり。清原夏野は、舍人親王の曾孫にして、正五位下小倉王の五子なり。桓武、平城、嵯峨、淳和、仁明の五朝に仕へ、右大臣、從二位に至り、承和四年、年五十六にて薨去せり。この外令義解を撰び、内裏式の修訂に與れり。直世王は、長親王の曾孫にして、從五位下淨原王の子なり。桓武、平城、嵯峨、淳和の四朝に仕へ、中納言、從三位に至り、天長七年、年五十五にて薨じたり。源常は、嵯峨天皇の皇子なり。右大臣、正二位に至り、齊衡元年薨す、年四十三。藤原吉野は、參議綱繼の一男なり。中納言、正三位に至り、承和十四年、年六十一にて薨去せり。この書の外、内裏式の修訂に與れり。小野峯守は、征夷副將軍永見の子にして、參議、從四位上に至り、凌雲集の編修に與り、天長七年、年五十三にて卒去せり。藤原良房は、冬嗣の二男にして、嵯峨、淳和、仁明、文德、清和の五朝に仕へ、攝政、太政大臣、從一位に至

り、續日本紀の撰者となり、貞觀十四年、六十九歳にて薨じ、忠仁公と追諡せられたり。朝野鹿取は、大和人忍海連鹿取の子にして、朝野道長の養子となり、桓武、平城、嵯峨、淳和、仁明の五朝に仕へ、參議、從三位に至り、内裏式の撰者となり、承和十年、年七十にて薨去せり。

この書の體裁は、

序文に錯綜群書、撮其機要、瑣詞細語不入此錄、接先史後、綴叙已畢、但事緣例行、具載草案、今之所撰、棄而不取、

と見えて、概ね續日本紀に準據し、甚しく異なりたるものあるを見ず。但し續日本紀には、公卿の薨去、及び高僧示寂の條に、小傳家系を記し、四位は、唯卒去の事のみを記したりしが、この書は、四位にも、小傳家系を記したるもの多し。また大同元年四月七日桓武天皇御葬送の條に、「内事興作、外攘夷狄、雖當年費、後世頼焉、」と辨じ、同年五月辛巳改元の條に、「改元大同非禮也、國君即位、今未踰年而改元、分先帝之殘年、成當身之嘉號、失愼終无改之義、違孝子之心也、稽之舊典、可謂失也、」と記したるが如き評言を掲げたるは、未だ他の國史になきところなり。

この書もまた、日本紀略と對照したるに、「延暦廿三年正月戊寅、改茨田親王爲萬多、」の條及び、「弘仁二年五月戊午、信濃國獻白鳥、」の文なきを見れば、傳本に脱漏あるが如し。

他の五國史の世に傳はりたるに拘はらず、獨りこの書のみ缺本となりて、現存したるものは、五、八、

十二、十三以上桓武天皇十四、十七、平城廿、廿一、廿二、廿四、以上嵯峨十一卷にして、その四分の一に過ぎず。古書に見えたるは、通憲入道藏書目録に、四十卷と記し、花園天皇も、四十卷を閲了し給ひて、宸記に「先代政道、尤可率由者歟、」と評し給へ

日本後紀卷第五 起延暦十五年七月至十六年三月

皇統跡昭天皇 桓武天皇
左大臣三位兼行近衛大納言藤原朝臣冬嗣等奉勅撰

秋七月丙申御馬坊殿觀相撰成成幸南院賜五位上上物有差
元品朝原内親王三品從四位上五百廿五正四位下正五位下
高橋女王正五位上從四位上藤原朝臣雄成正四位下從五位下
宅子從五位上外從五位上物部守實連建磨宮為造宮大工從五位下
兼志守都岐麻呂為少工し右大臣正三位兼行皇太子侍中衛
大將藤原朝臣細純連使監諸事兼兼所領令官給馬詔賜
從一位純純者右大臣從一位兼成之弟二子也天平癸卯末授從
五位下為位儀寺天平神祇初授從五位上尋授從五位下并兼成
二年誅叙正五位上十一月授從三位歷大藏卿左兵衛督俄拜中納
言天應元年授正三位延曆二年轉大納言五年叙從二位兼中

日本後紀卷第五 紀後本

日 傳本の中卷には、「延久六年六月二十七日未時比校畢、」の奥書、及び大永四年、三條西實隆が、「以中書王御本書寫之、」と記したり。中書王は、中務卿貞敦親王の御事にて、伏見宮御藏本なり。また卷七には、天文元年書寫の奥書あり。卷八には、天文二年、朱點を加へたるよしの奥

書を記し、卷二十一、卷二十四の二卷には、天文二年于恒をして、書寫せしめて、加點校合したるよしの識語をそへたり。この古寫本は、今も三條西伯爵家に藏せられたり。堀保己一の説には、大永中に書寫したる類聚國史に、この書のみ掲げて、他の國史は、その文を省略したれば、その頃已に世に行はれざりしを知るといへり。或は應仁の亂の頃まで傳はりしが、その頃より缺本となりしものならんか。その缺本十卷をば、寛政十一年、享和元年の兩度に、堀保己一校定して刊行したり。

慶長以來、日本書紀以下、次々に開板せられしが、六國史の中、獨この書のみは缺卷多くして、普く流布せざりしかば、元祿五年、梨本祐之、諸書によりて、この書の時代、桓武天皇延暦十一年より、淳和天皇に至る國史を纂修し、日本逸史四十卷となし、享保九年これを刊行したり。なほこの書の缺逸したる部分も、政事要略以下の諸書に散見したれば、これを抄纂したる予の日本後紀逸文一卷あり。

世に日本後紀と稱する寫本二十卷あり。勅撰のものゝ卷數同じからず、且つ内容本文も異なれり。こは扶桑略記、元享釋書等によりて、編纂したるもの、如し。白石紳書、白石手簡などには、徳川義直、堀杏菴に命じて編纂せしめたるものにて、類聚日本後紀と題せるよし見えたり。然れども、類聚日本後紀は、類聚日本紀の一部にして、その序文には、「乃纂日本書紀、續紀、後紀、實錄之書、上起神代、下止光孝、編次之、」と記せり。別に編修したるところなく、日本紀以下と同じく、編次したるを見れば、この寫本は、これより以前、何人か編修せしものなるべし。書儉贅筆には、二種ありて、享保頃に偽作したるよし見えたり。

この書の参考書は左の如し。

堀日本後紀人名部類

日本後紀

續日本後紀 二十卷

忠仁公撰、仁明帝一代、天長十年以後、嘉祥三年前、

日本後紀の後を承けたる國史にて、仁明天皇御一代天長十年より、嘉祥三年に至る十八年間の紀なり。この書の編修に就いては、

文德實錄に、齊衡二年二月丁卯、詔右大臣正二位兼行左近衛大將藤原朝臣良房、參議從三位行中宮大夫讚岐守伴宿禰善男、從四位下行刑部大輔春澄朝臣善繩、正六位上行少外記安野宿禰豐道等、修國史、と見え、その顛末は、

序文に、臣良房等、竊惟、史官記事、帝王之跡攢輿、司典序言、得失之論對出、憲章稽古、設沮勸而備遠圖、貽鑒將來、存變通而垂不朽者也、伏惟、先皇帝、體元膺錄、司契脩機、夢想華胥之彊、拱默大庭之觀、以爲、承和撫運、歷稔惟長、善政森羅、嘉譽狼藉、未編簡牘、恐或湮淪、爰詔太政大臣從一位臣藤原朝臣良房、右大臣從二位兼左近衛大將藤原朝臣良相、大納言從三位民部卿兼太皇太后宮大夫臣伴宿禰善男、參議正四位下行式部大輔臣春澄朝臣善繩、散位從五位下臣縣犬養大宿禰貞守等、因循故實、令以撰修、筆削之初、宮車晏駕、白雲之馭不返、蒼梧之望已遙、今上陛下河清而後興、社鳴而乃出、其道德則堯舜、其城郭則義將仁、四海常夷、萬機多暇、校文芸閣、嫌舊史之有虧、留瞻蘭臺、恨先旨

之未竟、重而勅臣等、責以亟成、臣等奉勅廻遑、不敢懈緩、事多差互、尙致淹延、其間右大臣良相朝臣、嬰痾里第、收影北邙、大納言善男宿禰、犯罪公門、竄身東裔、散位貞守且參其事、不遂斯功、出吏邊州、沒蹤京兆、唯臣良房、與式部大輔善繩、辛勤是執、以得撰成、起自天長十年二月乙酉、訖于嘉祥三年三月己亥、惣十八年、據春秋之正體、聯甲子以銓次、考以始終、分其首尾、都爲二十卷、名曰續日本後紀、夫尋常碎事、爲其米鹽、或略棄而不收、至人君舉動、不論巨細、猶牢籠而載之矣、臣等誠非南董、才謝馬班、謬參撰修、伏慙淺短、謹詣朝堂、奉進以聞、謹序

貞觀十一年八月十四日

太政大臣從一位臣藤原朝臣良房

參議正四位下行式部大輔臣春澄朝臣善繩

と記して、齊衡二年勅命を奉せしより、十五年を経て、貞觀十一年に至り、漸く完成せしなり。その間良相の薨逝せしは、貞觀九年にて、善男の罪せられ、貞守の連坐せしは、同八年なり。

撰者の中、良房の事は、日本後紀の條にのせたり。良相は、良房の弟なり。右大臣、右大將に至り、この外貞觀格の撰に與り、貞觀九年、年五十一にて薨去せり。伴善男は、參議國道の子にして、大納言、正三位に至る。貞觀八年伊豆に流され、十年配所にて薨す、年五十八。春澄善繩は、周防大目豐雄の子なり。仁明、文德二代の侍讀となり、參議、從三位に至り、貞觀十二年薨す、年七十四。

續日本紀、日本後紀には、卷首に掲げたる帝號は、國風の諡號を用ひたりしが、この書以下は、漢風の

説號を用ひたり。この書の體裁に就いては、序文に、據春秋之正體、聯甲子以詮次、考以始終、分其首尾、といひ、夫尋常碎事、爲其米鹽、或略棄而不收、至人君舉動、不論巨細、猶牢籠而載之矣、」など記せり。また續日本紀、日本後紀には、改元の年は、後の年號に付したりしが、この書は獨り前の年號に付して、嘉祥は元年なく、二年よりあげたり。この外、賜姓の紀事殊に多く、貫屬移附の事も散見し、且つ概ねその家系、由緒を附記せり。蓋し諸氏の本系帳等に依りたるものならんか。また嵯峨天皇の遺詔送終の全文、承和九年七月丁未、及び參議正躬王等の贈銅徵收に關するもの、同十三年一月壬子、遣新羅使の失態に關するもの、同十三年二月丁未、五十御賀の時、興福寺僧徒の長歌、嘉祥二年三月庚辰等をのせたるは、他とのおもむきを異にせり。

この書、今の傳本は、錯簡重複多く、且つ類聚國史、日本紀略と對照するに、脱落したるところもまた尠からず。且つ卷一より、卷十四までには、紀事を省略したるところ頗る多く、いづれも「云々」の二字を挿入せり。概ね叙位、任官の列記、詔勅、上表の本文、及び薨卒の下に附すべき家系、小傳等なり。此の如く抄略したるは、いつの頃、何人にか明ならねど、三條西家舊藏の保延の古寫本を模寫したるものによるに、院政時代より以前にあるが如し。

この書は、元亨二年十一月花園天皇の閱讀し給ひし事、同天皇の宸記に見え、仙洞御文書目錄にも、この書の古寫本は、三條西家舊藏本には、卷十に、大治元年、及び卷三、卷五、卷七に、保延二年宮内大の書を載せたり。

兩院院府等祿一有共從四下永原朝臣
 坂本之山中松崎盛子等一十七人
 中宮中納言兼右近衛大將三任朝臣
 公上表請帶大行實錄記不云云成平長月
 越前國人造兵司正六位上末貞公仰助
 三思貴附左京五條二坊廣申方京人正六位上
 沙田連魚鷹等七人賜姓史京朝臣等
 所南於丹生兩時神位四位下云云武天皇
 高子山宗家殿賜大行御長自外皇子臣祿各有
 卷云甲子奉校无任白玉手祭來隨解

續日本後紀八卷所藏

輔源忠季の奥書を載せ、保延の古寫を影寫したる卷五、卷八の二卷は、高柳光壽氏の所藏なり。これによれば、抄本となりたるを補寫したるものにて、保延の頃、抄本となりたるものありしなり。なほ卷三、卷五、卷七、卷九、卷十、卷十一、卷十二、卷十六、卷十八、卷十九、卷二十の十一卷には、天文二年より同四年に至る三條西實隆の奥書あり。刊本には、寛文八年、及び寛政七年、天保十

四年の刻本あり。また諸本を以て校訂して國史大系に收めたり。この書の註釋書、及び參考書は、左の如し。

- 續後紀集解 三〇 河村秀根
- 續日本後紀脫漏 稿保己一
- 校訂續日本後紀 一〇 山崎知雄
- 續日本後紀

續日本後紀攷文		岡本保孝
續日本後紀私記	三	矢野玄道
續日本後紀纂詰	二〇	村岡良弼
續日本後紀索引	五	高田與清
續日本後紀類語		未詳
續日本後紀人名部類	一一	未詳
楓の落葉	一	荒木田久老

文德實錄 十卷

都良香撰、或昭宣公撰、從嘉祥三年三月、至天安二年八月、

續日本後紀に繼いで編修せられたる文德天皇一代九年間の國史なり。撰者を都良香とし、或は昭宣公藤原基經としたれど、諸書に見えたるもの四説あり。第一は、この目錄に都良香撰とせるもの、第二は、藤原基經等としたるもの、本朝國史目錄、釋日本紀本日錄、第三は、基經勅を奉じ、都良香の撰とするもの、二中歴拾芥抄、第四は菅原是善の撰にして、良香これに與れりとしたるものなり。三代實錄菅原是善傳、是善の子道眞の代作したる序文に記したるもの、左の如し。

臣基經等、竊惟、自古人君王者、莫不因天度而叙憲章、立日官而平曆數、故姬漢之千餘載、善惡呈理

於掌中、齊梁之百所年、昏明折微於眼下者也、伏惟、太上天皇、孝治有日、文思垂風、夢想先皇之起居、庶幾聖主之言動、去貞觀十三年、詔右大臣從二位行左近衛大將藤原朝臣基經、中納言從三位行民部卿兼春宮坊大夫臣南淵朝臣年名、參議正四位下行左大辨臣大江朝臣音人、外從五位下行大外記善淵朝臣愛成、正六位上行少內記都宿禰言道、散位正六位上島田朝臣良臣等數人、據舊史氏、殆就撰修、三四年來、編錄疎略、適屬揖讓、刀筆斲休、今上陛下、武子文孫、重熙累洽、追尋前業、逾勸勤修、數月以降、大納言正三位臣年名、參議從三位左衛門督臣音人、天不憖遺、奄然下世、至元慶二年、更勅攝政右大臣臣基經、傳命參議刑部卿正四位下兼行勘解由長官近江守臣菅原朝臣是善等、與前修史者文章博士從五位下兼行大內記越前權介都朝臣良香、從五位下行大外記島田朝臣良臣等、專精實錄、潭思必書、良香愁斯文之晚成、忘彼命之早殞、注記隨手、亡去忽焉、臣等百倍筋力、參合精誠、銘肌不違、執筆從事、起自嘉祥三年三月己亥、訖于天安二年八月乙卯、都慮九年、勅成十卷、春秋繁事、鱗次不愆、動靜由衷、毛舉无失、唯細微常語、龕小庶機、今之所撰、弄而略焉、名曰日本文德天皇實錄、取諸雖百世可知也、臣等生謝龍門、種非虎乳、殊恐、謬欵文於聖訓、忝直筆於明時、謹詣天闕、奉進以聞、謹序

元慶三年十二月十三日

と見えたり。清和天皇の御讓位は、貞觀十八年にして、年名の薨逝は、元慶元年四月、音人の薨去は、同年十一月、良香の卒去は、同三年二月なり。これによれば、基經は終始編修を總裁し、是善は、中途より

専ら事に當り、良香は始より筆削に力を竭したるを以て、此の如く、諸書記するところ同じからざりしならん。

撰者藤原基經は、中納言長良の子にして、良房の猶子なり。文德天皇より宇多天皇に至る五朝に歴事し、攝政太政大臣たり。寛平三年薨す、年五十五、昭宣公と諡す。南淵年名は、從五位上槻本公老の子なり。大納言正三位に至り、この外貞觀格、左右檢非違使式の撰者となり、貞觀十九年、七十六歳にて薨去せり。大江音人は、正六位上木主の子なり。淳和天皇より陽成天皇に至る五朝に歴仕し、參議、從三位に至り、この外群籍要覽、弘帝範を著し、貞觀格式の撰者となり、貞觀十九年、六十七歳にて薨じたり。善淵愛成は、清和天皇より、宇多天皇に至る四朝に仕へ、清和、宇多兩代の侍讀たり。都良香は、始め言道と稱す。文德天皇より陽成天皇に至る三代に仕へたり。大内記、文章博士となり、元慶三年、三十三歳にて卒去せり。菅原是善は、文章博士清公の子なり。仁明天皇より、陽成天皇に至る五朝に仕へ、この外東宮切韻、銀榜翰律、集韻律詩、會分類聚等の著あり。元慶四年、六十九歳にて薨去せり。

日本紀以下の四國史は、いづれも紀といひ、或は上に續の字を冠し、或は中に後の字をそへたりしが、この書は、書名を改めて實錄とし、特に天皇の漢諡を擧げて、日本文德天皇實錄といひ、略して文德實錄と稱せり。蓋し序文に「專精實錄」と記し、また隋書經籍志に、梁皇帝實錄の名見えたるによりたるものならんか。

この書は、前史の體裁を踏襲して、異なるところなけれど、仁壽元年五月、死蛇の紀事の次に、「何以書之、記異也、」といへるが如く、特に記載の理由を記したるもの、處々に散見したるは、未だ他にその類例を見ず。且つ齊衡三年七月、基經の父長良薨去の條に、「基經幼少之日、敬愛異於諸子、古人有言、知子不知父、誠哉、少女高子即今中宮也、此先人餘慶、而所遠及也、」の如きは、當時の執政にして、この書編修の首班なる基經に對して、特に讚辭を用ひたるが如し。

この書は、元亨二年、花園天皇の閱讀し給ひしよし、花園院宸記に見え、仙洞御文書目錄にも、この書 を載せたり。また三條西家舊藏本の中に、卷四、卷五に、安貞三年の奥書あり。卷二、卷三、卷四、卷五、卷七に、卜部兼豊の奥書ありて、中に應長二年、正和元年抄出したるよし見えたり。卷二より、卷九に至る八卷には、延文元年六月、卜部兼豊の修補したる奥書をのせ、卷四、卷五には、卜部兼敦の奥書ありて、應永十一年の年號あり。この外、卷一より、卷十までに三條西實隆の奥書をのせ、卜部兼滿の本を以て書寫したるよし見えたり。この古寫本は、いまはいかになりたるにか。刊本には、寛永六年、元祿十三年の刻本あり。また、諸本を以て校訂して、國史大系に收めたるものもあり。

この書の註釋書、及び參考書は、左の如し。

文德實錄集解

一〇

河村秀根

文德實錄考證

狩谷望之

文德實錄

六九

文德實錄故事成語考	一	足代弘調
文德實錄人名考證	五	同
文德實錄放文	三	岡本保孝
同 補遺	三	同
文德實錄私記	三	矢野玄道
文德實錄類語	未	詳

三代實錄 五十卷

大藏善行撰、或本院左大臣撰、從清和至光孝三代、

文德實錄の後を承けて、清和、陽成、光孝の三代、天安二年八月より、仁和三年八月に至る、三十年間の紀なり。

この書の撰者を、或は大藏善行とし、或は本院左大臣時平としたりしが、この書は、宇多天皇寛平四年に、撰史の勅を下されたる事、

日本紀略に、寛平四年五月一日甲辰、勅大納言源能有、參議藤原時平、大外記大藏善行等云々、始造國史、

と見えたり。なほその顛末、及び醍醐天皇の御代に至りて、完成したる事は、

序文に、臣時平等、竊惟、帝王稽古、咸置史官、述言事而徵廢興、甄善惡以備懲勸、開闢之辰、且暮於手披之處、遂初之迹、俄頃於目閱之間者也、伏惟、太上天皇、生知至聖、性植純仁、體耀魄而居宸、平泰階而建極、舜倫攸序、憲章該舉、以爲、始自貞觀、爰及仁和、三代風猷、未著篇牘、若缺文之塵補、恐盛典之長虧、詔大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳陸奥出羽按察使臣源朝臣能有、中納言兼右近衛大將從三位行春宮大夫臣藤原朝臣時平、參議勘解由長官從四位下兼守左大辨行春宮亮臣菅原朝臣道真、從五位下行大外記兼播磨權大掾臣大藏朝臣善行、備中掾從六位上臣三統宿禰理平等、因循舊貫、勅就撰修、

とあり。日本紀略は、能有、時平、善行の三人を撰者としたれば、この序文とあはず。よみてまづその官位に就いて見るに、能有は、寛平三年大納言となり、五年正月按察使、同二月左大將、同四月皇太子傳を兼ねたり。時平は、同年二月中納言に任せられ、右大將を兼ね、同四月春宮大夫を兼ねたり。道真は、同年二月參議となり、左大辨を兼ね、同三月勘解由長官、同四月春宮亮を兼ね、六年八月遣唐大使となれり。大藏善行の播磨權掾を兼ねたるは、寛平四五年の間なり。これによれば、能有等五人に勅命を下されたるは、寛平五年四月より、同六年八月までの間なるが如し。かくの如く、日本紀略にのせたるものと、この序文とは、年も相違し、撰者の數も同じからぬは如何なる故か。なほ、

同序文の續に、四五年來、大納言能有朝臣拜右大臣、奄然殞逝、既而搜採稍周、條流且辨、天皇倦負康

於九重、輕脫屣於萬乘、宸旒應獻、凝神默於姑射、淨居有勸、落飾宸於魔宮、爾乃時屬揖讓、朝廷務殷、在此際會、暫停刊緝、今上陛下承累聖之寶祚、順兆民之樂推、天縱雄才、嘖漢武於大略、德尙恭己、法虞舜之無爲、思欲遵前旨之草創、從即日之財成、勅正三位守左大臣兼行左近衛大將臣藤原朝臣時平、正三位守右大臣兼行右近衛大將臣菅原朝臣道真、從五位上行勘解由次官兼大外記參河權介臣大藏朝臣善行、大外記正六位上臣三統宿禰理平、責其參詳、亟有頭角、右大臣道真朝臣坐事左降、歟向西府、泊斯文之成立、值彼臣之謫行、大外記理平、賜爵遷官、不遂其業、臣等強勉專精、經引積稔、編次究數、筆削畢功、起天安二年八月乙卯、訖于仁和三年八月丁卯、首尾三十年、都爲五十卷、名日本三代實錄、

延喜元年八月二日

左大臣從二位兼行左近衛大將臣藤原朝臣時平

從五位上行勘解由次官兼大外記臣大藏朝臣善行

と見えたり。源能有の薨逝せしは、寛平九年六月、宇多天皇の御讓位ありしは、同年七月なり。時平の左大臣左大將、道眞の右大臣右大將となりたるは、昌泰二年二月なり。また道眞の左遷せられたるは延喜元年二月にして、三統理平の五位に叙せられたるは同年正月、越前介に遷任せられたるは同二月なり。これによりて考ふるに、初め寛平四年、撰史の勅を能有等三人に下され、同五六年の頃、撰者に道眞、理平を加へられしが、寛平九年能有薨じ、宇多天皇の御讓位によりて中絶せり。醍醐天皇昌泰二年、再び時平等四人に仰せられしが、延喜元年道眞の左降、理平の遷官により、時平、善行の二人にて、専ら編輯

に當り、同年これを奏覽したり。即ち寛平五年より、同九年に至る四年、昌泰二年に至る中絶期間二年、同年より、延喜元年に至る二年の中、時平、善行の専ら事に當りしは、僅に六ヶ月なり。

撰者の中、源能有は、文徳天皇の皇子なり。仁壽三年源姓を賜はり、正三位右大臣に至り、寛平九年、五十三歳にて薨去せり。藤原時平は、基經の子にて、延喜格式の撰者となり、延喜九年、三十九歳にて薨じたり。菅原道眞は、是善の子なり。右大臣、正三位となり、延喜元年太宰府に左遷せられ、五年、六十一歳にて薨去し、正一位太政大臣を贈られ、この外類聚國史、新撰萬葉集の撰あり。大藏善行は、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐の五朝に歴仕し、時平、理平の師なり。從四位下、東宮學士となり、九十餘歳に及べり。三統理平は、大内記、文章博士となり、延喜格の撰に與り、延長四年、七十四歳にて卒去せり。

この書も、書名は、文徳實錄に倣ひて、日本三代實錄といひ、略して三代實錄と稱したり。五十卷の中、清和天皇二十九卷、陽成天皇十五卷、光孝天皇六卷あり。清和天皇を太上天皇とし、陽成天皇を後太上天皇とし、光孝天皇は諡號を記せり。蓋し清和天皇は、御讓位の後、御出家によりて、漢諡を奉らず、陽成天皇は、未だ御在世なれば、後太上天皇と記せしむるべし。

日本紀より、文徳實錄に至る五國史は、いづれも、唯干支のみを記して、日次を掲げざりしが、この書に至り、始めて干支の下に日を記したり。なほその體裁に就いては、

序文に、今之所撰、務歸簡正、君舉必書、論言退布、五禮沿革、萬機變通、祥瑞天之所祚於人主、災異天

之所誠於人主、理燭方策、撮而悉載之、節會議注、蒸嘗制度、蕃客朝聘、自餘諸事、永式是存、粗舉大綱、臨時之事、履行成常、聊標凡例、以示有之矣、關委巷之常、乖教世之要、妄誕之品、弁而不取焉、

と見えたり。卷五貞觀三年三月十四日、東大寺無遮會の條、卷八同六年正月十四日圓仁卒去の條、卷卅一元慶元年四月朔日蝕奏議の條などは、前々の國史と類例を異にして、その紀事頗る詳悉をきはめたり。また卷二の貞觀元年四月八日灌佛の條には、「凡毎年四月八日、天子於内殿灌佛、親王、公卿、及殿上六位以上、各奉噴錢、多少有差、他皆效之、」と見え、同月の末に、「是月二十日以前、有讀奏諸國銓擬郡司擬文之儀、例也、而史漏不書、故今闕焉、」といひ、卷二十七、同十七年正月二日二宮賜宴の條に、「參二宮賜宴例也、而年來不書、史之闕也、今記之、他皆效之、」と、史料の亡佚したるよしを記したるが如き、體例を示したるもの處々にあり。この外、卷十一の「貞觀七年十月朔、天皇御南殿、賜飲侍臣、南殿謂官廳事、」とあるが如き註記、及び卷卅四の「元慶二年八月四日、出羽國飛驒奏言、謂」の如き、註記も散見せり。

この書の事は、本朝世紀に、「天慶四年八月九日、自殿上有勅、召三代實錄一部五十卷五ヶ帙、加目錄一卷、各有錦端帙、」と記し、花園天皇宸記に、「元亨三年十月十一日、今日三代實錄見事、返進院御方、」と見えたり、今世に傳はりたる本には、重複、脱落あり、處々省略したるところあり。重複したるものは、卷十三貞觀八年十月廿五日太政官論奏と、卷二十同十三年十月廿五日の論奏と同じく、卷六貞觀四年三月廿六日正税に關する詔勅と、卷廿七元慶四年三月廿六日の詔勅と同じき類にて、類聚國史に據れば、

貞觀十三年、元慶四年の誤りなる事を正すを得べし。脱落したるは、類聚國史、日本紀略、扶桑略記と對照するに甚だ多し。卷十五、卷十六、及び卷十九より、卷三十二まで、卷三十五より、卷四十三まで、及び卷四十六、卷四十八の二十七卷の中、省略したるところ頗る多く、いづれも代ふるに「云々」の二字を以てせり。その省略したる部分は、任官、叙位の條の姓名、親王、公卿薨卒の條の傳記、及び詔勅、告文、表文の本文等なり。是等「云々」の二字を以て、省略したるは、卷十九以下、三十二卷あり。此の如く、脱落したるは、卷十五以下にして、省略したるは卷十九以下なるが、いつの代、何人の抄略したるものなるか、花園上皇の閱讀し給ひしは、いかなる本にか、三條西家舊藏には、卷一、卷二に、安貞三年、及び天福二年書校の奥書あり。卷二、卷五、卷八、卷九、卷十、卷十一、卷十五、卷十八、卷三十四の九卷には、正和元年、卜部兼夏の抄出したるよしの奥書を載せたり。また卷一、卷三、卷八、卷九、卷十、卷十一、卷十三、卷十四、卷三十三、卷三十四、卷四十四、卷四十五、卷四十七、卷四十九の十四卷には、文德實錄と同じく、延文元年六月、卜部兼豊の修補したるよしの奥書をのせたり。また卷五十には、貞治五年、卜部兼繼、同兼敦等が、一見抄出したるよしの奥書を記し、卷七、卷九にも、至徳三年、兼熙の一見を加へたる事を記せり。この外、卷一より卷四十七に至る四十卷には、三條西實隆が、永正十二年、同十六年、大永二年、同三年、同四年、書寫したるよしの奥書をのせたり。これによれば、卜部氏にて抄出したるものなるが如し。刊本には、寛文十三年の刻本あり。また諸本によりて、校訂したる國史大系本あり。

この書の註釋書、參考書は左の如し。

三代實錄集解	五	河村秀根
三代實錄私記	一二	矢野玄道
三代實錄攷文		岡本保孝
三代實錄故事考	三	足羽敬明
三代實錄三才抄	八	未詳
三代實錄考(比古婆衣)		作信友
三代實錄類語		未詳
三代實錄人名部類	三三	未詳

類聚國史 二百卷 菅家御撰

日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、の六國史を分類したるものなり。著者を菅原道真としたれど、著作年代、及び著者に就いては、諸説まち／＼なり。即ち、

一 この書籍目録に記したるものと同じく、菅原道真撰としたるものなり。それは菅原陳經の撰びたる菅家御傳記に、寛平四年五月十日、類聚國史奏上、先是道真奉勅修撰、至是功成、史二百卷、目錄二

卷、帝王系圖三卷、

と見え、拾芥抄、桃華葉菜にも、道真の撰としたり。なほ

菅家文章卷五早春觀賜宴宮人、同賦催粧應制並序に、聖主命小臣、分類舊史之次、見有上月子日賜榮羹之宴、

とあり。その「分類舊史」と記したるは、類聚國史をさしたるものなるべく、道真の撰びたるものなる事は明なり。

二 日本紀、續日本紀、及び日本後紀の一部分は、藤原良房の撰としたるものなり。

二中歴國史の條に、類聚國史仁明天皇、文武以後、平城以前、太政大臣藤原良房奉勅、仁和以前、平城以後、と見えたり。註の文誤脱錯簡あるにや、意義明ならず。仁明天皇の四字は、平城以前の誤ならんか。これによれば、その平城天皇以前は、藤原良房勅を奉じて撰び、平城天皇以後は、別人の撰びたるものなるが如し。文武天皇より、光孝天皇までの中、平城天皇に至る十代と、嵯峨天皇以後七代とは、編纂者を異にしたるよしなり。この事は、他に見えざれど、二中歴は、院政時代のものなれば、この説もまた根據なきものにはあらざるべし。

この兩説を併せ考ふれば、平城天皇以前は藤原良房撰び、仁和以前を菅原道真の撰とするに就いては、異説あり。即ち、

甲 河村秀根の撰類聚國史考に、道眞の左遷は、延喜元年正月にして、これより六ヶ月の後、時平、三代實録を撰進せり。また道眞の薨去は、同三年二月にして、一年六ヶ月の後なれば、この書を以て、道眞の撰とせん事は疑ふべし、といへり。

乙 伴信友の比古婆衣に、道眞は、文德實録までの五國史を分類したるもの、また系圖三卷とあるは、日本紀に副へたる帝王系圖一卷に、續日本紀より、文德實録までの系圖を新に撰修して、一部としたるものなり。また類聚國史に、三代實録の文あるは、後人の書き加へたるものならむ、といへり。

かくの如く、類聚國史の中、三代實録の部分は、道眞の編纂したるものにあらず。後人の補ひたるものなる事明なり。然らば、いつの頃、何人の補ひたるものなるか。西宮記には、「類聚國史二百卷、始從日本紀、至仁和三、於事無有遺漏、」と記せり。西宮記は、源高明の著にして、圓融天皇の御代を下らざるものなれば、それより以前に、成りしものなる事を證すべし。そのこれを補ひたるは、如何なる人か詳ならねど、文德實録までの部分をば、三代實録編者の一人なる菅原道眞が編纂したるによれば、或は三代實録の部分は、次の新國史を編修せしをりなどに、撰者が編修したるものならんかとも、推考するを得べし。

この書二百卷の中、今傳はりたるものは六十二卷にして、三分の二は逸亡したれば、分類の部目等明ならねど、現存六十二卷に據るに、大部目ありて、その中に小部目を設けたり。大部目は、神祇、帝王、後宮、人、歳時、音樂、賞宴、奉獻、政理、刑法、職官、文、田地、祥瑞、災異、佛道、風俗、殊俗等にして、神祇部の

如きは二十卷に亘れり。小部目は、神祇の中、伊勢大神、齋宮、祈禱、神位等あり。但し神祇部一二の兩卷は、日本紀神代卷上下をそのまゝ、收めたり。その二部以上の部目に編入すべきものは、重ねて出し、甲部には簡略にし、乙部には詳悉にしたるものあり。また帝王部の中、太上天皇と註したるは、陽成天皇元慶元年の一條、實蘊は貞觀七年の一條、音樂部の琵琶は貞觀九年の一條のみなれば、三代實録増補の際、更に部目を設けたるもの、如し。この外神位の四、叙位の六は、各三代實録の文のみを以て、一卷をなせり。またこの書は、光仁天皇をすべて廣仁天皇と記したり。その理由詳ならず。佐藤誠實博士の説に、詩の敬之の「學有緝熙于光明」の傳に、「光廣也」とあれば、通はして用ひしなりといへり。但しその中卷百七十三疾疫の條に、「廣仁天皇寶龜九年九月壬辰、奉幣帛於伊勢太神宮、祈除疫疾也、」とある文は、その下にも、弘仁九年九月壬辰として、これを載せたり。然るに續日本紀には、此條なく、寶龜九年九月には壬辰なければ、光仁を廣仁の諡號と誤認して、切り續ぎしたるものならん。かゝる類は處々に散見せり。この書は、倭名類聚抄、本朝月令、西宮記等に引載し、貫首秘抄にも、職事の必携書を列擧したる中に、この書を入れたれば、古くより世に行はれしなり。佐藤誠實博士の

類聚國史考に、本朝月令、西宮記、小野宮年中行事、年中行事秘抄などの諸書に、國史を擧げたるを検するに、續日本紀以下の文のみにて、日本紀の文は、殊更に日本紀として擧げたり。そは其頃、日本紀は所藏せる家も多かりしかど、餘の五國史は、得難き故に、類聚國史を引ききたるなるべし。

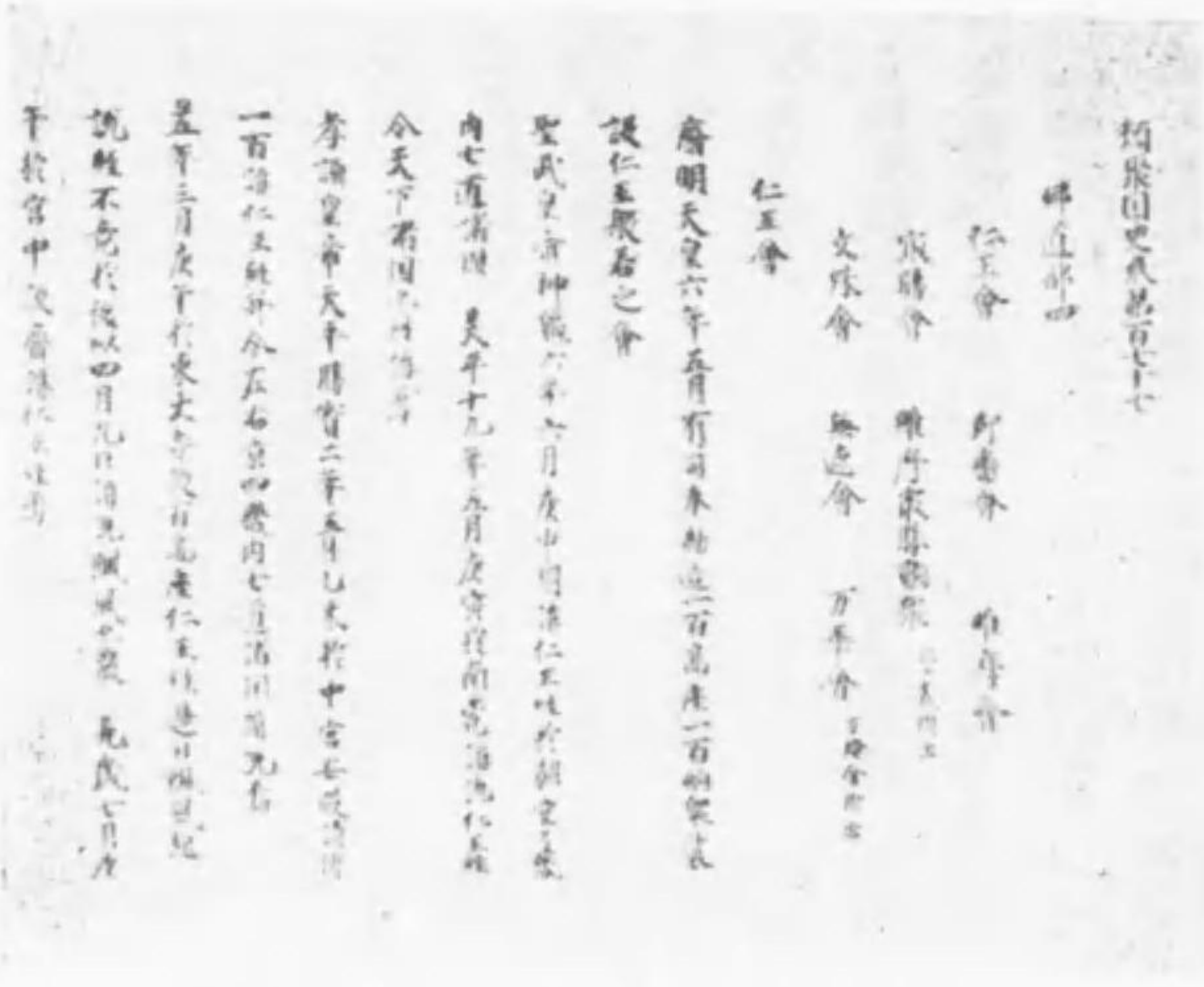
といへり。この外、政事要略、長寛勘文、古今和歌集目錄等にも、國史として引きたるところ尠からず。なほ中右記大治五年二月廿一日立后の條に、「立后例國史以後」とし、「已上國史以後至今年、二百四十四年間、」として、宇多天皇以後の例を掲げたり。五國史の得難きにもよるべけれども、蓋しこの書は、部を設け、類を分ちて、搜索するに便利なれば、多くは、原書によらずして、直にこの書を參考したるものならんか。

この書は、通憲入道藏書目錄にのせて、第四十三櫃より、第四十七櫃に至る五合に收めたるもの、十九帙、百二十九卷あり。

玉葉に、安元二年九月一日、今日、前僧正被送消息云、類聚國史先日借與第一帙了、皆可借、可書寫云々、明日可獻借之由報了、三日、借送類聚國史十九帙於前大僧正許、於第一帙者、先日借了、爲書寫所被借也、と見えて、九條兼實所藏のもの二十帙ありしなり。一帙十卷のものなりしが如し。また藤原通俊の藏本あり。後堀河天皇の御物とし給ひしが、後には一條經嗣の藏本となりて、百九十卷ありといへり。即ち經嗣の、

荒曆に、應永三年六月五日辛卯、入夜雨下、宣俊來、類聚國史一部二百卷此内十五合、今日可預給兼照、卿間、其事爲令奉行、所招引也、缺卷等注一紙、予白、向彼宿所了、件書一部、後堀河院御文書也、此内二十六卷通俊卿本也、旁雖爲祕本、彼卿父子忠孝異他之間、暫所預給也者、累代祕本能々可預置之由仰

遣了、



類聚國史(藏所氏爲利田前爵侯)

と見えたり。宣俊は中御門、兼照は吉田なり。この後、實隆公記永正三年閏十一月十七日の條に、卷百卅七を書寫したるよし見えたり。また御本日記附註に、院御所二冊一宮、及び二十冊一箱の本ありて、第四に建長元年十月二日の廣俊の奥書をのせたるよしを記し、且つ幕府文庫に、五十三冊、五十七冊、廿七冊の三部ありて、享保、元文の頃、幕府の採覧校定したる事を記したり。

この書の古寫本は、侯爵前田利爲氏所藏明應鈔本十五冊、大永校本四冊、及び平安朝末期、鎌倉時代初期に於ける古寫の卷子本四卷あり。この中百六十五、百七十一、百七十七、百七十九の四卷は、育徳財團にて複製せられたり。刊本は、文化十二年、仙石政

和、官庫本四部、塙保己一、その他の藏本八種を以て校正したるもの、六十三冊あり。大正五年、これ

を國史大系に收めて刊行したり。但しこの書には偽書あり。卷十二漁獵、卷五十二別勅神階等の類なり。

新國史 四十卷 朝綱撰、或清慎公撰、自仁和至延喜、

寛文刊本、及び内閣一本、神智文庫一本等には、「或號續三代實錄」の七字あり。また内閣一本、前田一本、神宮文庫本等には、四十四卷に作る。

三代實錄に繼ぎて編修したる宇多天皇以來の國史なり。拾芥抄にも、續三代實錄と號したるよし見えたり。自仁和至延喜、レにては、宇多、醍醐の二代なり。續三代實錄ならば、宇多、醍醐、朱雀の三代ならざるべからず。また撰者を拾芥抄には、「村上御時、小野宮奉仰被撰之」と記したり。小野宮は清慎公實頼なり。或はもと二代なりしを、後に朱雀天皇を追加したるにや、今傳本なければ詳ならず。

この書撰進の事は、この書籍目録などの外には、記したるものなければ詳ならず。但し、三代實錄編修の後、類聚符宣抄に修史の事見えたり。即ち承平六年十一月、參議平伊望を撰國史所別當となし、左少辨大江朝綱を撰國史所に直せしめたりしが、天曆八年六月、參議朝綱を別當となし、天德元年十二月、朝綱卒去の替に、參議大江維時を別當とし、大外記、史生等をして、二十人ばかり相繼いで、撰國史所に直せしめたる事見えたり。以て朱雀天皇承平六年の頃、撰國史所ありて、冷泉天皇の安和二年の頃まで、これ

を閉鎖することなく、その編纂を繼續したりし事を推知するを得べし。但しその別當は、始め中納言伊望にして、朝綱はその下にあり。後別當に進み、幾くもなくして薨去し、參議維時これに代りたりと、承平より、天德の始まで、朝綱専ら編纂にあたりたりれば、朝綱一人の著とせしものなるべし。また類聚符宣抄には、小野宮實頼のこれに關與したる事見えざれど、蓋し從來の慣例に倣ひ、實頼は、その總裁となりたるものならんか。村上天皇の御代に撰ばれたる、

新儀式に、「修國史、隔三四代修之、先定其人第一大臣執行、參議一人、大外記兼儒士之中、撰撰筆、司制作者、諸司官人堪事者四五人、令候其所、修畢、奏進之後、願下諸司、

とあり。即ち實頼は、第一の大臣なれば、これを執行したるものなるべく、參議一人は別當にして、類聚符宣抄に、「令候撰國史所」とあるは、大外記、その他儒士の輩なりし學言を俟たず。但し冷泉天皇の御代まで、撰國史所ありしを見れば、村上天皇の御代、奏覽したるものとも見えざれば、この書は奏進するに至らず、未定稿のまゝなりしが如し。かゝれば、その書名の如きも、定まりたるものにあらず、假に新國史と稱せしならんか。その内容も、宇多、醍醐の二代なりや、朱雀天皇までのものなりや詳ならず。四十卷といへるは二代にして、續三代實錄とも稱するものあるによれば、三代までのものもありて、五十卷ならんか。此の如く、この書は、未だ奏覽を経ざりしかば、これを六國史とは同列には取り扱はざりしにや。本朝國史目錄、二中歴などには、三代實錄までをのせて、この書を載せざりしなり。

この書は通憲入道藏書目録に、

一合第五十八櫃新國史

一結五箇局仁和
寛平

一結四箇局寛平
延喜

一合第五十九櫃

一結八局自延長元年
至同八年

一結十局自延喜十一年至同廿二年、
但十四年、廿一年兩年缺

一合第八十櫃

一結内新國史四局

と見え、中右記、願文集、釋日本紀、御遊抄、師光年中行事、大倭神社註進狀、神名帳頭註等に引きたるものあり。東大寺要録に、新記として、寛平、延喜間數條をのせたものあり。或はこの書の事ならんか。撰者大江朝綱は、參議音人の孫にして、從四位下玉淵の子なり。參議、正四位下となり、天徳元年、七十六歳にて卒去せり。小野宮實頼は、貞信公忠平の子なり。醍醐、朱雀、村上、冷泉の四代に事へ、關白太政大臣となり、安和三年、七十一歳にて薨じたり。この書の事は、伴信友の新國史考(比古婆衣)にのせたり。

養老五年私記 一卷

養老五年、日本紀講説の際、註記したるものなり。養老五年は、日本紀を奏覽せられし翌年なり。日本紀竟宴和歌集に、「養老五年始講、博士從四位下太朝臣安麻呂」とありて、安麻呂は、日本紀撰者の一人なり。

この書は、今世に傳はらず。釋日本紀述義に引きたるもの二三あり。その文左の如し。

鞋履、養老私記曰、朝廷之御衣、御履不破辟者、(八)

養老私記曰、舞狀者、乍立乍居而舞、今東舞是也、(八)

養老私記曰、徒死也、(十一)

弘仁四年私記 三卷 多朝臣人長

嵯峨天皇の御代、日本紀を講説せられたる時の私記にて、應神天皇までを上卷とし、仁徳天皇より、敏達天皇までを中卷とし、用明天皇より、持統天皇までを下卷としたり。

この書は、近年謄寫版としたるものあり。また國史大系に收めて刊行したり。その編修に就いては、序文に、夫日本書紀者、一品舍人親王、從四位下勳五等太朝臣安麻呂等、奉勅所撰也、先是淨御原天皇御宇之日、有舍人、姓稗田名阿禮、年廿八也、爲人謹恪、聞見聰慧、天皇勅阿禮、使習帝王本記、及先代舊事、未令撰錄、世運遷代、豐國成姬天皇臨軒之季、詔正五位上安麻呂、傳撰阿禮所誦之言、和銅五

年正月廿八日、初上彼書、所謂古事記三卷者也、清足繼天皇負慶之時、親王及安麻呂等、更撰此日本書紀三十卷、并帝王系圖一卷、養老四年五月廿一日功夫甫就、獻於有司、上起天地混淪之先、下終品彙甄成之後、神胤皇裔指掌灼然、慕化古風舉目明白、異端小說、怪力亂神、爲備多聞、莫不該博、世有神別記十卷、發明神事、最爲證據、然年紀愈遠、作者不詳、自此之外、更有帝王系圖、諸民雜姓記、諸蕃雜姓記、新撰姓氏目錄者、如此書觸類而夥、踏駁舊說、眩耀人看、或以馬爲牛、或以羊爲犬、輒假有識之號、以爲述者之名、卽知官書之外、多穿鑿之失、是以官禁而令焚、人惡而不愛、今猶遺漏遍々在、民間多僞少真、無由刊謬、是則不讀舊記、無置師資之所致也、凡厥天平勝寶之前、每一代、使天下諸氏、各獻本系、藏祕府不得輒出、令存圖書寮者是也、冷然聖主弘仁四年在祚之日、愍舊說將滅、本記合訛、詔刑部少輔從五位下多朝臣人長、使講日本紀、卽課大外記正六位上大春日朝臣顯雄、民部少丞正六位上藤原朝臣菊池麻呂、兵部少丞正六位上安倍朝臣藏繼、文章生從八位上滋野朝臣貞主、無位島田臣清田、無位美努連清庭等受業、就外記曹局而開講席、一周之後、卷秩既竟、其第一第二兩卷、義緣神代語多古質、授受之人、動易訛謬、故以倭音辨詞語、以丹點明輕重、凡抄三十卷、勒爲三卷、夫自天常立命、至畏根命、八千萬億歲、是雖古記、尙不堅切、自伊弉諾命、至彥瀲尊、史官不備、歲次無記、但自神倭天皇庚申年、至冷然聖主弘仁十年、一千五百五十七歲、御宇五十二帝、庶後賢君子、留情察之云爾、と記せり。その「冷然聖主弘仁四年在祚之日」といひ、「冷然聖主弘仁十年」と記したるによれば、嵯峨

天皇御讓位後のものなるを證すべし。冷然は、嵯峨天皇御讓位後の御所なればなり。

この書の事は、釋日本紀にのせて、前掲の弘仁私記序を引載し、且つ本文の中にも、釋日本紀に引きたる左の四條あり。

穴門弘仁私記曰、今日長門國(述義六)

久禮叱新羅使弘仁私記曰、人名、及伐于、弘仁私記曰、冠名、奈末、弘仁私記曰、冠名、(述義九)

殉弘仁私記曰、殉死也(述義十)

意哉遇可美少男焉、私記曰、問此様如何、答アナウレシ、エヤウマシヲトコニアヒス、是三卷私記說也(秘訓一)

は、今の本と同じきによれば、今の本を弘仁のものとするとも、不可なきが如し。然れども、この私記には、弘仁四年の講書としたるを、

日本後紀には、弘仁三年六月戊子、是日始令參議從四位下紀朝臣廣瀨、陰陽頭正五位下阿倍朝臣貞勝等十餘人、讀日本紀、散位從五位多朝臣人長執講、

と記して、一年相違せり。日本紀竟宴歌集、及び同書に引きたる外記日記註、釋日本紀に載せたる日本紀講例等、いづれも弘仁三年とし、唯この私記のみ、四年としたり。されば私記の序に、四年としたるは、或は三年の誤寫と見るべきにや、されど、日本後紀にのせたる人名、弘仁私記にのせたる人名の中、

多朝臣人長の執講のみ一致して、他は同じからず。且つ序文に、大春日穎雄を大外記としたれど、類聚符宣抄に據るに、當時大外記は、上毛野穎人にして、穎雄は、少外記なり。滋野貞主を従八位上としたれど、文徳實錄によるに、貞主は、弘仁二年少内記にて、官位あはず。かゝれば、この弘仁四年私記は、果して當時のものなりや、後人が作りたるものなりや、頗る疑ふべきに似たり。

承和六年私記 菅野朝臣高年撰

仁明天皇の御代、日本紀を講せられたる時の私記なり。講書の事は、

釋日本紀に、承和六年六月一日、博士散位菅野朝臣高年、建春門南掖曹司講之、

續日本後紀には、承和十年六月戊午朔、令知古事者散位正六位上菅野高年、於内史局始講日本紀、

十一年六月癸丑朔丁卯、日本紀講畢、

と見えたり。この兩書によれば、兩度講書ありしが如しと雖ども、兩書とも、各一度のみにて、兩年なりし事見えず、並に六月一日とし、執講者も同じければ、六年は十年の誤寫なるべし。但し講所を一是建春門内南掖曹司とし、一は内史局として同じからねど、或は建春門南掖曹司は、内史局の在所ならんか。日本紀竟宴和歌集にも、「承和十年講、參議從四位上滋野朝臣貞主」とあれば、十年を正しとすべし。但執講を滋野貞主としたること、續日本後紀、釋日本紀とあはざるは、いかなる故か、詳かならず。この講

書は、一年にして終りしが、その私記、今は傳はらず、また古書に引用したるものも見えず。

元慶二年私記 一卷 善淵朝臣愛成

陽成天皇の御代、日本紀を講せられたる時の私記なり。講書の顛末は、

三代實錄に、元慶二年二月廿五日辛卯、於宜陽殿西廂、令從五位下助教善淵朝臣愛成、始讀日本紀、

從五位下行大外記島田朝臣良臣爲都講、右大臣以下參議以上聽其說、

三年五月七日丙申、令從五位下守圖書頭善淵朝臣愛成、於宜陽殿東廂讀日本紀、喚明經紀傳生三四

人爲都講、大臣以下每日閱讀、前年始讀、中間停廢、故更始讀焉、

六年八月廿九日戊辰、於侍從局南右大臣曹司、設日本紀竟宴、先是元慶二年二月廿五日於宜陽殿東

廂、令從五位下助教善淵朝臣愛成讀日本紀、從五位下大外記島田良臣、及文章明經得業生學生數人、

遞爲都講、太政大臣及諸公卿並聽之、五年六月廿九日講竟、至是申澆章之宴、親王以下五位以上畢

至、抄出日本紀中聖德帝王有名諸臣、分充太政大臣以下預講序六位以上、各作和歌、自餘當日探史而

作之、琴歌繁會、歡飲竟景、博士及都講賜物有差、五位以上賜内藏寮綿、行事外記史預焉、

と記して、元慶二年二月より、開講せしが、一時中絶し、三年五月再開し、六年八月に至りて、これを終了せしなり。終了の後、竟宴を行ひ、和歌を詠じたるが、釋日本紀に、「序者從五位下行大内記菅野朝臣惟

有、歌人兵部卿本康親王以下三十人、博士序、者加之、とありて、この時の竟宴和歌は、續群書類從に收められたれど、この私記は、はやく散逸して、傳本あらず。その古書に引採したるは、

釋日本紀開題に、又問、假名日本紀何人所作哉、又與此書先後如何、答、師說、元慶說云、爲讀此書、所私讀書也、作者未詳、

とあるのみ。

延喜四年私記 一卷 藤原朝臣春海撰

醍醐天皇の御代、日本紀を講せしめられたる時の私記なり。講書の事は、

日本紀略に、延喜四年八月九日、大學寮差進日本紀尙復、廿一日講日本紀、

六年十月廿二日、日本紀講竟、十二月廿七日、日本紀竟宴、閏十二月於侍從所日本紀竟宴、每人分史詠、

とありて、二年二ヶ月ばかりにて、これを終了したりしなり。なほ釋日本紀に引きたる、

新國史には、延喜四年八月廿一日壬子、是日於宜陽殿東廂、令初講日本紀也、前下野守藤原朝臣春海爲博士、紀傳學生矢田部公望、明經生葛井清鑒等爲尙復、公卿辨大夫、咸以會矣、特召大舍人頭惟良宿禰高尙、文章博士三善清行、式部大輔藤原朝臣菅根、大内記三統宿禰理平、式部少丞大江千古、民

部少丞藤原佐高、少内記藤原博文等、令預講座焉、

とあり。この時の竟宴和歌は、續群書類從に收められたれど、この私記ははやく亡佚して、釋日本紀に數條を引きたるのみ。また釋日本紀に、延喜公望私記とあれば、この書は、尙復の一人なる紀傳學生矢田部公望の筆記したるもの、如し。されど、釋日本紀の開題には、延喜講記と、延喜公望私記とを並べて掲げたれば、公望私記と、この書とは同じからざるものならんか。

著者春海は、參議眞夏の孫にて、刑部少輔吉備雄の子なり。

承平六年私記 矢田部宿禰公望撰

朱雀天皇の御代、日本紀を講せられたる時の私記なり。講書の事は、

日本紀略に、承平六年十二月八日壬辰、於宜陽殿東廂講日本紀、廿四日戊申、日本紀竟宴、

天慶六年十二月廿四日戊辰、於宜陽殿有日本紀竟宴、

とあり。廿四日竟宴とあれど、開講以來十六日なれば、誤りなる事いふをまたず。且つ天慶と承平とをとりちがへしものなる事、年月日の同じきを以て知るべし。

釋日本紀開題には、承平六年十二月八日、博士從五位下行紀伊權介矢田部宿禰公望、宜陽殿東廂講之、竟宴天慶六年十二月廿四日依亂進題引、

とありて、開講より七年を経過したるは、その頃、將門、純友の亂ありしが故なり。日本書紀竟宴和歌集にのせたる序文にも、東西の邊州、風塵靜ならざりしによりて中絶し、六年九月に至りて、終了したる事をのせたり。

この書を矢田部公望の撰としたれど、釋日本紀に引きたる公望私記と對比するに、同じきものにあらず。釋日本紀には、この書を成書として擧げたり。且つ公望の私記は、延喜中かきたるものにて、公望講書の際、他の人が記録したるものなるべし。世に傳はりたる日本紀私記の零本一卷は、蓋しこの私記ならんか。そは零本に、「此時參議淑光朝臣問曰、」と記し、「此日講了、左少辨大江朝臣朝綱、就内記所陳云、」など、見えたり。淑光は、承平四年十二月參議に任せられ、天慶二年九月薨じたり。大江朝綱は、承平三年四月左少辨となり、天慶三年十二月右中辨に進みたれば、これによりて、この書は、その承平四年より、天慶三年までの間になりしものなるを證すべし。また「殿閣横點云、」と記したるところあるは、關白太政大臣藤原忠平なるべし。「尙復答曰、」とあるは、何人か詳ならず。なほこの書に就いては、菅政友の零本考に、

日本紀私記書中に、師説また博士とあるは、いづれも當時の博士たりし公望宿禰の事にて、その師説に、先帝、又先師と指したる先帝は、醍醐天皇、先師は延喜の講師なりし大學頭藤原春海ならん、橋直幹の天慶六年竟宴序に、公望の事を「外受教誨於先師、」といへる事も見えたり、さて書籍目錄

に、此書のみならず、承和、元慶、延喜の私記、いづれも當時講師の姓名を擧げて、其撰としたれど、いとおぼつかなし、中には、自撰なるもあるべけれど、此零本私記の如きは、其體全く傍人の筆記なる事疑ひなし、と見えたり。

康保二年私記 橋朝臣仲遠撰

村上天皇の御代、日本紀を講せられたる時の私記なり。講書の事は、

日本紀略に、康保二年八月十三日庚戌、於宣陽殿東廂、講日本紀、以橋仲遠爲博士、と見えたり。釋日本紀の開題、及び日本紀竟宴和歌集等にも見えたり。橋仲遠は、下總守佐臣の子にて、橋氏系圖に、「從四上、播磨守、」とあり。

日本紀私記 三卷

日本紀に就いて、問答訓釋などを記したるものなり。日本紀私記は、前掲の養老五年私記以下七種あり。その卷數の明なるは、養老、弘仁、元慶の三種にして、その中三卷なるは、弘仁私記なり。この私記は、弘仁私記と卷數同じければ、こは弘仁私記の重出にてはあるまじきか。されど、他にさる微證もなけ

れば、さだかならず。その他古書に引きたる日本紀私記は左の如し。

一 和名類聚抄の序に、「山州員外刺史田公望、日本紀私記、田氏私記一部三卷、」とあり。卷数同じければ、この日本紀私記と同書ならんか。他に明證なければ知り難し。田公望は、矢田部公望にして、承平六年講書の際講師たり。釋日本紀の問題には、「延喜公望私記云、于時戸部藤原進曰、」とあれば、延喜年中、記録したるものにして、藤原部は、參議民部卿藤原有種なり。この外、同私記を引きたるところ多し。

二 長寛勘文に、日本紀私記として、伊弉諾、伊弉册二神の號について、問答を記したるもの、伊弉册命の御葬地についての問答を記したるものとあり。

三 局中實に、日本紀私記として、天武天皇十一年、男女の結髮に關する詔を下されたるものを記したり。

四 釋日本紀に、私記と題して引きたるもの多かりしが、それは、元慶、承平、康保などの私記の中にや。その中に、左金吾、太政殿下、都督、藤進士、藤侍郎、多生郎等の問答をのせたり。述義三に、村上天皇宸記を引證したるところあり。同四には、「先師申云、元暦之比、宇佐濫行之時、」とあるは、元慶の誤字にや。或は、私記とは、またく別種のものにて、下に見えたる日本紀問答などの類にや。

また世に日本紀私記と題して傳はりたるもの二種あり。

甲 上下二卷にて、神代の卷のみなり。御巫清白氏の所藏にて、

同二月廿一日ニ朱點一校了
奥書に、于時應永卅三年^{戊申}正月十五日午前、上中下三卷終書寫功了、上卷者日本紀三十卷、四十

一代持統天皇マテノ註也、中下二卷者、神代兩卷註者也、於此本者、平野神主之家ヨリ外ニ、他家

ニ不可有本也、可秘々云々、

髮長吉叟^{生年} 八十八歲

日本書紀私記 自第一 神代上
天地未剖 陰陽未分
如鷄子
清陽者
薄霧
滄海
精妙之合
博易
重濁之凝
揚難
開闢之初

目と見えたり。御巫清直は、この書を以て、承平六年の私記としたれど、別種のものなるが如し。この書は、昭和八年重要美術品に認定せられ、古典保存會にて複製し、近年新訂増補國史大系に收めたり。また多田政伸、谷村光信等の奥書ある寫本あり。

乙 應神天皇まで上下二卷あり。

神代の卷は、前掲に同じく、宮掌大内人秦某が、福村家秘藏の本を以て寫したるよし記せり。書中の二字三字等の詞を抜き出で、訓讀を附し、或は歌のよみ方をも示したるものなり。群書一覽には、

偽書にして、信用するに足らずといへり。これを釋日本紀と對照するに、同書秘訓に、鵠鶴の訓を五説あげたるが、この書の「止豆岐萬奈比止利」の訓なければ、蓋し同書の著者は、この書を一覽せざりしもの、如し。

帝王本紀

この書今傳はらねば、詳ならず。書名によれば、列聖の御系譜、及び御事歴を記したるもの、如し。但し日本紀欽明天皇二年の註に、帝王本紀多有古字、撰集之人屢經遷易、後人習讀、以意刊改、傳寫既多、遂致舛雜、

とあり。「多有古字、」など記せるによれば、上宮記の如く、假名文體に記したるものならんか。日本紀通證には、聖德太子御撰の天皇記なるべしといへり。或は古事記序にいへる帝記と同じきものにや。帝記は、上宮聖德法王帝説に引載し、正倉院所藏天平二十年六月十日寫經目錄には、「帝紀二卷」と見え、里見忠三郎氏所藏天平十八年閏九月廿五日穗積三立手實に、「日本帝記一卷十九枚註」とあり。是等の帝紀は、同じきものなりや、同名異書なりや、この帝王本紀とは、異名同書なりや、詳ならず。

雜氏本紀 庶民本紀

この兩書もまた傳はらず。日本紀通證にいへるが如く、帝王本紀を聖德太子御撰の天皇紀とせば、雜氏本紀は、臣連國造百八十部等の本紀なるべく、庶民本紀は、公民等本紀をさしたるものならんか。

本朝帝紀 敦光撰

歷朝の事どもかきたるものなるべし。今傳はらず。たゞ法橋顯昭の

古今集序註に、本朝帝紀云、敦光朝臣抄云歟延喜五年四月十五日、今日御書所預紀貫之、撰進古今和歌集一部二十卷云々、

とあるのみにて、所載の年紀、及び卷數詳ならず。著者敦光は、式部大輔明衡の子なり。堀河、鳥羽、崇徳の三代に仕へて、文章博士、大學頭式部大輔に歷任し、年八十二にて、天養元年卒したり。

本朝世紀 二十卷 藤原通憲撰

宇多天皇以來の歴史なり。藤原通憲の著したるものなる事は、九條兼實の玉葉治承三年十月十一日の

條に、「信西法師作之」とも「信西法師所抄出也」とも記し、一條兼良の桃花葉にも、「信西法師作也」といへり。藤原頼長の

宇槐記抄には、仁平元年五月三十日、信西法師良久交語、法師語曰、奉法皇密詔、自去年冬制作國史、自宇多御代、至于堀河院、以續三代實錄、

と見えたり。即ち鳥羽法皇の勅命を奉じて、宇多天皇以來、堀河天皇までを編纂したるものなり。「自去年冬、制作國史」とあれば、久安六年冬より著手せしものなり。玉葉、及び桃花葉に、「寛平一代國史」と記したるによれば、宇多天皇の御代のみ成りて、以後は未定稿のまゝなりしにや。通憲入道藏書目録には、近衛天皇の康治、天養、久安、仁平の本朝世紀あれば、鳥羽、崇徳、近衛の三代の編纂にも著手したるもの、如し。

著者通憲は、大學頭藤原季綱の孫にて、加賀守實兼の子なり。鳥羽天皇以來、三代に仕へて少納言となり、後出家して、信西と號す。博學を以て世に聞え、この外法曹類林の著あり。平治の亂、藤原信頼、源義朝のために殺されたり。

卷數も、この目録に二十卷とあれど、桃花葉には、三十卷として、「寛平一代國史也」と記せり。寛平一代のみにて、三十卷あるによるに、堀河天皇、または近衛天皇までとせば、夥しき卷數となるべし。されど、未定稿なれば、素より卷數も定まらざりしならん。通憲入道藏書目録には、第四十八、五十七、五十

八、九十六、百一の五櫃五合の中に、仁和、寛平九卷、寛平、延喜四卷、延喜十一年より、同廿二年まで十二卷、延長元年より、同八年まで八卷、承平十三卷、天慶十五卷、康治五卷、天養五卷、久安三卷、久安十二卷、仁平六卷、外に上軼七卷、二軼十一卷にて、百八卷あり。なほ、

玉葉に、治承三年十月十一日、大外記師尙來、中仰本朝世紀可借進之由、申可持參之旨、件文信西法師作之、寛平一代國史云々、而給師元朝臣令書寫之、傳在師尙之許、他人一切不持云々、仍所尋召也、十四日、大外記師尙持參本朝世紀上軼七卷、信西法師所抄出也、

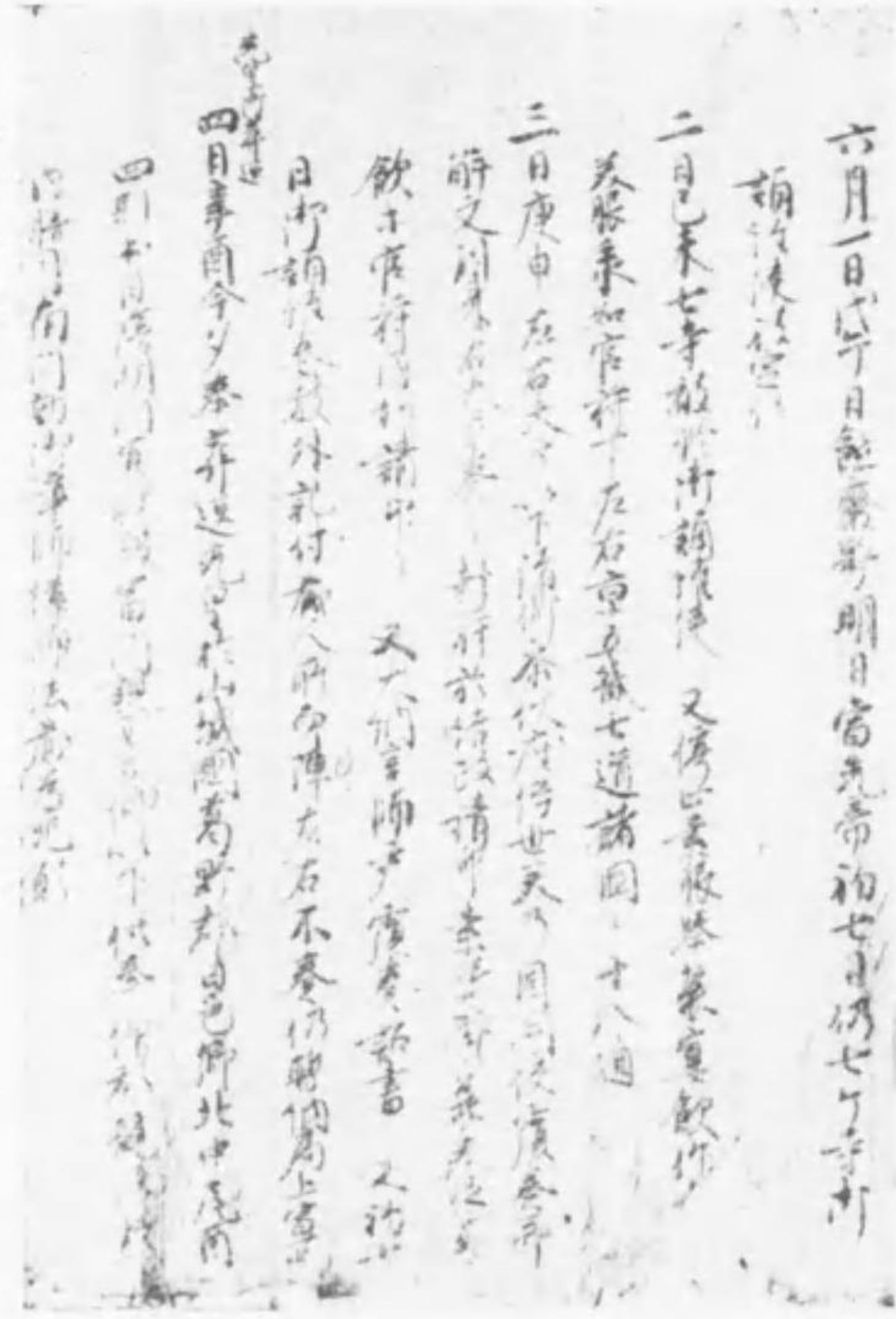
とあるによれば、寛平一代の上軼七卷ありし事知られ、通憲入道藏書目録に、上軼七卷とあるにあへり。この書は、主として外記局の日記によりて、編修したるもの、如し。蓋し通憲少納言たれば、その配下なる外記局の記録を骨子として、諸家の日記を參取したるものなり。完成したりと推定せらるゝ寛平一代の紀は、今傳はらねば明ならねど、現存せる承平五年以後は、外記日記のまゝなるが如し。即ち「承平五年五月卅日癸亥、天晴、此日休也」とある「休也」は、外記政に關するものにて、天慶五年六月廿一日、祇園に走馬を獻る條には、「件事、自殿上所被行也、仍不能細記」としたるを以て推考すべし。されば、外記日記の缺けたるところは、他の記録によりたるものなるべく、康和五年、康治三年の記の如きは、少外記重憲記と同じく、長和二年の記は、小右記のまゝを採れり。これ等は、書名を掲げざれど、中には往々書名を擧げたるどころあり。即ち長元九年の記には、系圖を引き、その他江記、左記、大内記長

光私記、權大納言伊通卿記、頭中將經宗記、侍從大納言成通卿記、助正記、以降記などの書名見えたり。また正暦元年九月、同五年三月、長保元年五月の記は、唯日と干支とのみなるは、外記日記缺けて、さしあたり採るべき記録なきを以て、紀事なかりしものなるべし。康治元年秋冬は、たゞ目録のみなるが、是も同じき故ならんか。

この書の中、寛平一代をば、通憲の命により、中原師元書寫し、その子師尙に傳へしが、後九條兼實の需めに應じて、師尙持參したる事、玉葉に見え、元亨三年、花園上皇、後伏見上皇に、この書一合を借覽し給ひし事、花園院宸記に見えたり。後靈元上皇、享保七年、伏見宮御藏本四十六冊を寫さしめ給ひて、幕府に下賜せしめ給ひし事、好書故事に見えたり。和學辨に、「近年本都にて寫させ給ひしは、四十六卷あり」と記したるものこれなり。刊本は、群書類從に收めたる康和元年、及び同五年一卷あり。また伴信友の校本、及び諸本を以て校定して、國史大系に收めたるものあり。その年紀は左の如し。

- 朱雀天皇 承平五^五天慶元^秋二^夏四^秋五^夏八^秋
- 冷泉天皇 康保四^五安和元^春五^四
- 花山天皇 寛和二^夏
- 一條天皇 正暦元^秋四^冬五^春長徳元^冬長保元^二三^四八^九五^春
- 三條天皇 長和二^夏

- 後一條天皇 長元九^四
- 後朱雀天皇 長元九^七
- 後冷泉天皇 治暦四^六秋
- 堀河天皇 寛治元^十康和元^四四^四
- 近衛天皇 康治元^四二^天養元^四久安元^二三^四四^春五^四六^秋仁平元^二三^四



本朝世紀 (藏新氏郎三忠中田)

この書の古寫本は、伏見宮御所藏二十一卷、及び佐々木信綱博士所藏天慶五年四月一卷、上賀茂社司岡本清茂舊藏) 田中忠三郎氏所藏康保四年、安和元年一卷あり。佐々木本は、昭和八年重要美術品に指定せられ、一部分の寫眞を百代草に收めたり。田中本は、同十年國寶に指定せられたり。この書の事は、伴信

友の本朝世紀考(比古婆衣)に見えたり。

扶桑略記 三十卷 阿闍梨皇四抄

神武天皇より、堀河天皇に至る國史なり。この書は、護持僧補任、立坊次第等に、扶桑記としてのせたらば、扶桑記が本名にして、扶桑略記は、抄略せしたるものならんとの説あり。美賀保志編後所載川喜多真彦説に徴すべきものなければたしかならず。殊に明文抄の如きは、扶桑略記としたれば、却て扶桑記は、扶桑略記の略名ならんもしるべからず。

この書は、堀河天皇を今上皇帝として、寛治八年三月二日、京極關白師實淨妙寺の參詣を最末とせり。蓋しそれより以後のものにして、堀河天皇御在位中になりしものなり。白河天皇を六條天皇と記したるは、當時六條院を御在所とせられたるが故なり。

著者皇圓は、粟田關白道兼の玄孫、豊前守重兼の子にして、尊卑分脈に山と註し、皇覺の弟子にして、肥後阿闍梨と稱したるよし、本朝高僧傳に見たり。

卷數は、世に傳はりたるものも、三十卷あれど、その中、卷七より、卷十九まで十三卷、聖武天皇天平九年より、清和天皇まで闕逸せり。但し聖武天皇天平九年より、平城天皇大同二年までは、拔萃一卷あり。平維章の和學辨には、二通ありといひ、山岡俊明の示蒙抄には、一本日本紀略を混淆したるものあるよしをいひ、群書一覽には、醍醐天皇を卷一として、卷十四後鳥羽天皇まであるよしを記せり。これ等は

是先主與家長之也我世不知其子孫身也
十東今吾日此集卷十身而後先世高知
其虛實多吾可致座吾方居且上僧圓皇
高僧皇陳本末世世世世世世世世世世
實者我世此世世世世世世世世世世世
上於是親使汝汝馬十勝吾日日本
皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇
皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇
九年し身如未後一千六百四年



扶桑略記 (藏所庫文崎若) 記 略 桑 扶

蓋し別のものなるべし。この書は、日本紀以下の諸書を參考し、一々原文のまゝをあげて、その書名を註記したれば、よるべき事殊に多く、且つ引載したるもの、中、延暦寺僧禪岑記、雙林寺實錄、和漢年代曆、古人傳、流俗僧傳、高岳親王傳、寬平御記、醍醐御記、善家秘記、天曆御記、將門誅害日記、純友追討記等、今傳本なきもの尠からず。

貞永二年二月九日、於坂本書寫畢、同月十日、夜於燈下移點校合了、于時正第五日也、とあり。寶生院の所藏にも、鎌倉時代書寫第一、第三の二帖あり。また小川睦之輔氏所藏の一卷あり。

小川本は、昭和十一年國寶に認定せられたり。刊本は、文政三年昌平校にて刊行したるものあり。また史籍集覽にも收め、國史大系には、更に諸本を校訂して收めたり。

この書の参考書は左の如し。

- 扶桑略記考證 一 末 詳
- 扶桑略記殘冊摘要 一 小野 高尙
- 扶桑略記校偽 一 狩谷 望之
- 扶桑略記考(比古婆衣) 一 伴 信 友

帝王系圖 二卷 神武以降至白河院、記代々君臣事、中原撰

代々君臣の事を記すとあれば、帝王系圖と題したれど、列聖の御系圖のみならず、臣下の事をも記したるものなり。撰者を中原として、人名缺けたれば、明かならねど、白河天皇までのものなるによれば、或は久壽元年に歿したる大外記中原師安の撰びたるものならんか。師安の事は、諸道勘文の條に記したり。師安以外、中原氏にて、帝王系圖を編修したるは、中原師光にて、

續後撰和歌集雜中に、

帝王系圖かき侍るとて

中原 師 光

神代より今我君につたはれる

天つ日嗣の程ぞ久しき

と見えたり。師光は、師安の弟師元の玄孫にて、大外記師重の子なり。文永三年三月、六十三歳にて卒したる事、地下家傳に見えたり。但し秋風抄下雜には、この歌を入道攝政(道家)とし、その一本には、「かきて侍るとて」を、「ひらきて」に作り。なほこの外、帝王系圖は、下の氏族の篇中二三あれば、併せて同條に載せたり。

新抄 自後白河院、至順徳院、中原師重撰

前田一本には五卷とあり。

今傳はらねば詳ならねど、蓋し本朝世紀の如きものなるべし。本朝世紀は、近衛天皇までを記したれば、その續編として、後白河天皇より、順徳天皇までを記したるものならんか。殊に本朝世紀は、多く外記日記に據りて、編纂したるものなれば、この書は、もとより外記の家なる中原師重の撰修したるものにて、外記の日記を主としたるものなることは、言ふを俟たず。釋日本紀に引きたる日本新抄は、神代の事を記したれば、別のものなり。

著者中原師重は、大外記師元の孫にて、師尙の子なり。中原氏系圖に、正四位、大外記とあり。地下家

傳に、承久二年、五十六歳にて卒したるよし見えたり。

春秋曆 三卷

記和漢年々吉凶事、親經卿撰

この書今傳はりたるは、一卷のみにして、序文の次に、本朝和漢家と記し、天地開闢より、神武天皇辛酉元年に至れり。卷一なるべし。

序文に、蓋聞、二儀剖判、人神之道著焉、萬物化醇、帝王之業備矣、漢家本朝其歸一揆、於是歷代傳統之系、興廢治亂之兆、年號國號之表、割裂併合之蹤、式觀相對之群書、皆其依違不悉辨、故撫百氏之載籍、以討二朝之源流、定是照龜鑑於曩古、質狐疑於來今者也、於戲年代二六、緯入幽微、纒雖聞傳語於故老、孰能比曆數於異朝、是以稱元之制、其文略矣、但述一致、以備闕文、周倍以上同不繫月日、以本朝之不得相對也、彼神武者、人代之初君也、惠王者東周之賢王也、考乎其時則相接、言乎其位則列國、粵若起自神武元年與惠王十七年、冠甲子而編年、駢和漢而爲表、或者曰神武天皇元年辛酉當周僖王三年、是據唐釋靈實曆歟、然與馬氏年表、他家年代曆、編年通載、粗有疑錯、莫辨其實、今則不取、卽用數說、昔者推古天皇聘隋帝之書、載東天皇敬白西皇帝之辭、爰知此土稱東、彼國號西、虞書、春事曰東作、秋政曰西成、蓋因東西之方、爲春秋之位歟、肆名此書曰春秋曆、以義取字、敢立佳名而已、本朝則日本紀皇帝系圖、參而用之、漢家則年代曆編年也、載並而舉之、以之爲本、亦復唐紀或有疎略抵牾者、

以俟後賢之研校、古今數千載之間、西東百萬里之域、開卷推述此焉、粲然、雖時有紕繆、非無所發明、惣其大較、信誦中之管轄也、



（藏所庫文澤金） 曆 秋 春

と見えたり。その「春事曰東作、秋政曰西成、蓋因東西之方、爲春秋之位歟、」とあるにより、和漢を春秋として、春秋曆と名づけたるものなるべし。中下卷傳はらざれば明ならねど、和漢合運などのさまに記したるものならん。

この書の古寫本は、金澤文庫所藏にして、卷尾に、「延元元年二月一日書寫、黜允」とあり。後年水戸彰考館にてこれを書寫し。左の奥書をそへたり。

此書延寶戊午之冬、鎌倉莊嚴院所藏古本寫之、古本不標氏名、今考本朝書籍目錄、春秋曆三卷、親經卿撰、記和漢年々吉凶事云々、據之則、此書藤親經所撰也、惜哉僅有一卷而不全備矣

彰考館識

著者親經は、日野廣業の裔にて、參議俊經の子なり。尊卑分脈に、「母參議實親女、三事、式部大輔、文章博士、勘長、參木、大辨、權中納言、從二、建久二五廿二薨、七十九、」とあり。

和漢春秋 大外記師弘撰

この書も今傳はらず。春秋曆と同じき類のものなるべし。著者師弘は、中原師遠の曾孫にて、大外記師朝の子なり。中原氏系圖に、「大外記、正四上、」とあり。

續新抄 大外記師光抄

内閣一本、前田一本、徳富本等五卷としたり。

この書も今世に傳はらず。中原師重の新抄の後をうけて、順徳天皇以後の事どもを記したるものなるべし。但し前田侯爵家所藏に、新抄と題する書五卷あり。文永元年より、同四年に至るもの四卷、及び弘安十年の一卷なり。同家所藏の

木下順庵の手翰に、新抄と題目御座候へ共、書體は、外記々々モ可有御座奉存候、標題、又は標之内ニ、中原師榮ト有之分ハ、墨色新布見へ申候而、偽作ト奉存候、外記記ニ、題目ヲ新抄ト偽書仕候カト奉存候、本朝書籍目錄ニ載申候新抄トハ、時代懸隔後々御座候已上、

と記せり。前掲の新抄は、後白河天皇より、順徳天皇に至り、この續新抄の著者は、上の帝王系圖の條に記したるが如く、文永二年歿したれば、この前田家本とは、同じきものにあらず。同一系統のものとなせば、前田家本は、續新抄の後をうけたるもの、如し。

國後抄 自仁和至堀河院、敦基抄

内閣一本、前田一本、徳富本等十六卷としたり。

この書も今傳はらず。台記、及び御遊抄には、國史後抄と記したり。六國史以後、堀河天皇までを抄記したるものなるべし。通憲入道藏書目錄には、十六卷と記せり。内閣本等に十六卷と註したるは、同藏書目錄によりたるものなるべし。宇多天皇より、堀河天皇まで十五代なれば、あまりくはしきものにはあらざるべし。伴信友は、この書と、日本紀略醍醐天皇以後と、同じきものにて、宇多天皇の巻と、後朱雀天皇以後とは、缺けたるものなるよしを論じたり。比古 嬖衣されど、その微證として掲げたる袋草昏遺篇に引きたる國後抄の文と、今の日本紀略の文と同じからず。且つ

御遊抄朝觀行幸の條に、昌泰二年正月、幸朱雀院、命本康親王彈琴、雅樂寮奏音樂、殿上群臣時賜絃歌、國史後抄、

とあるを、

國後抄

日本紀略には、昌泰二年正月三日丁酉、天皇朝觀太上天皇於朱雀院、以入新年也、賦庭中梅花詩、と記したり。その文の異なるを以て、日本紀略と同じきものにあらざるを證すべし。この書は、已に通憲入道藏書目録に見え、また

台記に、久安二年五月廿一日己丑、相具國史後抄參院、使顯遠奏之、先日可御覽之由被仰、仍持參、又僧綱補任一卷持參之、良源僧正不逢一條院御時事、見此補任、時於山上、法皇被仰逢一條院御仰云、國史後抄尤神妙、僧逢一條院御時事、昨日被仰辭事也、

と記したり。その古書に引用したるは、御游抄、袋草昏遺篇、古今和歌集序註等にて、昌泰、延喜、天曆等の記あり。

著者敦基は、文章博士藤原明衡の子なり。後冷泉天皇より堀河天皇に至る四代に仕へ、大内記、文章博士に至り、この外柱下類林の著あり。嘉承元年七月、六十一歳にて卒去せり。中右記に、「天下屬文之人、莫非弟子、」と見えたり。

邦典秘抄 六十一卷

神宮文庫本、江藤文庫舊藏、以下の諸本、郡典秘抄とし圖書寮本、(鷹司舊藏)池田本、群典秘抄としたリ。

これも、今傳はらねば、いかなるものとも知り難し。

國後要抄 二卷 中御門右府抄

これも今傳はらず。信友は、敦基の國史後抄の抄録なるよしいへり。比古いかなるものにか詳ならず。著者中御門右府は、右大臣宗忠なるべし。宗忠は、大納言宗俊の子にて、白河、堀河、鳥羽、崇徳の四朝に歴事し、永治元年、八十一歳にて薨じたり。

國史以後臨時公事鈔

これも今傳はらねば、著者も明ならず。六國史以後に於ける臨時の朝儀をかきたるものなるべし。但し土御門通方の筋抄に記したる文明十八年十一月九日の奥書に、此外臨時公事衣抄云々、皆此御抄也、とあるものと同書にて、衣の字を脱したるものならんか。

曆 錄 四卷

今傳はらず。

聖德太子傳曆に、今遇難波百濟寺老僧、出古老錄傳太子行事奇蹤之書三卷、與四卷曆錄、比較年曆一

不誤、余情大悦哉此一曆、

とありて、聖徳太子の御事曆を記したるところありしが、鎌倉時代には、已に亡佚したるにや。正和三年法空が聖徳太子傳曆に就いて註記したる

聖徳太子平氏傳雜勘文に、四卷曆録事、此文有何所乎、能々可尋之、又愚推云、彼四卷曆録者、方疑者卷數莫大也、思非太子一純之書、相交餘事歟、

と記し、また同書に引きたる或人説、及び太子傳玉林抄七には、曆録は、日本紀をいへるものにて、四卷は、日本紀中の別卷四卷にして、卷十九以下の四卷、五代五十八年をば、年曆の次第を追うて、記録したるものなれば、曆録と名づけたるよしへり。されど、この書は、欽明天皇以下五代の紀のみにあらず、神武天皇以來のものなる事は、政事要略五十四に、「曆録第一云」として、崇神天皇をあげ、釋日本紀述義景行天皇の條に引きたる公望私記に、「案曆録^{第一}云々」とあるにてしるべし。この外、釋日本紀述義雄略天皇の條、及び聖徳太子傳曆推古天皇元年、二十一年、二十六年、二十八年の條、及び舒明天皇二年、三年の條に引きたり。また東大寺要録卷九に、「曆録第一^{合四卷}可考」とありて、孝昭天皇より、成務天皇までの山陵を列記したるものも、この書によりて、抜き出でたるものなるべし。

この書は、著者、及び著作年代詳ならねど、上宮聖徳太子傳補闕記に見え、政事要略、及び延喜の公望私記に引きたるを見れば、平安朝の初期になりしものなる事は明なり。

日本略雜記 一卷

今傳はらず。古書に引きたるものもなければ、詳ならず。

日本紀問答 一卷

日本紀について、疑義を問答したるものなるべし。今亡佚したれば、そのさま詳ならず。日本紀私記の中には、問答體なるもあれば、この書も、その一種なるにや。

この書は、弘安元年十月、龜山上皇、大宮院と、宇治平等院に御幸の時、關白兼平供奉して、平等院經藏を開き、この書を書寫したる事あり。勘仲記廿二日の條に、「又被書寫日本紀問答、長者殿已下枚々放之書寫、無程終功畢、」と見えたり。

神別記 十卷

上の神事篇に「神別記十卷、」とありて、書名卷數同じきよれば、こは重出なるべし。

肥人書 五卷

この書の事は、

釋日本紀開題に、又問、假名字誰人所作哉、答師說、大藏省御書中、有肥人之字六七枚許、先帝於御書所令寫給、其字皆用假名、或其字未明、或乃川等明見之、若以彼可爲始歟、

とあり。この問答は、前後の文によれば、前掲の矢田部公望の私記なるべく、先帝とあるは、醍醐天皇の御事ならんか。

この書の事は、

新井白石の同文通考に、本朝書籍目錄に、肥人書五卷をのせられたり、さらば、この書もと五卷なりしに、後には、纔に六七枚ばかり、大藏省の御書の中にのこれるなり、肥人書とは、肥の國人の書也、肥の國といふは、今の肥前、肥後等の國ことなりといふ人あれど、萬葉集中に、十一肥人とかきて、こまびと、よみたれば、肥人書といふは、高麗國の書をやいひけん、今も朝鮮の國中にて、用ふる所の文字、其體梵篆の如くなるを諺文といへるあり、今の朝鮮といふは、古の三韓の地をあはせたる國なれば、今其國に用ふる所の文字あること、古よりの俗なるべき、さらば高麗の世に、その國に行はれし文字、我朝に傳はりしをしるせる書なりけんもしらす、されど、肥人書に見えしといふ所の字、今も我國に用ふる所なれば、兼方の説によりて、この書を以て、我國の假字の始とぞいふべき、今片假名のツの字、假字のツの字等、すなはち肥人の書なり、

といひ、伴信友の假字の本末にも、肥人を高麗人として、吏道の草書にて、かきたるものなりしにやといへり。古史徵開題記には、これを駁して、火國人の書なる事、次に薩人の書とあるにてしるを得べきよしを論じ、且つこの目錄に五卷とあるは、釋紀六七枚とあるにあはねば、後人の加筆なりとし、この書を以て、神代文字なるべきよしを辨じたり。但し肥人に就いては、令集解夷人雜類の下に、「古記云、夷人雜類謂毛人、肥人、阿麻彌人等類、」と記し、「假令隼人毛人、本土謂之夷人也、」とあるによれば、隼人をさしたるもの、如し。されど、肥人は、薩人と並べたれば、火國の人にて、肥前、肥後地方に於ける特殊の土人間に使用したる一種の文字と見るべきか。または、その記録にて、書體に異様なるものありしにや。

薩人書

こは、他に見えざれば詳ならず。

同文通考には、これも、肥人書の類にして、薩摩人の用ひし書體なるよしひ傳へぬ、さらば、これも我國の書の一體なるべし、

といへり。

月舊記 一卷

この書今傳はらねば詳ならず。古書に引きたるは、年中行事秘抄正月十五日壬水司献御粥條に、天平勝寶五年正月四日の勘奏をのせ、本朝月令四月八日灌佛の條にも引きたり。また政事要略、明文抄には、九月九日節會にこれを引きて、その中に魏文帝與鍾繇書、續齊諧記、天平勝寶七年正月四日の勘奏をのせたり。この外、年中行事秘抄の處々に引きたる舊記も、この書の略名ならんか。諸書に引きたるものによれば、この書は年中行事などに關する事を記したるものなるが如し。

この書の著作年代、及び著者は詳ならねど、本朝月令に引きたるを見れば、村上天皇以前のものなるべし。月舊記とは、如何なる意にか、月は著者の姓名、または居處等の文字の偏をとりたるものならんか。

平京雜記 七卷

神宮文庫本(村井、江蘇舊藏)前田二本、彰考館一本、徳富本等、平京新記としたり。

この書も、今逸して、古書にのせたる遺文だに見えず。

三公事

本朝月令 六卷

或四卷歟記、記年中公事本縁、公方撰

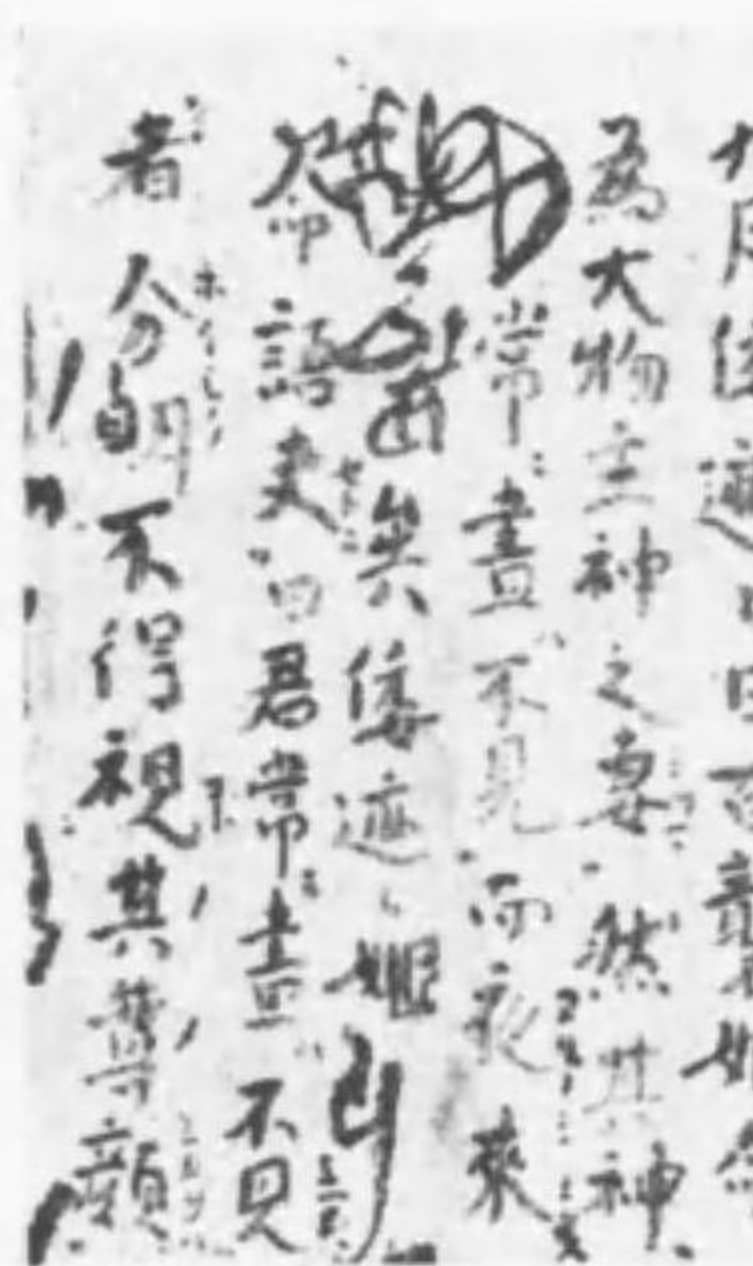
年中公事の本縁とは、年中行はる、恒例公事の起原などを記したるものなり。「或四卷歟」と註したるは、通憲入道藏書目錄に、四卷としたるによりたるものか。もと四卷なりしを、その中特に二卷を分冊して、六卷としたるものか。六卷なりしを、合せて四卷としたるものによ。

著者公方は、惟宗直木の子なり。醍醐、朱雀、村上、冷泉の四朝に仕へ、明法博士、大判事、勘解由長官、左衛門權佐等に任せられ、家學をうけて、最も法律に精通せり。

この書は、明衡往來に、古事記、官曹事類と同じく、「以秘藏爲宗」と記し、尊圓親王の釋氏往來にも、八日灌佛の導師の參仕に就いて、「本朝月令證本令持給之由、慮外承之、若有恩借、欲決蒙昧」と記されたり。然るに、四卷の中、今傳はりたるは、四月より六月まで一巻のみ。即ち四月は、朔日視告朔事以下十三條、五月は、三日六衛府献昌蒲並花等事、五日節會事、六日競馬事の三條、六月は、朔日内膳司供忘火

御飯事以下十一條あり。いづれも和漢の典籍、及び佛經等に據りて、その起原、沿革等を記したり。引載したる書は、

- 日本紀 古事記 續日本紀以下の國史 類聚國史 古語拾遺 令義解 弘仁式 貞觀式 式 弘仁格 延喜格 大同新抄 外記日記 右官史記 内裏式 儀式 彈例 神名帳 式部記文 月舊記 先代舊事本紀 聖德太子傳 高橋氏文 秦氏本系帳 風俗通記 日本決釋記 世風記 荆楚歲時記 續齊諧記 宿命本起經 海龍王經 等なり。



本朝月令 前田侯爵藏 (藏所氏爲利田前爵侯)

この書は、此の如く残缺となりて、傳はりたるもの四分の一に過ぎざりしが、亡佚したる部分は、明文抄、師遠年中行事以下の諸書に引きたるものあり。そは本朝月令逸文に纂録したり。

この書の古寫本は、前田侯爵家所藏一冊あり。四月より六月までにて、四月は、上卯日大神祭よりあり。本朝月令要文と題して、鎌倉時代中期頃の古文書の紙背に寫したるものなり。南北朝始の頃のものにて、金澤文庫舊藏なり。刊本は、群書類從に收めたるものあり。

この書の外に、本朝月令と稱するもの世に傳はれり。四卷にして、正月より、十二月に至る公事を記したり。中に「一條院勅書」と見え、舊事玄義抄等を引きたるものあり。後人の偽作したるものなる事は、いふを俟たず。篠崎維章の和學辨に、本朝月令も二通ありといひ、示蒙抄増補にも、「本朝月令二三本あり、殘闕して、四月より六月までありて、一卷なるは眞本なり、餘は贋作にかゝれり、用ふべからず」といへるは、その本なるべし。

清涼記 五卷 天曆御撰、雅材奉勅書、若小一條左大臣奉勅撰、

恒例臨時の朝儀を記させ給へる書なり。清涼抄とも、清涼御記とも記したるものあり。清涼記は、蓋し清涼殿記の略稱なるべく、清涼殿は常の御座所なれば、ここにて宸筆を染めさせ給へる故の稱ならんか。

この御記の卷數、江次第抄には十卷として、これとあはず。されど、權記にも五卷と見えれば、もとは五卷なりしが、後には、卷冊を分ちて、十卷としたるものありしなるべし。

この書の御撰なる事は、權記、法性寺殿記に見えたり。その「雅材奉勅書」とあるは、雅材が宸筆の御草本によりて、清書したるものなるべし。雅材は、肥前守藤原經臣の子にて、文藻あり。村上天皇の親任

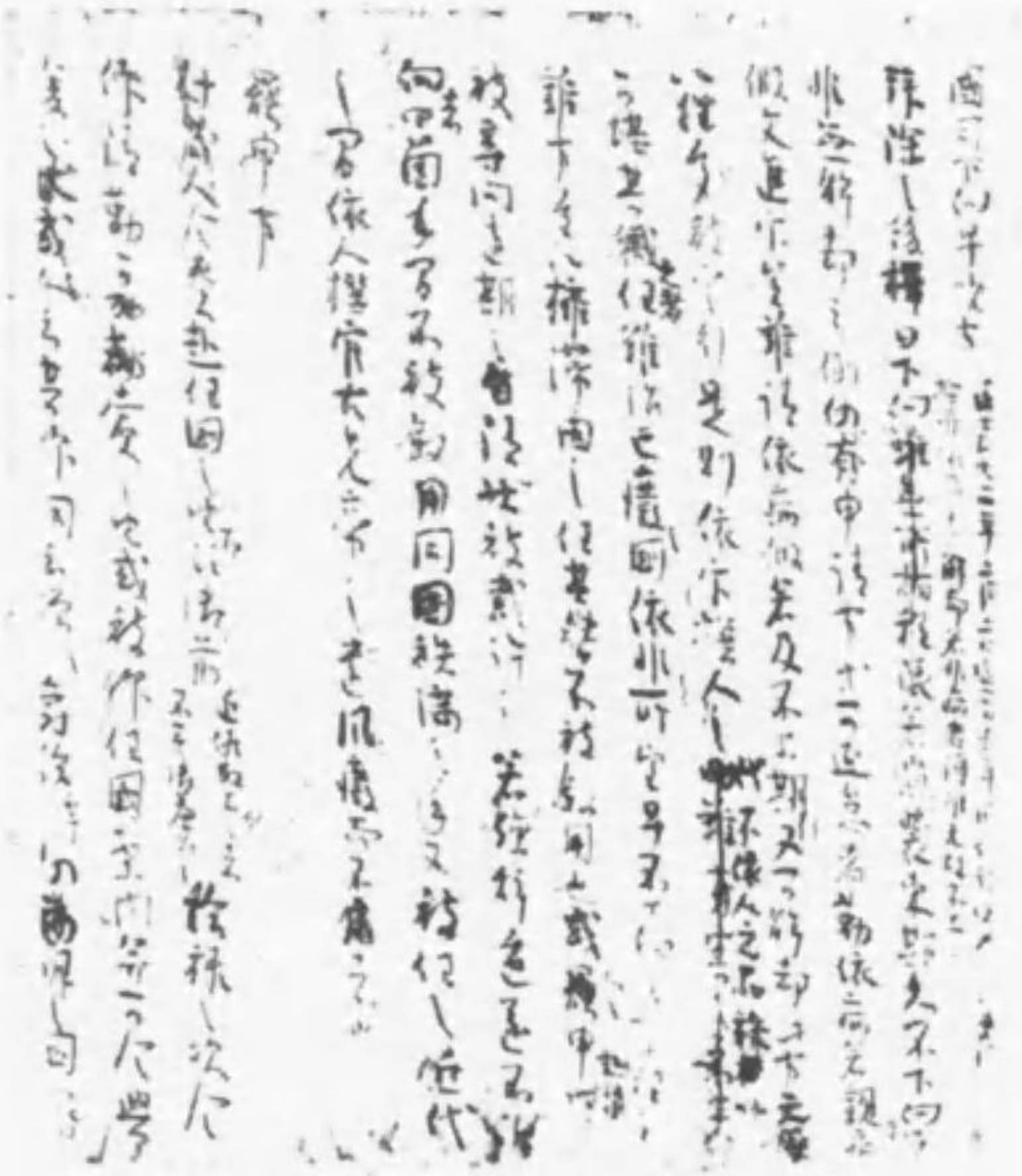
大納言藤原公任の著なる事は、諸書一致して、異説あるものなし。

この書は、著者公任の稿本一卷あり。三條公傳家の所藏なり。また前田侯爵家の所藏古寫本十二卷、及び永正の古寫本五冊あり。刊本は、弘化二年丹鶴叢書に收めて上木し、後國書刊行會にて、これを活字に附し、近年増補故實叢書にも收めたり。この書の事は、史學雜誌四十六篇第九號に拙考を載せれば、左に掲ぐ。

一

大正十五年三月、公傳三條公輝氏所藏の記録文書を史料編纂所に委託せられたる際、これを點檢調査したりしが、その中に、古き記録の殘簡一括あり。一條天皇の長徳、長保の年月を記したる古文書を繼ぎ合せて、その紙背に筆録したるものなり。處々に抹消して書き改めたるところあり、追記したるところあれば、原稿草本の類なる事は、言を俟たず。その中に、吏途指南と記して、その目錄を記したる一紙あり。吏途指南は、藤原公任の著北山抄の一部にして、今傳はりたるものと異ならざれば、その稿本なる事明なり。公任の筆蹟と稱して世に傳はりたるものには、萬葉集切、朗詠集切等の古筆斷片あれども、正しき公任の自筆なりや否や、未だその明證あるものに接せざりしが、この稿本によりて、始めて公任の手蹟を見、その筆致を伺ふ事を得たり。この稿本は、文部省にて、昭和六年國寶に指定せられ、史料編

纂所に於いては、これを寫眞版として古簡集影に收め、遠からず公にせらるる事あるべしといふ。余は曾て、北山抄と同じ種類なる西宮高明の西宮記と、惟宗允亮の政事要略の古寫本とを、前田侯爵家に於



北山抄 (藤原公任公傳氏所藏)

いて一覽し、兩書に關する考説を本誌に掲げたる事ありき。よりにて今回北山抄に就いても、一考を試み、識者の教を乞はんとす。

二

北山抄は、年中行事、及び臨時の朝儀を記し、太政官にての政務、近衛大將中將等の作法、國司に關する事等を記したるものなり。藤原公任の著なる事は、諸書に見えて、未だ異説あることを聞かず。なほ本書卷十吏途指南に、「先公爲權辨、文範爲左中辨之時、」と見えたり。即ち先公は、公任の父廉義公頼忠にして、公卿補任に、天曆九年二月十七日、文範左中辨となり、同十年三月廿四日、頼忠權左中辨となりし事見えたり。以て公任の著なる事を證するに足れり。

公任は、小野宮實頼の孫にして、圓融天皇以下五朝に歷仕し、累進して大納言に至り、陸奥出羽の按察使を兼ねたり。よりにて按察大納言といひ、また四條の第に住みたるを以て、四條大納言と稱せられたること、榮華物語、大鏡等に見えたり。公任衆藝に秀で、殊に管絃を善くし、詩歌に長じたること、大鏡、古事談等に見え、朝儀典禮に練達したること、江談抄に記せり。大納言源俊賢、同藤原行成、同齊信と、名を等しうして、世に四納言と稱せられたり。萬壽元年、藤原教通に嫁したる愛女の死を哀みて致仕し、北山長谷の山莊に入りて出家し、長久二年正月、七十六歳にて薨去せり。

三

この書を北山抄と名づけたるは、著者公任が、晩年北山長谷に閑居したるによれり。撰集秘記には、北山納言抄といひ、中右記、玉葉には、北山記とし、江次第には、北山要抄と見え、覺禪抄には、略して北抄と記せり。また公任を四條大納言と稱したるによりて、水左記、中右記、江次第には、四條大納言記とし、殿曆には、四條大納言十卷抄と記し、富家語談には、四條大納言書と見え、後二條關白記、江次第には、略して四條記とも記せり。

この書の卷数は、本朝書籍目録に十卷とあり。但し群書類従本同目録には、十二卷とし、寛文刊本同目録寫本の目録の中には、「十二、十五、十六」と註して、十五卷、十六卷のものもあるよし記せり。なほ色川三中舊藏（靜嘉堂文庫所藏）の同目録には、藍字にて三十卷と註したるによれば、三十卷あるよしの説もありしなり。色川氏の註記には、

十二卷トスルモワロシ、十卷トセシハ、今ノ本ニコレリ、三十卷トハコトニ非ナリ、モトハ五十卷モアリシト見エタリ、

といへり。されど、小野宮顯仲の家に傳はりたるものは、十卷なるよし中右記に見え、殿曆にも十卷として、堀河天皇の頃には、十卷なるもの多し。且つ仙洞御文書目録に見えたるもの、及び今の本も十卷なるによれば、本朝書籍目録の神宮文庫本、内閣本、前田本、神智文庫本等に十卷とあるを以て正しとすべきなり。されば十二卷、十五卷、十六卷は、蓋し十卷を分冊したるものなるべく、三十卷とし、五十卷あるべしといへる説の誤なるは明なり。但し増補示蒙抄には、「十一卷なるを善とす、」といひ、右文故事、群書一覽の如きも、十一卷としたり。世に傳はりたる諸本の中、十一卷なるは、卷九の裏書を別冊としたるものなり。唯大久保忠寄の舊藏本（靜嘉堂文庫所藏）のみは、本文十一卷なれど、卷十一は、卷七都省雜事を重複したるものなり。また圖書寮御所藏二本、及び内閣所藏本は、七冊にして、内閣所藏の林氏本は六冊、前田侯爵所藏本五冊、内閣所藏神祇官本は九冊なり。されど、圖書寮、内閣、靜嘉堂文庫等の諸本は、多く十冊なれば、五冊、六冊、七冊、九冊の諸本は、合綴としたるものなり。

四

此の如く、この書は、十卷にして、その篇目は、年中要抄以下八篇に分ち、各その中に條目を設けたり。

即ち、

- 卷一 年中要抄上 正月元日拜天地四方事より、五月十日賑給事に至る九十二條、
 卷二 年中要抄下 六月朔日忌火御飯事より、十二月晦日追儺事に至る九十條、
 卷三 拾遺雜抄上 朝拜より、維摩會に至る十三條、
 卷四 拾遺雜抄下 御元服儀より、講日本紀に至る三十一條、
 卷五 踐祚抄 讓位より、二代一度仁王會に至る十四條、
 卷六 備忘 詔書より、京官除日に至る三十七條、
 卷七 都省雜事 外記政より、請外印雜事に至る十三條、
 卷八 大將儀 朝拜より、倭漢號に至る三十四條、
 卷九 羽林要抄 年中行事は、元日より、大庭儀に至る十八條、臨時は、雷鳴陣より、陣中に至る二十條、

卷十 吏途指南 國司下向早晚より、古今定功過例に至る二十三條、

年中要抄は、年中恒例の公事にして、卷三拾遺雜抄除日の條には、年中卷と記し、三長記には、北山年中行事と見えたり。拾遺雜抄は、年中行事の一部分、及び臨時の儀等にして、江次第、魚魯愚抄には、北山拾遺抄と記し、宇槐記抄には、略して北山拾遺といへり。拾遺雜抄と名づけたるは、如何なる故にか。蓋し

この卷には、年中要抄になき條目を收め、その中二三、年中要抄と條目を同くしたるものあれど、年中要抄は、本文を略し、特にこの卷に掲げたるによれば、年中要抄の拾遺なるが如し。踐祚抄は、踐祚即位以下、御代始の儀などを掲げたり。但し刊本、及び寫本の中には、篇目なきものあり。踐祚抄は、前田侯爵家所藏の古寫十二卷本に記し、同家所藏五冊本には踐祚とし、山田以文の舊藏本（靜嘉堂文庫所藏）には、踐祚要抄と見え、圖書寮御所藏の福家本には、踐祚要抄とあり。この外、同御所藏の七冊本、内閣所藏の神祇官本には、讓位とし、同所藏の林氏本には、讓位即位と見えたり。また卷六備忘宇佐使仁王會の條には、「一代事、在踐祚卷」と記せり。但し卷一年中要抄上朝賀の條、及び卷三拾遺雜抄上朝拜裝束の條には、即位抄と記したるによれば、また即位抄とも稱したるが如し。備忘は、詔勅、行幸、任官、その他の事どもを記せり。卷二年中要抄下伊勢大神宮の條には、備忘卷といひ、卷三拾遺雜抄上除日の條には、備忘記と見えたり。蓋し備忘は、年中要抄、拾遺雜抄等に載せたるもの、外、忽忘に備へんが爲のものなるべし。都省雜事は、太政官の政務を記したるものにて、都省は、太政官の唐名なり。上卿故實には、北山都省とし、卷一年中要抄上列見、及び成選位記の條等には、都省卷と記せり。大將儀は、近衛大將に關係したる恒例臨時の儀なり。羽林要抄も、近衛中將以下、恒例臨時に關する儀を記し、吏途指南は、國司に關する事を記せり。群書一覽には、この外、雜儀一卷ありて、十一卷としたれど、前述の如く、本書は十卷ありしものなれば、本書に關係なき他事の混入したるものなるべし。但し増補示蒙抄、右文

故事にも、十一卷としたるによれば、或は羽林要抄の裏書を別冊として、雜儀と題したるものならんか。また前田侯爵家の所藏本五冊の中、「官奏事北山抄」と題したるもの一巻あり。卷頭の目錄左の如し。

南殿奏事 官東廊床子座 申一上事 勘文體 定文體 諸定類 觸穢類 神事類 佛事類 勅書類

申一上事以下は、その内容目錄とあはず。且つ今の諸本になく、官奏の下に、著者の祖父小野宮實頼と、九條師輔の兄弟が、互に公事儀式を挑み争ふ事を記したれば、實頼の子孫の筆録したるものとも思はず。その書に類したるものなれど、別のものなる事明なり。

前掲八篇の中に收めたる條目は、三百八十五條あり。この中、各篇に條目の同じきもの頗る多し。即ち

- 正月朝拜五、八、 節會一、八、九、 七日節會一、八、九、 御齋會始一、八、 御齋會内論義一、九、
- 賭弓一、八、九、 内宴五、八、 二月釋奠一、九、 季御讀經一、九、 四月灌佛一、九、 駒牽一、八、九、
- 五月競馬一、八、 七月相撲召合二、八、九、 九月九日節會二、九、 例幣二、八、 十一月新嘗祭
- 二、九、 十二月荷前二、八、九、 追儺二、八、九、 旬一、八、九、 射禮三、八、九、 定受領功過三、
- 十、 過分不堪三、十、 異損三、十、 大案四、六、 讓位五、八、 大嘗會御禊五、九、 大嘗會
- 五、八、 東宮行啓六、八、 仁王會六、九、 雷鳴陣八、九、 初任八、九、

この外條目のみありて、本文なきもの尠からず。また行幸、及び除日の如く、行幸召仰、野行幸を別に

挙げ、除日清書、直物、臨時除日、女官除日等の細目を掲げたる類、二三あり。條目のみありて本文なきものは、概ね卷一より、卷七までの間のものなり。この中、卷一、二年中要抄のもの最も多し。卷一には、「在都省卷」、「在備忘卷」など、記して、本文省略の理由を示したるものあり。これによれば、卷一より、卷七までは、互に關聯したるところあるが如し。またこゝに抄出したるは、いづれも本文あるものゝみにして、その中同文なるは、卷四、卷六にのせたる大案の一條のみなりき。これも前掲の如く七卷までのものなれば、一は條目のみにて、本文を略したるものなるが如し。その他は、本文互に詳略異同ありて、同一なるものあらず。此の如く卷七までと、卷八、九、十の三卷と、各本文の同じからざるは、卷八、九は、近衛大將、及び中將に關係するもの、卷十は、國司關係のものにて、各別々のものなるが故なり。また江次第、字槐記抄、羽林要秘抄等には、北山抄といはずして、年中要抄、大將儀、羽林抄等を書名として、本書を引載したるものあり。これによれば、もとは一部のものにあらず、別々のものなりしを、後に一部のものとして、北山抄、四條大納言抄など、稱したるものならんか。

この書に引載したる典籍頗る多く、殊に、今は散逸して傳はらざるもの、殘缺となりて、定からざるもの尠からず。即ち、

- 寛平御記 醍醐天皇御記 村上天皇御記 吏部王記 外記日記 内記所記 殿上記 史記 左近
- 陣記 殿上記 年々私記 眞信公記 保忠卿記 清愼公記 九條記 齊光卿記 邦基卿記 延光

卿記 弘仁式 貞觀式 延喜式 清涼抄 内裏式 内裏儀式 新儀式 親王儀式 寛平式 藏人式 西宮記 雜例 辨官記文 裝束記文 九條殿私記 九條殿口傳 九條年中行事 貞信公教命等あり。彼此參酌して、異同を正し、特にその事例を列挙したれば、恒例のみならず、臨時の朝儀、及び制度を考査して、政治に參與し、吏務を鞅掌するもの、參考に供したり。されど、年中要抄(卷一、二、三)の如きは、條目のみを列ねて、本文をのせざるもの九十條あり。但しこの中には、拾遺雜抄(卷二、三)以下に載せたるものありて、或は「見即位抄」、「在都省卷」、「在備忘卷」とし、或は「在別」など、註したるものあれど、他は著者が、漸次追記する豫定なりしもの、如し。なほ踏歌の條(卷一)には、「付後宴可抄出清涼抄、新儀式、二朝御記、略殿上記等」と記し、五月五日節會の條には、「件節會儀、可抄内裏式云々等」など見えたるによりて、之を證すべし。羽林要抄(卷九)二孟句の條にも、別に「太子參上儀、可註載」と見え、吏途指南(卷十)加階の條に、「應和預造宮賞之者、真材、時明、文實、國章、爲輔、仲遠等、皆治國賞云々、可尋勘」と記したるによれば、後日追加増補の豫定なりし事明なり。また年中要抄上(卷一)大神祭、廣瀨龍田祭の條、拾遺雜抄下(卷四)上皇皇后崩御の條、踐祚抄(卷五)先山陵告即位由條の如きは、儀式を挙げずして、事例のみを挙げたり。是等もまた、他日その儀式等を記入すべき豫定なりしが如し。なほ年中要抄上(卷一)に、「四月二十四日以前奏郡司銓擬事在備忘卷」と見え、備忘卷(卷六)侍從所々監事の下に、「其儀在都省卷」と註したれど、今本の備忘卷、都省卷には見えざれば、その未

定稿なりし事を知るべきなり。大將儀(卷八)、羽林要抄(卷九)、も卷首の記載等によれば、清書したるものにあらず、稿本のまゝなりしもの、如し。殊に吏途指南(卷十)にのせたる目錄の終に、「他卷又有此類、取捨可清書」と記したるによれば、各卷を彼此對照して、稿本を整理し、清書に著手せんとせしものなるべし。今世に傳はりたる諸本は、此の如く未定稿のまゝ、を轉寫したるものなりしが、著者の整理して完成したるものは、如何なるものなりしか、詳ならず。

五

公任のこの書を著したるは、いつの頃なりしか、これを考究したるものなければ、詳ならねど、試にこの書の中に載せたる年次を検するに、卷一年中要抄上、元日の條には、寛弘三年の事あり。卷四拾遺雜抄下、上皇皇后崩御の條には、華山法皇崩御の事見えて、法皇の崩御は、寛弘五年なり。卷五踐祚の中讓位、及即位の條に、寛弘八年の事見え、卷七都省雜事任郡司の條には、寛弘七年の事あり。以てその寛弘以後に著したるものなる事を證すべし。また公任のこの書を著したる事に就いては、知足院忠實の説話を筆録したる

富家語談に、仰云、作法は西宮、並四條大納言書委細也、其中四條大納言書をば故殿殊にめてたがらせ給ひき、其故は、大二條殿御掣にとり、九條殿御記を引いて、作りたる書也、然者此家に尤相叶也、と記し、吉田日次記にも、「彼卿被進掣君大二條殿」と見えたり。大二條殿は、關白教通にして、故殿は、